畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会
報告書

令和３年 11 月
畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会

畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会

報告書

目次

１　検討の背景等
（１）背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）検討体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　畜舎における消防用設備等に係る特例の適用状況等
（１）畜舎に係る主な消防用設備等の設置基準の概要・・・・・・・・・６
（２）消防法施行令第 32 条の適用状況・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）火災の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

３　消防用設備等の特例基準
（１）共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
　ア　特例の対象とする畜舎等
　イ　構造
　ウ　居室
　エ　周囲の状況
（２）各消防用設備等の特例基準の内容・・・・・・・・・・・・・・・27
　ア　消火設備
　イ　警報設備
　ウ　避難設備
　エ　消防用水
（３）留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

４　その他
（１）畜産関係者等への分かりやすい周知・・・・・・・・・・・・・・36
（２）畜舎等の要件適合の維持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（３）大規模な畜舎における個別の警防計画の策定・・・・・・・・・・36

＜別添資料一覧＞

資料1　規制改革実施計画（令和2年7月 17 日閣議決定）抜粋
資料2　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律
資料3　規制改革実施計画（令和3年6月 18 日閣議決定）抜粋
資料4　現地視察の畜舎概要
資料5　新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会
資料6　昭和 50 年4月 15 日付け消防予第 41 号・消防安第 41 号
資料7　昭和 50 年3月5日付け消防安第 26 号

（参考1）消防法令抜粋
（参考2）建築基準法抜粋
（参考3）平成6年7月建設省告示第 1716 号
（参考4）特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 （平成 14 年国土交通省告示第 474 号）

1　検討の背景等

(1)　背景

規制改革実施計画（令和２年７月 17 日閣議決定。資料１参照）において、畜舎等を建築基準法の適用から除外する所要の法律案を整備することとされたことを受け、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（資料２参照）案が第 204 回国会に提出され、可決された。

また、同規制改革実施計画では、消防法令についても、「各地域の規制の実態を調査し、規制の見直しを行う必要があるか検討を行う」こととされた。これを踏まえ、消防庁においては、畜舎における消防法令の適用状況に係る調査を実施したところであり、当該調査の結果を踏まえ、規制改革実施計画（令和３年６月 18 日閣議決定。資料３参照）において、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（資料２参照）の「施行時期を目途として、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正を基本に、畜舎における特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する」こととされた。

以上から、「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として本検討会を開催し、畜舎における消防用設備等の特例基準について検討したものである。

(2) 検討体制等

検討部会の構成員は次のとおり。

＜委員＞（◎：部会長）（敬称略　五十音順）

	内山　智文	大隅肝属地区消防組合消防本部予防課長
	國重　愼二	第一総合法律事務所弁護士
	河野　守	東京理科大学理工学研究科国際火災科学専攻教授
	坂本　修三	一般社団法人日本養鶏協会
◎	関澤　愛	東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授
	竹延　哲冶	一般社団法人日本養豚協会代表理事会長代行
	中野　聡範	盛岡地区広域消防組合消防本部予防課長
	中林　正悦	全国肉牛事業協同組合理事長
	三浦　啓	北海道建築士事務所協会副会長
	水木　慶一	とかち広域消防事務組合とかち広域消防局予防課長

＜オブザーバー＞

全国消防長会

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

農林水産省畜産局企画課

＜スケジュール＞

検討部会のスケジュールは次のとおり。

＜第１回検討部会（令和３年５月 20 日）＞

○消防用設備等に係る特例の状況について
○畜舎の実態調査について
○畜舎における消防用設備等の特例基準に関する検討課題について

⇩

＜第２回検討部会（令和３年７月 29 日）＞

○現地視察について
○課題と対応案について
○報告書の骨子（案）について

⇩

＜第３回検討部会（令和３年 10 月７日）＞

○報告書（案）について

下記日程により、畜舎の実態を調査するための視察を実施した（資料４参照）。

＜視察の実施状況＞

令和３年３月 12 日　北海道帯広市等（牛舎）
令和３年３月 24 日　鹿児島県鹿屋市（牛舎）
令和３年７月５日　北海道河東郡鹿追町（牛舎）※委員（一部）が同行
令和３年７月６日　北海道河西郡中札内村（牛舎）※委員（一部）が同行
令和３年７月 15 日　広島県山県郡北広島町（豚舎）
令和３年７月 16 日　兵庫県三木市（鶏舎）

２　消防用設備等に係る特例の適用状況等

(1)　畜舎に係る主な消防用設備等の設置基準の概要

畜舎は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となる。

以下、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（15）項に掲げる防火対象物に係る主な消防用設備等の設置基準の概要を示す。

ア　消火設備

消火器	・延べ面積 300 ㎡以上 ・指定数量の５分の１以上指定数量未満の危険物を貯蔵し又は取り扱うもの。 ・危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）別表第４に掲げる数量以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うもの ・地階、無窓階※又は３階以上の階で、床面積が 50 ㎡以上のもの
屋内消火栓設備	・延べ面積 1,000 ㎡以上 ・地階、無窓階※又は４階以上の階で、床面積が 200 ㎡以上のもの ・主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては当該数値の三倍の数値・主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあっては当該数値の二倍の数値
屋外消火栓設備	・耐火建築物・・・１、２階の床面積の合計 9,000 ㎡以上 ・準耐火建築物・・・１、２階の床面積の合計 6,000 ㎡以上 ・その他の建築物・・・１、２階床面積の合計 3,000 ㎡以上 ・同一敷地内にある二以上の建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く）で、当該建築物相互の１階の外壁間の中心線からの水平距離が１階にあっては３ｍ 以下、２階にあっては５ｍ以下である部分を有するものは、一の建築物とみなして面積を算定する。

特殊消火設備	・駐車の用に供される部分は、1階の床面積 500 ㎡以上 ・発電機・変圧器その他の電気設備が設置されている部分の床面積 200 ㎡以上 ・ボイラー室等の設置されている部分の床面積 200 ㎡以上 ・指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分は、危政令別表第４で定める数量の 1000 倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

※無窓階とは、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階をいう。

イ　警報設備

自動火災報知設備	・延べ面積 1,000 ㎡以上 ・地階、無窓階※又は３階以上の階で、床面積が 300 ㎡以上のもの
ガス漏れ火災警報器	・令別表第１に掲げる建築物その他の工作物で、その内部に、温泉の採取のための設備（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの及び可燃性ガスが自然発生するおそれがあるものとして消防長・消防署長が指定する防火対象物の部分
漏電火災警報器	間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するもの ・延べ面積 1,000 ㎡以上 ・契約電流容量 50A を超えるもの
消防機関に通報する火災報知設備	・延べ面積が 1,000 ㎡以上のもの （消防機関へ常時通報することができる電話を設置したときは、火災報知設備を設置しないことができる。）
非常警報設備	・収容人員が 50 人以上のもの ・地階及び無窓階※の収容人員が 20 人以上のもの

※無窓階とは、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階をいう。

ウ　避難設備

誘導灯	・地階、無窓階※及び 11 階以上の部分
誘導標識	・全ての防火対象物 （誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。）

※無窓階とは、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階をいう。

エ　消防用水

消防用水	・敷地面積が 20,000 ㎡以上あり、かつ、１階及び２階の床面積の合計が耐火建築物は 15,000 ㎡以上、準耐火建築物は 10,000 ㎡以上、その他の建築物は 5,000 ㎡以上のもの。 （同一敷地内に建築物が二以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、１階にあつては３ｍ以下、２階にあつては５ｍ以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては 15,000 ㎡、準耐火建築物にあつては 10,000 ㎡、その他の建築物にあつては 5,000 ㎡でそれぞれ除した商の和が一以上となるものであるときは、これらの建築物の設置基準については、一の建築物とみなす。）

(2) 消防法施行令第 32 条の適用状況

畜舎は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（15）項に掲げる防火対象物に該当し、面積等に応じ、消火器のほか、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備、自動火災報知設備、消防用水などの消防用設備等の設置が必要となる。ただし、管轄消防本部の消防長・消防署長の判断により、各畜舎の具体的な位置や構造等が一定の要件に適合すると認められる場合は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条の規定に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除できるものとされている。

消防庁では、技術的助言として、特例の適用に際しての要件に係る質疑応答（昭和 53 年消防予第 179 号及び昭和 54 年消防予第 229 号）を示している。各消防本部では、当該技術的助言の内容に沿って、運用がなされている。

昭和 53 年消防予第 179 号

問　次のような形態の鶏舎に対する消防用設備等の設置はどのようにすべきか。
ア　木造平屋建てで、延べ面積は 3,000 ㎡である。
イ　屋根及び壁は波型トタンで仕上げる。
ウ　窓はビニールで貼る。
エ　建築物内部には照明設備が設けられるが、過電流しゃ断器を設置する。
オ　所有は農協で、作業するものは４名程度である。

答　設問の防火対象物は令別表第 1（15）項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。
なお、当該防火対象物の位置が、周囲に十分な空地を保有する等出火した場合他への延焼のおそれが少ないと認められるものにあっては、令第 32 条の規定を適用し、消火器を設置すれば足りるものと解する。

昭和 54 年消防予第 229 号

問　牛舎等に対する消防用設備の設置について、家畜の飼育という特殊な形態であるために消防用設備等をどのように設置すべきか、ご教示願います。
なお、建築物の形態等については下記のとおり。

建築物の形態等
１　鉄骨造、2 階建延べ面積 1,446 ㎡である。
２　屋根は、大波スレート葺、外壁は小波スレートで仕上げる。
３　１階部分（地上３m）は、全面開放で家畜の飼育に使用、２階部分

は全面スレート張りで飼料の藁を収納する。

4　和牛125頭を飼育し、牛舎の周囲の状況は、環境衛生上十分考慮され、田園に続いて山が連なるところの山間いであり、住居等の建物とは火災予防上十分な距離が保有されている。

5　所有者は個人で、作業員は２名程度である。

答　設問防火対象物は、令別表第１（15）項に掲げる防火対象物に該当するものと解する。

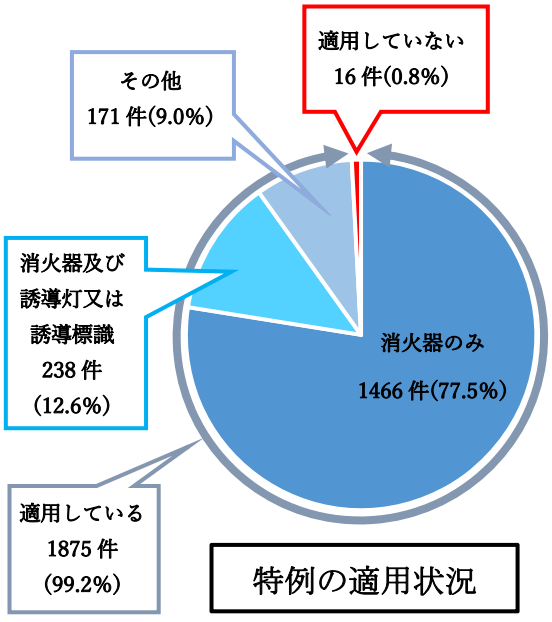
なお、設問の場合、令第32条の規定を適用し、消火器を基準通り設置すれば足りるものと解する。

消防庁では、全国の消防本部に対し、畜舎の用途に供する防火対象物（※１）について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条に基づく特例を適用し、消防用設備等の設置を免除した事例について調査を行った。（※２）

※１畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る予算成立日（平成28年１月20日）以降に着工したもので、自動火災報知設備の設置義務の対象となるもの（延べ面積1,000㎡以上のもの）

※２「畜舎に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告について」（令和２年９月18日消防予第314号）

その結果、回答のあった1,891件の畜舎のうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条に基づく特例を適用しているものが1,875件（99.2%）、適用していないものが16件（0.8%）であった。



特例の適用状況

○特例を適用していない理由（16件）

〈消防庁通知で示した要件に該当しないもの〉
・周囲に住宅地、山林や建築物があり、出火した場合に空地不十分で周囲への延焼危険があるため（７件）

〈消防庁通知で示した要件には該当するが、消防本部において、特例の適用は不可と判断したもの〉
・過去に管内の畜舎で火災が発生し、大きな被害となった事例があったため（２件）
・避難上又は消火活動上有効な開口部を有していないため（２件）
・研究施設としての畜舎であり、出火危険及び人命危険が少なくないと判断したため（１件）

〈その他〉
・施主の意向によるため（１件）
・調整中（３件）

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条に基づく消防用設備等の特例については、消防長又は消防署長において個々の畜舎の位置、構造又は設備の状況から、その適用可否を個別に判断しているところであるが、農林水産省において開催する「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」（資料５参照）において、地方ごとに判断にばらつきがみられるとの意見が出されている。これを受け、規制改革実施計画（令和３年６月 18 日閣議決定。資料３参照）において、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（資料２参照）の「施行時期を目途として、消防法施行令の改正を基本に、畜舎における特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する」こととされており、判断基準の明確化、統一化を図ることが求められている。

(3)　火災の状況

ア　過去３年の畜舎における火災の発生状況

畜舎における火災は、年間 100 件程度発生し、その焼損程度は全焼の割合が大きいものとなっているが、死者は発生していない。

令和元年

焼損程度	全体（件）	%	畜舎（件）	%	畜舎（死者数）
全焼	4575	22%	58	50%	0
半焼	1111	5%	12	10%	0
部分焼	4436	21%	28	24%	0
ぼや	10536	50%	14	12%	0
その他	353	2%	4	3%	0
合計	21011	100%	116	100%	0

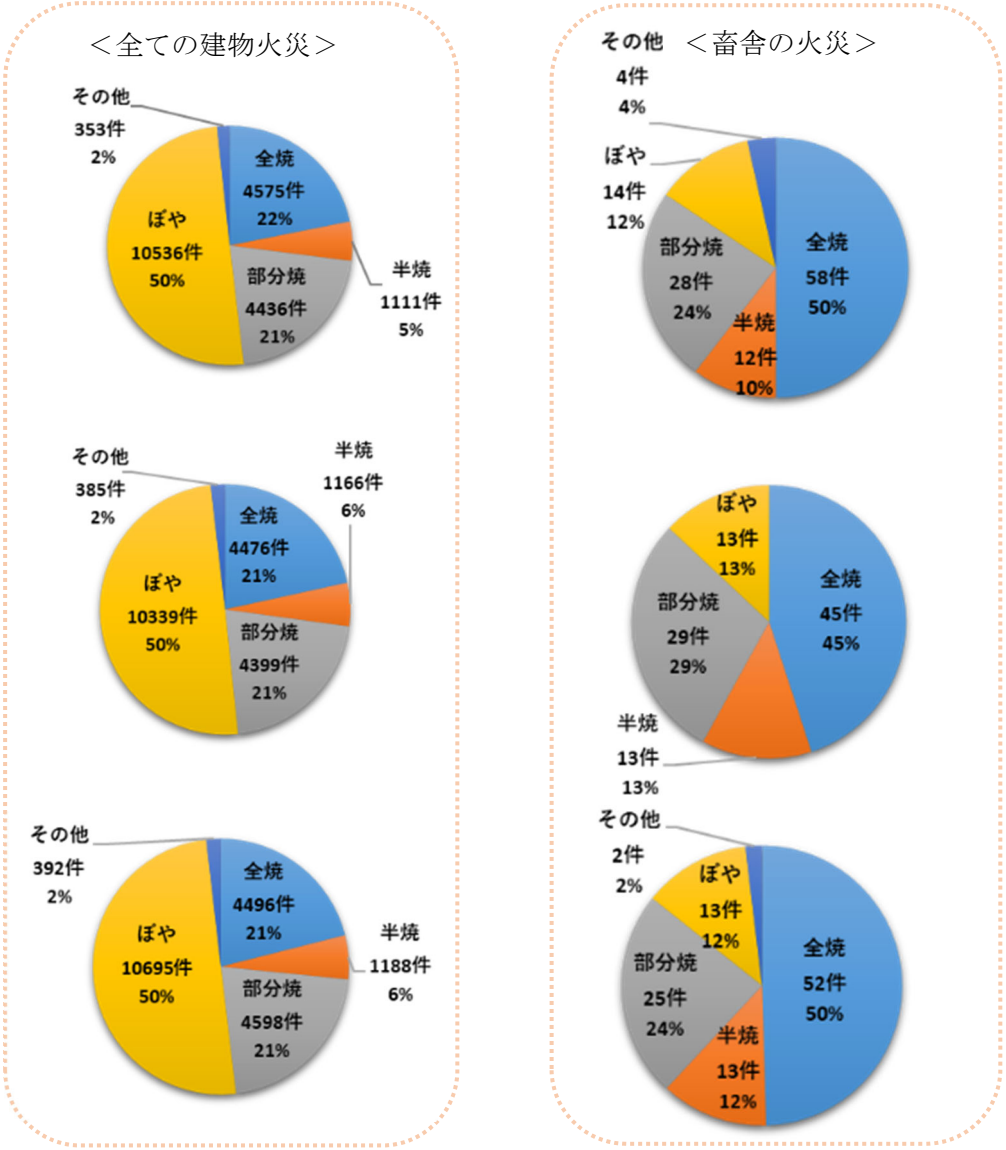
平成 30 年

焼損程度	全体（件）	%	畜舎（件）	%	畜舎（死者数）
全焼	4476	22%	45	45%	0
半焼	1166	6%	13	13%	0
部分焼	4399	21%	29	29%	0
ぼや	10339	50%	13	13%	0
その他	385	2%	0	0%	0
合計	20765	100%	100	100%	0

平成 29 年

焼損程度	全体（件）	%	畜舎（件）	%	畜舎（死者数）
全焼	4496	21%	52	50%	0
半焼	1188	6%	13	12%	0
部分焼	4598	22%	25	24%	0
ぼや	10695	50%	13	12%	0
その他	392	2%	2	2%	0
合計	21369	100%	105	100%	0

【畜舎とその他全ての建物における火災の焼損程度比較表（火災報告により作成）】



【畜舎とその他全ての建物における火災の焼損程度比較図（火災報告により作成）】

イ　過去３年の畜舎における火災による焼損面積平均及び損害額平均

畜舎の焼損面積の平均は、他の用途における建物全体の焼損面積に比べて大きい値となっている。

畜舎の損害額の平均についても、他の用途における建物全体の損害額に比べて大きい値となっている。

令和元年

	全体	畜舎
焼損面積平均（㎡）	51.1	306.4
損害額平均（円）	367万	1409万

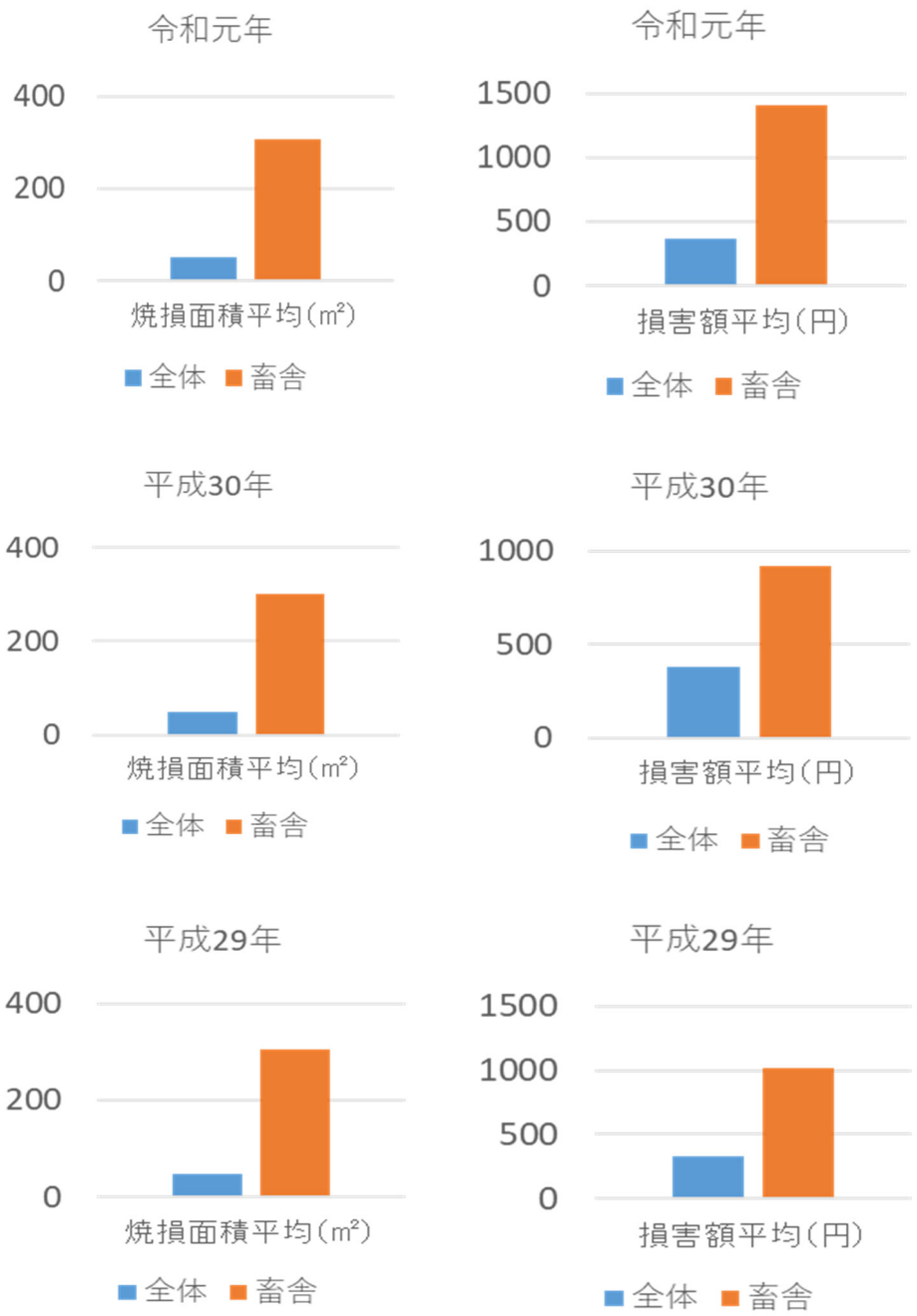
平成 30 年

	全体	畜舎
焼損面積平均（㎡）	50.1	301.12
損害額平均（円）	381万	920万

平成 29 年

	全体	畜舎
焼損面積平均（㎡）	48.8	304.27
損害額平均（円）	328万	1020万

【畜舎とその他全ての建物における焼損面積平均及び損害額平均の比較表（火災報告により作成）】



【畜舎とその他全ての建物における焼損面積平均及び損害額平均の比較図（火災報告により作成）】

ウ　過去３年の畜舎における火災の出火原因

出火原因をみると、電気関係やたき火による出火が多いものとなっている。

令和元年

順位	出火原因	出火件数	構成割合（%）
1	電灯電話等の配線	12	10.3
2	たき火	10	8.6
3	電気機器	7	6.0
4	電気装置	6	5.2
5	こんろ	5	4.3
	溶接機・切断機	5	4.3
7	ストーブ	4	3.4
8	火入れ	3	2.6
	灯火	3	2.6
10	放火	2	1.7
	配線器具	2	1.7
	交通機関内配線	2	1.7
	焼却炉	2	1.7
	取灰	2	1.7

平成30年

順位	出火原因	出火件数	構成割合（%）
1	電灯電話等の配線	13	13
2	配線器具	7	7.0
3	たき火	6	6.0
	ストーブ	6	6.0
5	電気機器	4	4.0
	排気管	4	4.0
7	電気装置	3	3.0
8	放火	2	2.0
	こんろ	2	2.0
	灯火	2	2.0
	溶接機・切断機	2	2.0

平成 29 年

順位	出火原因	出火件数	構成割合（%）
1	電灯電話等の配線	14	13.3
2	電気装置	7	7.6
3	たき火	7	6.7
	ストーブ	7	6.7
	配線器具	7	6.7
6	溶接機・切断機	4	3.8
7	灯火	3	2.9
8	たばこ	2	1.9
9	放火の疑い	1	1.0
	火遊び	1	1.0
	衝突の火花	1	1.0

【畜舎における火災の出火原因表（火災報告により作成）】

（参考）

	平成28年			平成29年			平成30年		
順位	出火原因	出火件数	構成割合	出火原因	出火件数	構成割合	出火原因	出火件数	構成割合
			%			%			%
1	放　火	3,586	9.7	たばこ	3,712	9.4	たばこ	3,414	9.0
2	たばこ	3,483	9.5	放　火	3,528	9.0	たき火	3,095	8.1
3	こんろ	3,136	8.5	こんろ	3,032	7.7	こんろ	2,852	7.5
4	放火の疑い	2,228	6.0	たき火	2,857	7.3	放　火	2,784	7.3
5	たき火	2,124	5.8	放火の疑い	2,305	5.9	放火の疑い	1,977	5.2
6	電灯電話等の配線	1,310	3.6	火入れ	1,772	4.5	火入れ	1,856	4.9
7	ストーブ	1,210	3.3	電灯電話等の配線	1,453	3.7	電灯電話等の配線	1,642	4.3
8	火入れ	1,197	3.2	ストーブ	1,355	3.4	電気機器	1,405	3.7
9	電気機器	1,132	3.1	電気機器	1,277	3.2	配線器具	1,297	3.4
10	配線器具	1,132	3.1	配線器具	1,221	3.1	ストーブ	1,197	3.2
	出火総件数	36,831		出火総件数	39,373		出火総件数	37,981	

【建物火災における火災の出火原因表（火災報告により作成）】

３　消防用設備等の特例基準

規制改革実施計画（令和３年６月 18 日閣議決定。資料３参照）において、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（資料２参照）の「施行時期を目途として、消防法施行令の改正を基本に、畜舎における特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する」こととされた。

これを踏まえ、本検討部会では、以下を基本方針として、特例基準の検討を行った。

＜基本方針＞

①　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（資料２参照）の施行時期を目途として、政省令の改正を基本に畜舎における特例基準を定めることにより、判断基準の明確化、統一化を図る。

②　特例基準は、次に該当する畜舎を対象とし、当該畜舎の構造や関連する施設等の形態、従業員の数や滞在時間等の実態に応じた合理的なものとする。また、現在の特例の適用状況を踏まえた最低限の内容とする。

・出火の危険や避難上の支障が少ないこと。特に、人命危険のおそれが極めて少ないこと。
・畜舎の周囲に十分な空地を保有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないこと。

さらに、畜舎の構造や関連する施設等の形態、従業員の数や滞在時間等の実態に応じた合理的な特例基準とするため、下記日程により、畜舎の実態を調査するための視察を実施した（資料４参照）。

＜視察の実施状況＞

令和３年３月 12 日　北海道帯広市等（牛舎）
令和３年３月 24 日　鹿児島県鹿屋市（牛舎）
令和３年７月５日　北海道河東郡鹿追町（牛舎）※委員（一部）が同行
令和３年７月６日　北海道河西郡中札内村（牛舎）※委員（一部）が同行
令和３年７月 15 日　広島県山県郡北広島町（豚舎）
令和３年７月 16 日　兵庫県三木市（鶏舎）

(1)　共通事項

ア　特例の対象とする畜舎等

消防庁では、技術的助言として、畜舎における消防用設備等の特例の適用に際しての要件に係る質疑応答（昭和 53 年消防予第 179 号及び昭和 54 年消防予第 229 号）を示している。これらの通知において、畜舎は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）「別表第 1（15）項に掲げる防火対象物に該当するもの」として取り扱うこととしており、各消防本部では、当該技術的助言の内容に沿って、運用がなされている。

畜舎経営においては、通常、家畜の飼養に供する防火対象物である「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」や、家畜の排泄物の処理又は保管の用に供する防火対象物である「堆肥舎」が設けられる。このため、特例基準は、「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」及び「堆肥舎」を対象としたものとすべきである。なお、家畜の排泄物からバイオマス燃料等の可燃物を製造し又は保管する施設や、排泄物を加熱処理する施設は、特例基準の対象とする「堆肥舎」として取り扱わないものとすべきである。

※「畜舎」のほか、当該畜舎の「関連施設」及び「堆肥舎」を「畜舎等」という。

具体的には、特例の対象は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（15）項に掲げる防火対象物のうち、「畜舎等」の用に供するもので、次の①及び②を満たすものとすることが適当である。

①　防火上及び避難上支障がないもの
②　周囲の状況に関し延焼防止上支障がないもの

また、「関連施設」については、搾乳施設及び家畜の飼養の用に供する施設に附随する集乳施設であって、次の③から⑤に該当するものとする。

③　管理権原を有する者が同一であること
④　利用者が同一であるか又は密接な関係を有すること
⑤　利用時間がほぼ同一であること

なお、特例の対象とする畜舎等の一部を、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用することが考えられる。

消防法令においては、防火対象物の一部が主たる用途とは異なる用途に供される場合で、当該部分がその管理についての権原、利用形態そのほかの状況により主たる用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる場合は、当該部分は、主たる用途に含まれるものとして取り扱うこととなる（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第１条の２第２項及び別表第１備考１）。消防庁では、「管理についての権原、利用形態そのほかの状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部分」について、技術的助言として、従属的な部分を構成すると認められる部分の要件に係る運用基準（昭和 50 年消防予第 41 号・消防安第 41 号）（資料６参照）を示しており、各消防本部では、当該技術的助言の内容に沿って、運用がなされている。

これを踏まえ、特例の対象とする畜舎等の一部を、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用することが考えられる場合、当該部分が全体の過半に満たず、同じく③から⑤に該当する場合は、特例の対象として取り扱うものとすべきである。

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）（抜粋）

第１条の２

１　（略）

２　法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうちに別表第一（一）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうちに、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分がその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

別表　（略）

備考

１　二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が（一）項から（十五）項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

２～４　（略）

昭和 50 年消防予第 41 号・消防安第 41 号（抜粋）

１　消防法施行令（以下「令」という。）第１条の２第２項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 令別表第１(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

（ア）当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

（イ）当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

（ウ）当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

(2)（略）

２（略）

別表（略）

以下、①及び②の要件について、特例の対象とする畜舎等の「構造」「居室」「周囲の状況」の具体的な条件を検討する。

イ　構造

特例基準の対象とする畜舎等は、出火した場合に他への延焼のおそれが少なく、避難上支障が少ないものとするため、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（資料２参照）及び「特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件」（平成 14 年国土交通省告示第 474 号）と同様に、階数が一（平屋建て）であることを条件とすべきである。

ただし、一定の要件を満たす場合は、２階建てとすることが可能であると考えられる。

具体的には、延べ面積が 3,000 ㎡以下であり、かつ、次の①及び②を満たす場合は、２階建てとすることができると考えられる。

①　２階部分は、次に掲げる要件を満たすこと。

イ　直接地上へ通じ、又は屋外階段へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものであること。※

ロ　各部分からイの開口部に至る歩行距離が 30m以下であること。

②　延べ面積が 1,500 ㎡を超える場合は、①のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

イ　避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階が存しないこと。

ロ　直接地上へ通じ、又は屋外階段へ通ずる避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該開口部に至る避難経路が確保されていること。

※吹き抜け構造を有することにより直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を各部分から容易に見通し、かつ、識別することができる場合や、２階部分の避難上有効な開口部に屋外階段等があり、直接地上へ避難できる場合が考えられる。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）（抜粋）

第３条
１、２（略）
３　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一（略）
二　畜舎等の高さが主務省令で定める高さ以下であって、その階数が一であり、かつ、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであること。
（以下省略）

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件　（平成 14 年国土交通省告示第 474 号）

第１　適用の範囲
特定畜舎等建築物の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第三節、第四節の二、第五節及び第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。この場合において、木造の建築物について第三第一項第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、令第四十三条第一項及び第四十六条の規定によらないことができる。
一 木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造若しくは鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造のうち二以上の構造を併用する建築物であること。
二 階数が一であること。
三 高さが 13m以下で、かつ、軒の高さが９m以下であること。
四 架構を構成する柱の相互の間隔が 15m以下であること。
五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に定める市街化区域以外の区域に建設し、かつ、居室を設けないこと。
（以下省略）

ウ　居室

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第４号において、居室とは、「居住、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。」と定義がされている。

特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、居住のための居室を有しないものとすべきである。

また、居住のための居室以外の居室（執務、作業等の目的のために継続的に使用する室）についても、イ 不特定又は多数の者の利用、ロ 就寝、ハ 多量の火気を使用する設備又は器具を設けての利用に供しないものであるとともに、避難口を容易に見通せるなど、避難に支障がないことを条件にすべきである。

具体的には、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用の用に供するもので、次の①及び②に該当するものとすることが適当である。

①　次に掲げる利用に供されるものでないこと。

イ　不特定又は多数の者の利用

ロ　仮眠その他の就寝の利用※

ハ　多量の火気を使用する設備又は器具を設けての利用

※「仮眠その他の就寝の利用」に供する居室とは、仮眠その他の就寝の利用を目的とした室（(例) 仮眠室）のほか、当初は別の目的での利用を想定していたものの、当該居室を使用していく過程で仮眠その他の就寝の利用が常態化した室（(例) 寝具用の毛布等が常備されるなど仮眠その他の就寝の利用が常態化した室）についても、これに該当すると考えられる。ただし、休憩室に防寒用の毛布等が置かれている状態だけでは、これに該当しないものと取り扱うことが適当である。

②　次に掲げる要件を満たすこと。

イ　直接地上へ通ずる避難上有効な開口部を当該居室の各部分から容易に見通し、かつ、識別することができるものである

こと。

ロ　当該居室の各部分からイの開口部に至る歩行距離が 30m以下であること。

エ　周囲の状況

特例基準の対象とする畜舎等は、畜舎の周囲に十分な空地を有する等、出火した場合に他への延焼のおそれが少ないものとすべきである。

具体的には、次の①及び②に該当することを条件とすることが適当である。

①　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第７条第１項に規定する市街化区域又は同法第８条第１項第１号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。

②　畜舎等の周囲６ｍ以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。

イ　不燃性を有する建築材料で造られたものであること。

ロ　内部に人が立ち入ることのできない構造（構造的に内部に入ることができない構造）となっているものであること。

※特例基準の対象とする畜舎等が複数存し、当該畜舎等がいずれもイの要件を満たす場合は、相互間の距離は６ｍ以内とすることができる。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）（抜粋）

第７条　都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一　次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ　首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ　近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ　中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二　前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域とし

て政令で定めるもの

２、３（略）

第８条　都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一　第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

建築基準法第二十六条第三号の規定に基づく国土交通大臣が定める基準（平成 6 年 7 月建設省告示第 1716 号）（抜粋）

第１、第２（略）

第３　周囲の状況

畜舎等の周囲の状況が、次のいずれかに適合するものであること。

１　次のイ及びロに適合する畜舎等にあっては、６ｍ以内に建築物又は工作物（当該畜舎等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。次号において同じ。）が存しないこと。

イ　階数が一であるもの

ロ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域以外の区域内にあるもの

２　前号に掲げるもの以外の畜舎等にあっては、20m以内に建築物又は工作物が存しないこと。

(2)　各消防用設備等の特例基準の内容

ア　消火設備

消火器具については、火災初期の段階において、火災を消火し、その拡大を防止するため設ける最低限の消火設備であることから、設置が必要である。

消火器具に係る現行基準では、当該防火対象物の各部分からそれぞれ一の消火器具に至る歩行距離が 20m以下となるように配置しなければならないこととされているが、畜舎等の実態を踏まえると、特例基準の対象とする畜舎等においては、各部分のうち、「専ら家畜の飼養又排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分」を除いた部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が 20m以下となるように配置することとすべきである。

この場合において、次の①から③に該当する部分については、「専ら家畜の飼養又排泄物の処理若しくは保管の用に供する部分」に該当しないものとして取り扱うべきである。

①　通路部分（家畜専用の通路となる部分を除く。）

②　畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のため使用の用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）

③　排泄物の保管の用に供する部分のうち、梱包等の作業を行うための機械等が設けられ又は梱包材等の可燃物が保管されている部分

なお、消火器具の具体的な設置場所については、必要に応じて、管轄の消防本部と協議し、個々の畜舎等の実態を踏まえたものとすることが望ましい。

屋内消火栓設備については、消火器具で消火できる段階を過ぎた火災を消火し、その拡大を防止するため設けるものであり、特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないものを想定していることから、設置を要しないものとすべきである。

屋外消火栓設備は、消火器具や屋内消火栓設備で消火できる段階を過ぎた火災について、隣接する建物への延焼を防止するため設けるものであり、特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないものを想定していることから、同様に、設置を要しないものとすべきである。

特殊消火設備については、特例基準の対象とする畜舎等の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないものと考えられるが、当該設備は、駐車等の特殊な用途部分における火災や、特殊な可燃物の火災を消火し、その拡大を防止するため設けるものであることから、特例の対象とする畜舎等に、これらの火災が想定される部分が存するときは、その設置が必要である。

イ　警報設備

自動火災報知設備については、火災の熱や煙等を感知して、火災が発生した旨を建物の利用者に早期に報知し、避難や消火等を有効に実施させるため設けるものであり、特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないものを想定していることから、原則、設置を要しないものとすべきである。

特例の対象とする畜舎等に、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、床面積の合計が 1,000 ㎡以上（避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（無窓階）にあっては 300 ㎡）（※１）のものが存する場合は、出火の危険や避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、自動火災報知設備の設置が必要である。

ただし、自動火災報知設備の設置が必要となる場合であっても、畜舎等の実態を踏まえると、専ら家畜の飼養に供する部分（当該部分に面する通路部分を含む。）には、地区音響装置の設置は要さないものとすべきである。また、自動火災報知設備に係る現行基準では、外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができない部分には、感知器の設置は要しない（※２）こととされていることを踏まえ、感知器の設置個所は必要最小限とするよう合理的な運用の徹底を図るべきである。

（※１）自動火災報知設備に係る現行基準においては、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（15）項に掲げる防火対象物の用に供する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡（避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（無窓階）にあっては 300 ㎡）以上となる場合は、自動火災報知設備の設置が必要とされている。

（※２）消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号）第 23 条第４項第１号ロ

ガス漏れ火災警報器及び漏電火災警報器については、現行基準において、特例基準の対象とする畜舎等の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないものと考えられるが、当該設備は、温泉の採取等に係る可燃性ガスやラスモルタル造における漏洩電流のおそれが特に起こりうるものについて、設置を求めているものであること

から、これらの危険のおそれが想定される部分が存するときは、その設置が必要である。

消防機関へ通報する火災報知設備については、火災が発生した旨を消防機関へ通報することを目的として設けるものであり、特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないものを想定していることから、設置を要しないものとすべきである。

非常警報設備については、特例基準の対象とする畜舎等の部分が当該設備の設置を要する部分に該当する場合は少ないと考えられるが、当該設備は、建物の利用者数（収容人員）が一定規模以上となる場合に火災が発生した旨を早期に報知し、避難等を有効に実施させるため設けるものであることから、特例の対象とする畜舎等に、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分（当該部分に至る廊下等の共用部分を含む。）で、利用者数（収容人員）の合計が 50 人（避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（無窓階）にあっては 20 人）（※）以上のものが存する場合は、避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、非常警報設備の設置が必要である。

ただし、自動火災報知設備と同様に畜舎等の実態を踏まえると、専ら家畜の飼養に供する部分（当該部分に面する通路部分を含む。）には、地区音響装置の設置は要さないものとすべきである。

（※）非常警報設備に係る現行基準においては、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。）別表第１（15）項に掲げる防火対象物で、収容人員が 50 人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が 20 人以上のものとなる場合は、非常警報設備の設置が必要とされている。

ウ　避難設備

誘導灯については、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（無窓階）である場合において、特に、避難口の位置や避難経路を誘導することで利用者の逃げ遅れを防ぐため設けるものであることから、避難上の支障（特に人命危険のおそれ）に鑑み、設置が必要である。

ただし、各部分から避難口が直ちに判別できるなど、避難が容易である場合は、誘導灯の設置を要しないものとすべきである。

誘導灯に係る現行基準において、避難階にある居室で、(ｲ) 直接屋外の地上へ通ずる避難口を有すること、(ﾛ) 室内の各部分から避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が 30m以下であること、(ﾊ) 蓄光式誘導標識が基準に従い設けられていることのすべての要件に該当する場合は、当該部分に誘導灯の設置を要しないとされている。

これを踏まえ、具体的には、特例の対象となる畜舎等のうち、次の①及び②に定める構造を有するものについては、(ﾛ)の要件に関し、常時人が立ち入らない部分（常時人が立ち入って作業等を行う部分以外の部分）からの歩行距離の基準は求めない（※）こととすべきである。

①　直接地上へ通ずる避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該開口部に至る避難経路が確保されているものであること。

②　畜舎等の各部分から①の開口部を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

（※）常時人が立ち入らない部分（常時人が立ち入って作業等を行う部分以外の部分）からの歩行距離が 30mを超える場合であっても、当該部分以外の部分からの歩行距離が 30m以下である場合は、誘導灯の設置を要しない。

誘導標識については、避難口の位置や避難経路を誘導することで利用者の逃げ遅れを防ぐため設けるものであり、特例基準の対象とする畜舎等は、避難上の支障が少ないものを想定していることから、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（無窓階）に該当しない場

合は、設置を要しないものとすべきである。

避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない階（無窓階）である場合は、誘導灯が設置される場合を除き、誘導標識の設置が必要となるが、この場合であっても、避難が容易である場合は、避難上の支障（特に人命危険のおそれ）が少ないことに鑑み、誘導標識の設置を要しないものとすべきである。

誘導標識に係る現行基準において、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m以下である場合は、当該部分に誘導標識の設置を要しないとされている。

これを踏まえ、具体的には、特例の対象となる畜舎等のうち、次の①及び②に定める構造を有するものについては、常時人が立ち入らない部分（常時人が立ち入って作業等を行う部分以外の部分）からの歩行距離の基準は求めない（※）こととすべきである。

① 直接地上へ通ずる避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該開口部に至る避難経路が確保されているものであること。

② 畜舎等の各部分から①の開口部を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

（※）常時人が立ち入らない部分（常時人が立ち入って作業等を行う部分以外の部分）からの歩行距離が 30ｍを超える場合であっても、当該部分以外の部分からの歩行距離が 30m以下である場合は、誘導標識の設置を要しない。

なお、避難器具については、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第１（15）項に掲げる防火対象物の３階以上の階又は地階に設置を要するものであり、特例基準の対象とする畜舎等は、３階以上の階又は地階を有しないものを想定していることから、設置を要しない。

エ　消防用水

（イ）特例基準

消防用水については、広い敷地に存する大規模な建物において火災が延焼拡大した場合、敷地外に存する公設の消火栓等だけでは消火活動が難しくなることから、迅速な消火活動ができるよう、敷地内に最低限の水利を確保するため設けるものであることから、畜舎等が広い敷地に存する大規模なものである場合は、迅速な消防活動のため、設置が必要である。

ただし、特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないものを想定していることから、設置基準について、一定の緩和規定を設けるべきである。

具体的には、消防用水に係る現行基準において、耐火建築物、準耐火建築物以外の建築物については、１階及び２階の床面積の合計が5,000 ㎡以上の場合に消防用水の設置を要することとされているが、次の①及び②に該当する場合は、基準面積を緩和し、床面積が 10,000 ㎡以上の場合に消防用水の設置を要するものとすることが適当である。

① 木造以外の平屋建てであること。

② 畜舎等の高さが 16ｍを超えるものでないこと。

（ロ）渡り廊下等で接続した場合における消防用水の設置基準の取扱い

消防用水に係る現行基準においては、同一敷地内に二以上の建築物がある場合で、それらの建築物相互間の距離が１階にあっては６ｍ以内、２階にあっては 10ｍ以内である部分（延焼のおそれのある部分）を有するときは、延焼危険性に鑑み、それらの建築物は一の建築物とみなして設置基準を適用することとされている。

建物相互間の距離が６ｍを超える（２階にあっては 10ｍを超える）場合は、渡り廊下等で接続されない限り、別の建物として取り扱うこととなるが、畜舎等の実態を踏まえると、畜舎間を家畜が往来するための渡り廊下等を設けるといったニーズが生じる場合が多い。

建物間を渡り廊下等で接続した場合に、一の建物（同一棟）として取り扱うか、別の建物（別棟）と取り扱うかについて、消防庁では、技術的助言として、消防用設備等の設置に関し、別の建物（別棟）と取り扱うための要件に係る運用基準（昭和 50 年消防安第 26 号）（資

料７参照）を示しており、各消防本部では、当該通知の内容に沿って、運用がなされているが、当該基準は、畜舎等の実態を十分に踏まえたものとはなっていない。

特例基準の対象とする畜舎等は、出火の危険や出火した場合の他への延焼のおそれが少ないものを想定していることから、特例の対象となる畜舎等が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、延焼防止上の一定の条件を満たす場合は、消防用水に係る設置基準の適用について、別の防火対象物とみなすことが可能となる緩和規定を設けるべきである。

具体的には、特例の対象となる畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これらに類する部分（以下「渡り廊下等」という。）で接続されている場合で、①から③の要件を満たすときは、当該各部分の消防用水に係る設置基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとすることが適当である。

①　各部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ　主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ　平屋建てで、高さが 16mを超えるものでないこと。

②　各部分の相互間の距離が６ｍを超えるものであること。

③　各部分が、次のイからホに該当する渡り廊下等のみで接続しているものであること。

イ　不燃材料で造ったものであること。

ロ　直接外気に開放されているものであること。ただし、次の要件を満たす排煙口が設けられ、又は煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(ｲ)　直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ﾛ)　屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること

(ﾊ)　渡り廊下等の長辺の３分の１以上の幅で高さ１ｍ以上であること。

ハ　畜舎等と渡り廊下等との接続部分に不燃材料で造った防煙壁※を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ　通行又は運搬の用途のみに供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

ホ　接続する畜舎等のいずれかが、避難上又は消火活動上有効な開口部が少ない構造（無窓階）である場合は、次の要件を満たす開口部を設けたものであること。

(ｲ)　面積及び床面から開口部の下端までの高さは、消防活動上支障ないものであること。
(ﾛ)　幅員１ｍ以上の空地に面したものであること。
(ﾊ)　開口のため常時良好な状態（出入りの支障となる構造としない、物品等を存置しない等）に維持されているものであること。

※「防煙壁」とは、「天井面から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効果のあるもので、不燃材料で造り、又は覆われたもの」（消防法施行規則第３０条第１項イ）をいう。

なお、運用基準（昭和 50 年消防安第 26 号）（資料７参照）により既に別の建物（別棟）と取り扱われているものについては、引き続き、別の建物（別棟）と取り扱うべきである。

(3)　留意事項

畜舎の用途に供する防火対象物について、全国の消防本部に対し調査を行ったところ、回答のあった 1,891 件の畜舎のうち消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条に基づく特例を適用しているものが 1,879 件であった。これらは、管轄の消防長・消防署長において、現場の状況（畜舎の位置、構造又は設備の状況）から、特例の適用可否を個別に判断しているものであり、本検討部会において検討した新たな特例基準の内容と異なる内容の特例が適用されている場合も考えられる。

このため、既に管轄の消防長・消防署長において、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 32 条に基づく特例の適用が認められた既存の畜舎については、引き続き、当該特例が認められた条件での特例を適用できるものとし、本検討部会で検討した新たな特例基準を適用することについても、当該畜舎等の関係者が、選択できるものとすべきである。

４ その他

(1) 畜産関係者等への分かりやすい周知

特例基準の内容については、消防庁と農林水産省が連携して、消防機関及び畜産関係者に周知する必要がある。その際、消防機関及び畜産関係者に誤解等が生じないよう、図等を用いたリーフレットを作成する等により、特例基準の内容を分かりやすく周知を図る必要がある。

(2) 畜舎等の要件適合の維持等

本検討部会では、①出火の危険や避難上の支障が少ない（特に人命危険のおそれが極めて少ない）こと及び②出火した場合に他への延焼のおそれが少ないことを特例の対象とする畜舎等の要件とし、これら①及び②の要件に適合する畜舎等について、消防用設備等の特例基準を検討した。このため、畜舎等の関係者においては、新たな特例基準を適用した畜舎等について、不特定又は多数の者の利用に供する居室を設けないなど、これら①及び②の要件に適合した状態を維持することが必要である。

また、消火器の使用方法や火災時の避難、消防機関への通報等について、訓練を計画的に実施し、初動対応等の実効性を高めていくことが有効である。

(3) 大規模な畜舎における個別の計画について

大規模な畜舎については、火災時の迅速かつ効果的な消防活動のため、必要に応じ、管轄の消防本部において、畑地かんがい用水や家畜の飲料用の貯水槽等の活用を含む消防水利などの利活用について当該畜舎の関係者と協議し、個別の畜舎に関する活動方針や計画を定めておくことが有効である。この場合において、畜舎等の関係者が過大な投資を伴うことのないよう留意が必要である。

【畑地かんがい用水の概要】

＜大隅肝属地区消防組合消防本部＞

〇畑地かんがい用水の使用について

　火災現場に対する給水維持に緊急の必要がある場合に使用する。

〇畑地かんがい用水の使用方法

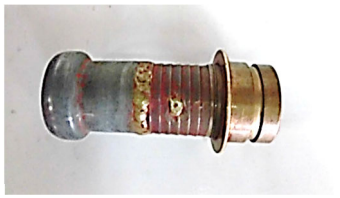
　畑地かんがい用水を一旦、防火水槽または簡易水槽等（タンク車へ積載）に貯水し、ポンプ等により放水を行う。ただし、畑地かんがい用水の給水栓より直接ホースを使用して放水を行う場合はその限りでない。

〇カップリングの配備状況

　大隅肝属消防組合管内においては、土地改良区が鹿屋市と肝付町にあり、それぞれ消防水利使用協定書を締結している。

　各署へ笠之原土地改良区用カップリングと肝属中部土地改良区用カップリングを配備している。

〇大隅肝属地区消防本部において使用されているカップリング



（笠之原土地改良区用カップリング）



（肝属中部土地改良区用カップリング）





（畑地かんがい用水の給水栓）

【畑地かんがい用水の概要】

＜盛岡地区広域消防組合消防本部＞

〇畑地かんがい用水の使用について

有事の際には消火活動に使用可能であるが、設備はあくまでも個人所有のため、使用に際しては所有者の了解が必要である。

〇畑地かんがい用水の使用方法

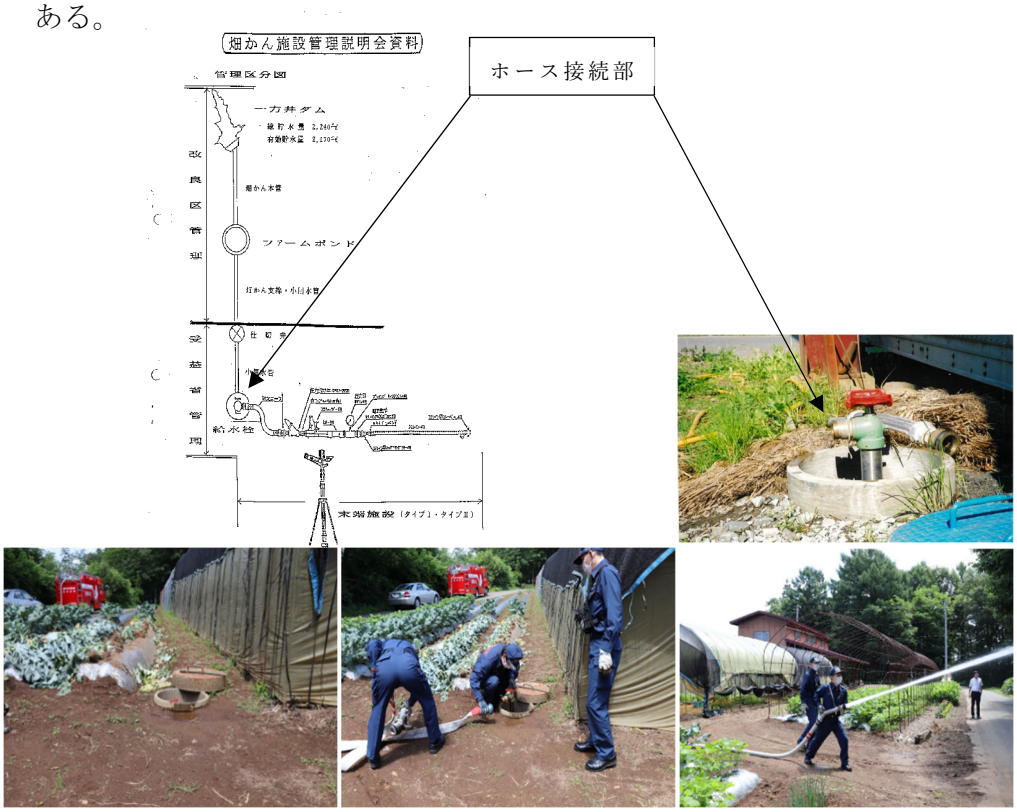
・ダムから給水し、配管により受益者の各畑等に給水栓（放口）を設けている。

・ダムからの最大落差は 140m

・各給水栓（放口）の放水圧力は約４キロ（自然落差により圧力を得ているが、そのままでは最大 14 キロになるため、所々に減圧弁を設けている。）

・配管の高所には空気弁、低所の末端には排泥弁を設け、泥をそのまま水路に流せるようにしている。

・給水栓（放口）の口径は 50 ㎜で消防用の接続金具と同等品を使用しており、通常マンホール内に収まっているが、使用するときには配管が立ち上がるようになっている。このため消防用 50 ㎜ホースを接続することが可能である。



目次＜別添資料＞

（１）規制改革実施計画（令和２年７月 17 日閣議決定）抜粋・・・・・１

（２）畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律・・・・・・・・・・６

（３）規制改革実施計画（令和３年６月 18 日閣議決定）抜粋・・・・・50

（４）現地視察の畜舎概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

（５）新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会・・・・・・・・79

（６）昭和 50 年４月 15 日付け消防予第 41 号・消防安第 41 号・・・・・81

（７）昭和 50 年３月５日付け消防安第 26 号通知・・・・・・・・・・・85

（参考１）消防法令抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89

（参考２）建築基準法令抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・134

（参考３）平成６年７月建設省告示第 1716 号・・・・・・・・・・・・135

（参考４）特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を
定める等の件（平成 14 年国土交通省告示第 474 号）・・・・136

資料１

規制改革実施計画

（抜粋）

令和２年７月 17 日
閣　　議　　決　　定

目　次

Ⅰ 共通的事項 1

１．　本計画の目的 1

２．　本計画の基本的性格 1

３．　規制改革の推進に当たっての基本的考え方 1

４．　改革の重点分野 2

５．　規制改革ホットライン 2

６．　計画のフォローアップ 2

Ⅱ 分野別実施事項 3

１．　成長戦略分野 3

(1) 規制改革の観点と重点事項 3

(2) デジタル時代の規制・制度のあり方 3

(3) デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 4

(4) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 7

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について 10

(6) 書面規制、押印、対面規制の見直し 10

２．　雇用・人づくり分野 12

(1) 規制改革の観点と重点事項 12

(2) イノベーション人材育成の環境整備 12

(3) 大学等における多様なリカレント講座の開発促進 13

(4) 雇用類似の働き方（フリーランス等）に関する相談窓口充実等の環境整備 13

(5) 企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進 14

(6) 高校生の就職支援 15

(7) 保育における待機児童対策協議会の活用等 16

(8) 男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討 16

(9) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討 17

(10) 雇用ルール（無期転換ルール）の周知 17

(11) 時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進 17

３．　投資等分野 18

(1) 規制改革の観点と重点事項 18

(2) フィンテックによる顧客利便性の向上 18

(3) 自動運転の実装に向けた環境整備 19

(4) 多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて 20

(5) タクシーの利便性向上 20

(6) 電波・通信制度改革 21
(7) 放送を巡る規制改革 21
(8) スタートアップを促す環境整備 23
(9) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化 24
(10) 水素スタンド関連規制の見直しについて 24

４． 医療・介護分野 26
(1) 規制改革の観点と重点事項 26
(2) 医療・介護関係職のタスクシフト 26
(3) 介護サービスの生産性向上 27
(4) 一般用医薬品（スイッチＯＴＣ）選択肢の拡大 29
(5) 医療等分野におけるデータ利活用の促進 30
(6) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し 32

５． 農林水産分野 34
(1) 規制改革の観点と重点事項 34
(2) 若者の農業参入等に関する課題について 34
(3) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化 34
(4) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて 35
(5) スマート農業の普及促進 35
(6) 農協改革の着実な推進 37
(7) 農産物検査規格の見直し 37
(8) 畜舎に関する規制の見直し 39
(9) 改正漁業法の制度運用 40
(10) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検 46
(11) 漁獲証明制度の創設について 47
(12) 魚病対策の迅速化に向けた取組 48

６． デジタルガバメント分野 49
(1) 規制改革の観点と重点事項 49
(2) 行政手続コスト 20%削減等 49
(3) 新たな取組 51

（参考資料） デジタル時代の規制・制度について （令和２年６月 22 日規制改革推進会議決定） 54

		際市場でのイニシャティブを取れるものとする。		
10	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。 a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金 農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。 b 産地、品種、産年などの食品表示 食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。 また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。 以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。	令和２年度措置	a:農林水産省 b:消費者庁 農林水産省

(8)畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	畜舎に関する規制の見直し	a　農林水産省は、国土交通省と連携して、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適用の対象から除外する特別法について、令和元年６月の規制改革実施計画に基づき設けられた「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」の以下の事項を始めとした令和２年５月の「中間取りまとめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備する。 ・　新制度はソフト基準とハード基準の組合せにより一定の安全性を確保した上で建築基準法の特例として措置し、事業者が新築・増改築の際に新制度の活用を選択できる仕組みとすること。 ・　対象は、市街化区域と用途地域等を除いた地域に建築される平屋の畜舎、たい肥舎及び搾乳施設で建築士が設計したものとすること。 ・　手続は、事業者による畜舎の利用及び設計に関する計画について行政がソフト及	a：令和３年上期措置 b：令和４年措置 c：令和２年措置	a, b:農林水産省 国土交通省 c:農林水産省 総務省

		びハード基準への適合性を確認する仕組みとし、ハード基準の確認手続は簡素化。 ＪＩＳ部材でない部材等は、強度試験等を踏まえ使用する方向で検討。 また、法律案の整備に当たっては、以下の点に留意する。 ・　畜舎等の建築コストの削減、ソフト基準による人件費の削減を始めとする経営コストの実質的な削減について試算を行い、法律案により、畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにすること。 ・　農業者の意見を十分に踏まえること。 ・　新制度の下で建設された畜舎が利用基準に適合しなくなった場合の措置など地方自治体に対して適切な支援を講じるなどの対応を検討すること。 b　法律案の整備と並行して、法律案に含まれるソフト基準及びハード基準の具体的内容について、以下の事項を始めとした「中間取りまとめ」の内容を実現するため検討を行い、結論を得る。 ・　新制度を選択した事業者は、次のＡ基準又はＢ基準を選択可能。 ・　Ａ基準は、安全面のソフト基準（滞在密度の規制等の簡易な基準）と現行基準に準じたハード基準を組み合わせて、現行基準と同等の安全性を確保。 ・　Ｂ基準は、安全面のソフト基準（作業効率化による畜舎内滞在時間の削減などを十分加味した滞在密度の規制等）と現行よりも緩和された新ハード基準を組み合わせて、畜舎に必要な最低限の安全性を確保。 また、ソフト基準及びハード基準の具体的内容の検討に当たっては、「中間取りまとめ」に記載された「検証すべき事項」に留意する。 c　農林水産省は、総務省の協力も得ながら、a の法律案に含めるか否かにかかわらず、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく各地域の規制の実態を調査し、これに基づき畜産業の国際競争力の強化を図るために規制の見直しを行う必要があるか検討を行う。		

(9)改正漁業法の制度運用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	資源管理	a　資源回復に向けたロードマップには、管理目標の設定と漁獲シナリオの決定にとどまらず、以下を始めとする具体的な対策を盛り込む。 ・大臣管理と都道府県知事管理の漁獲可能量の配分方法 ・都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法 ・漁獲割当（ＩＱ）導入の時期 ・関係者（都道府県、漁業者）間での調整方	a：令和２年度以降順次措置 b：令和２年度措置	農林水産省

資料２

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の概要

背景

- 畜産業の国際的な競争環境が厳しくなる中においては、省力化機械の導入や増頭・増産等の取組の推進が必要。
- 畜舎を新築して省力化機械の導入等を行おうとする際、畜舎には建築基準法が適用されるが、建築に係る負担は畜産業の経営実態からみて過大となっている。
- このため、建築基準法の構造等の基準によらず畜舎等の建築等ができるよう措置を講ずることが必要。



法律の概要

1. 本法律の対象となる畜舎等

- 畜舎（搾乳施設その他これに類する施設を含む）及び堆肥舎（「畜舎等」という。）
- 畜舎等が市街化区域又は用途地域に含まれないこと。
- 平屋で一定の高さ以下であり、居室を有さないこと。　（第2条、第3条関係）

2. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定

① この法律によって畜舎等を建築等（新築、増築、改築等）及び利用しようとする者は、畜舎等の建築及び利用に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を申請できるものとする。

② 都道府県知事は、申請者が作成した①の計画が、次に掲げる要件等に適合するときは、これを認定するものとする。

ⅰ 利用基準（畜舎等の利用の方法に関する基準（畜舎等内の人の滞在時間、避難路の確保等））に適合すること。

ⅱ 技術基準（畜舎等の構造等について、利用基準に適合する利用の方法と相まって安全上支障がないと認められる基準（建築基準法より緩和された基準））に適合すること。

③ 一定規模以下の畜舎等は、①の計画のうち構造等に係る部分の作成及び当該部分に係る②の認定は要しない。　（第2条～第6条関係）

3. 畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定による建築基準法令の適用除外等

① 2の計画認定を受けた者は、技術基準及び利用基準に従って畜舎等を建築等をし、利用し、及び維持しなければならない。

② 2の認定に基づき建築等がされた畜舎等については、建築基準法令の規定は適用しない。

（第7条～第12条関係）

4. 監督規定

- 認定を受けた者による畜舎等の利用状況の定期的な報告
- 認定に係る畜舎等の報告徴収、立入検査、3①に従っていない場合の改善命令等の実施

（第13条～第16条関係）

施行期日

公布日（令和3年5月19日）から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　畜舎建築利用計画の認定等（第三条―第十二条）
第三章　認定計画実施者の監督等（第十三条―第十六条）
第四章　雑則（第十七条―第二十五条）
第五章　罰則（第二十六条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の特例を定め、もって畜産

業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）をいう。

２　この法律において「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいう。

３　この法律において「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備（畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備その他の農林水産省令で定める設備をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいう。

一　継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと（次号及び第三号に掲げる要件を除く。）。

二　敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、衛生上支障がないこと。

三　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域、景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区並びに建築基準法第六条第一項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内に建築等がされる畜舎等にあっては、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）及び高さその他の構造について、適正かつ合理的な土地利用及び良好な景観の保全を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

4　この法律において「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であって、次に掲げる事項について定めるものをいう。

一　畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限に関すること。

二　災害時の避難経路の確保に関すること。

三　避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組に関すること。

第二章　畜舎建築利用計画の認定等

（畜舎建築利用計画の認定）

第三条　畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従って利用しようとする者（次項及び第四項において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2　畜舎建築利用計画には、次に掲げる事項（その床面積が、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。次項第三号において同じ。）の技術水準その他の事情を勘案して、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規模として主務省令で定める規模以下である畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　畜舎等の種類、工事施工地又は所在地並びに規模及び間取り

三　畜舎等の設計者（その者の責任において、設計図書（畜舎等又はその敷地に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成した者をいう。以下同じ。）

四　畜舎等の敷地、構造及び建築設備

五　畜舎等の利用の方法

六　申請者が畜舎等で行う畜産業の内容

七　建築等の工事の着手及び完了の予定年月日

八　その他主務省令で定める事項

3　都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域外の敷地において畜舎等の建築等及び利用をしようとするものであること。

二　畜舎等の高さが主務省令で定める高さ以下であって、その階数が一であり、かつ、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであること。

三　畜舎等が建築士の設計に係るものであること。

四　畜舎等の敷地、構造及び建築設備が技術基準並びに畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で主務省令で定めるものに適合するものであること。

五　畜舎等の利用の方法が利用基準に適合するものであること。

六　その他畜舎等の建築等及び利用が適正に行われるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

4　都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。

一　第一項の認定の申請に係る畜舎等が建築士法第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合

を含む。第五条第二項において同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）の規定又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。第五条第二項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に違反して設計されたものであるとき。

二　申請者が、第一項の認定の申請に係る畜舎等（堆肥舎を除く。）における家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき。

三　申請者が、法人であって、その役員のうちに前号の農林水産省令で定める者に該当する者があるとき。

5　都道府県知事が第一項の認定をする場合（特例畜舎等に係る畜舎建築利用計画について当該認定をする場合を除く。）における消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七条第一項の規定の適用については、同項中「許可、認可若しくは確認」とあるのは、「認定」とする。

6　都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者（以下「認定計

画実施者」という。）に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

（認定を受けた畜舎建築利用計画の変更）

第四条　認定計画実施者は、前条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　認定計画実施者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

３　前条第三項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の認定」とあるのは、「次条第一項の変更の認定（第三条第二項第四号に掲げる事項の変更に係る認定に限る。）」と読み替えるものとする。

４　第一項の変更の認定の申請に係る畜舎等の敷地が前条第三項第一号に規定する区域又は地域に存する場合であって、当該畜舎等について、同号に規定する区域又は地域における適正かつ合理的な土地利用を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして主務省令で定める場合に該当する

ときは、前項において準用する同号の規定は、適用しない。

（畜舎等の設計及び工事監理）

第五条　認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画（第三条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画（変更があったときは、その変更後のもの）をいう。以下この項及び第十六条第二項において同じ。）に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の工事は、当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければ、することができない。

２　認定計画実施者は、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物に該当する認定畜舎等の工事をする場合においては、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者（同法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。第十四条において同じ。）を定めなければならない。

３　前項の規定に違反した工事は、することができない。

（工事完了の届出）

第六条　認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等の工事が完了したときは、主務省令で定めるところにより

、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　認定畜舎等（特例畜舎等を除く。以下この項及び第十八条第一項において同じ。）を新築する場合においては、認定計画実施者は、前項の規定による届出をした後でなければ、当該認定畜舎等を使用し、又は使用させてはならない。ただし、都道府県知事が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該届出をする前においても、仮に、当該認定畜舎等又はその部分を使用し、又は使用させることができる。

3　前項ただし書の規定による認定の申請の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（基準適合義務等）

第七条　認定畜舎等の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならない。

2　認定計画実施者は、利用基準に従って認定畜舎等を利用しなければならない。

3　認定計画実施者は、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならない。

（既存認定畜舎等への技術基準の適用除外）

第八条　第二条第三項の主務省令（次項において「技術基準省令」という。）の規定（以下この条において

「技術基準規定」という。）の施行又は適用の際現に存する認定畜舎等若しくはその敷地又は現に建築等の工事中の認定畜舎等若しくはその敷地が当該技術基準規定に適合せず、又は適合しない部分を有する場合においては、当該認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分については、前条第一項（技術基準のうち当該技術基準規定に係る部分（第三項において「不適合部分の基準」という。）に限る。）の規定は、適用しない。

2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分については、適用しない。

一　技術基準省令を改正する主務省令による改正（技術基準省令を廃止すると同時に新たにこれに相当する技術基準省令を制定することを含む。）後の技術基準規定の適用の際当該技術基準規定に相当する従前の規定に違反している認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分

二　建築等の工事の着手が技術基準規定の施行又は適用の後である増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為（主務省令で定める範囲内の行為を除く。）に係る認定畜舎等又はその敷地

三　前号に該当する認定畜舎等又はその敷地の部分

四　技術基準規定に適合するに至った認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分

3　第一項の規定の適用を受けている認定畜舎等について前項第二号の主務省令で定める範囲内の行為をしようとする場合における第四条第三項の規定の適用については、同項中「同条第五項中」とあるのは「同条第三項第四号中「技術基準」とあるのは「技術基準（不適合部分の基準を除く。）」と、同条第五項中」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」とする。

（地位の承継等）

第九条　認定計画実施者について相続があったときは、相続人は、認定計画実施者の地位を承継する。

2　前項の規定により認定計画実施者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条　認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、譲受人は、認定

計画実施者の地位を承継する。

2　認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、認定計画実施者の地位を承継する。

3　認定計画実施者である法人が分割により認定畜舎等を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、分割により当該認定畜舎等を承継した法人は、認定計画実施者の地位を承継する。

4　第三条第三項（第五号に係る部分に限る。）及び第四項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。

5　認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行い、又は認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により認定畜舎等を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該認定畜舎等の譲渡又は当該法人の合併若しくは分割があったとき）は、第三条第一項の認定は、その効力を失うものとし、当該認定畜

舎等であった畜舎等（以下「失効畜舎等」という。）について新たな畜舎建築利用計画（当該失効畜舎等について、建築等をせず、引き続き利用基準に従って利用する場合に作成する計画を含む。以下この項及び第十六条第四項において同じ。）を作成し第三条第一項の認定を受けた場合又は当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、その譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該失効畜舎等を承継した法人又はこれらの承継人（以下「譲受人等」という。）は、当該処分があった日（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該認定畜舎等の譲渡又は当該法人の合併若しくは分割の日）から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、当該失効畜舎等内への立入りの禁止、当該失効畜舎等の除却その他の保安上必要な措置（以下「保安上の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し同項の認定を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該譲受人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等

を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、第十二条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十七条及び第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（解散の届出等）

第十一条　認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、その解散の日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第三条第一項の認定は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）又はその承継人（以下「清算法人等」という。）は、失効畜舎等の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合又は失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等の譲渡について同項の認可を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県

知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該清算法人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、前条第一項及び第四項、次条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十七条並びに第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（建築基準法令の適用除外）

第十二条　認定畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しない。

第三章　認定計画実施者の監督等

（利用の状況の報告等）

第十三条　認定計画実施者は、認定畜舎等の利用の状況について、主務省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

２　認定計画実施者は、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、その滅失の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料若しくは建築設備その他の畜舎等の部分（以下この条において「建築材料等」という。）を製造した者、工事監理者又は工事施工者（畜舎等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）に対し、認定畜舎等の利用の状況、認定畜舎等の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況又は認定畜舎等に関する工事の計画若しくは施工の状況について報告を求めることができる。

２　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者又は工事施工者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

３　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場又は建築工事場に立ち入り、認

定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件若しくは設計図書その他認定畜舎等に関する工事に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、又は認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（措置命令等）

第十五条　都道府県知事は、第七条第一項の規定に違反した認定畜舎等又は認定畜舎等の敷地があるときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者、当該認定畜舎等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者、当該認定畜舎等の敷地の所有者又は当該認定畜舎等若しくは当該認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者に対し、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、当

該認定畜舎等の除却、改築、増築、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2　都道府県知事は、第七条第二項の規定に違反して認定畜舎等が利用されているときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の利用の方法の改善、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

3　都道府県知事は、第七条第三項の規定に違反して認定畜舎等の用途が変更され畜舎等以外のものとされているときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の用途の変更、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

4　都道府県知事は、譲受人等、清算法人等又は次条第四項に規定する認定計画実施者であった者若しくはその承継人がそれぞれ第十条第五項、第十一条第二項又は次条第四項の規定に違反して失効畜舎等の使用を停止せず、又は保安上の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該失効畜舎等の使用を停止し、又は当該保安上の措置を講ずべきことを命ずることができる。

5　第一項又は前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、都道府県知事は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

（認定の失効等）

第十六条　第十条第五項及び第十一条第二項に規定する場合のほか、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、第三条第一項の認定は、その効力を失う。

2　都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定計画実施者が、偽りその他不正の手段により、第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二　認定計画実施者が第三条第四項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

三　認定計画実施者が、第四条第一項の変更の認定を受けなければならない事項を当該認定を受けないで変更したとき。

四　認定計画実施者が、正当な理由がなくて、認定畜舎建築利用計画に記載した建築等の工事の着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、又は建築等の工事の完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了しないとき。

五　認定計画実施者が前条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

六　認定計画実施者から認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申出があったとき。

3　都道府県知事は、第十条第五項、第十一条第二項若しくは第一項の規定により第三条第一項の認定（以下この項及び次項において単に「認定」という。）がその効力を失ったことを知ったとき、又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を認定計画実施者であった者又はその承継人（第十条第五項の規定により認定がその効力を失った場合にあっては譲受人等、第十一条第二項の規定により認定がその効力を失った場合にあっては清算法人等をそれぞれ含む。）に通知するとともに、その旨を公表

しなければならない。

4　認定計画実施者であった者又はその承継人は、第二項（第四号に係る部分を除く。）の規定により認定が取り消されたときは、失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し認定を受けた場合、失効畜舎等の譲渡について第十条第一項の認可を受けた場合又は失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、前項の通知を受けた日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し認定を受けるまでの間、当該失効畜舎等の譲渡について同条第一項の認可を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該認定計画実施者であった者又はその承継人を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、第十条第一項及び第四項、第十二条から第十四条まで、前条（第四項を除く。）、次条並びに第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第四章　雑則

（工事現場における認定の表示等）

第十七条　認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、主務省令で定める様式によって、認定計画実施者、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る第三条第一項の認定又は第四条第一項の変更の認定があった旨の表示をしなければならない。

２　認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

（工事中の認定畜舎等に対する措置）

第十八条　都道府県知事は、第十五条第一項から第三項までの規定による場合のほか、建築等又は除却の工事の施工中に使用されている認定畜舎等が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合においては、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者又は当該認定畜舎等の管理者若しくは占有者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要な措置をとることを命ずることができる。

２　第十五条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（面積、高さ等の算定）

第十九条　畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、主務省令で定める。

（助言又は援助等）

第二十条　都道府県知事は、主務大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

２　主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な勧告、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができる。

（主務大臣への報告等）

第二十一条　主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（木材を利用した畜舎等の普及の促進）

第二十二条　農林水産大臣及び都道府県知事は、畜舎等の建築等に関する施策を行うに当たっては、国内で

生産された木材の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することに鑑み、国内で生産された木材その他の木材を利用した畜舎等の普及が図られるよう配慮するものとする。

（主務大臣）

第二十三条　この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（主務省令への委任）

第二十四条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、主務省令で定める。

（経過措置）

第二十五条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章　罰則

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　偽りその他不正の手段により第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二　第六条第二項の規定に違反したとき。

三　第十五条第一項から第四項まで又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十七条　第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合に限る。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者（当該工事施工者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事施工者等」という。））は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が認定計画実施者（当該認定計画実施者が法人で

ある場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人、その他の従業者（以下この項及び第二十九条第二項において「認定計画実施者等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して前項の刑を科する。

第二十八条　第五条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした工事施工者等は、百万円以下の罰金に処する。

第二十九条　第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合を除く。）には、当該違反行為をした認定畜舎等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定畜舎等又はその建築設備の工事施工者等）は、百万円以下の罰金に処する。

２　前項に規定する違反があった場合において、その違反が認定計画実施者等の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して同項の刑を科する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　第十四条第二項の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をしたとき。

四　第十四条第三項の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五　第十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十二条　第九条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

資　料

畜舎建築特例法の基準等に係る省令案の概要

2021年8月

農林水産省

1．法律の概要（法律のポイント）

1．目的【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画（**「畜舎建築利用計画」**）**の認定制度を創設**し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する**建築基準法の特例**を定め、もって**畜産業の振興を図る**ことを目的とする。

2．対象となる畜舎等【第2条第1項、第3条】

- **畜舎**（**搾乳施設**等の省令で定める施設を含む）又は**堆肥舎**（対象施設は省令で定める）【第2条第1項】
- **市街化区域・用途地域外**の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、省令で定める高さ以下の**平屋**で居住のための居室を有さず【第3条第3項第2号】、**建築士**が設計したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

3．対象となる建築行為【第2条第2項】

対象とする**「建築等」**は、畜舎等の**新築、増築、改築**及びその**構造に変更を及ぼす行為**とする【第2条第2項】

4．技術基準・利用基準の遵守【第2条第3項・第4項、第7条】

- **「利用基準」**とは、畜舎等の利用の方法に関して**省令**で定める
  ① 畜舎内の**滞在時間**等の制限
  ② 畜舎内の整頓などによる**避難経路**の確保
  ③ 例えば、避難訓練など**災害の防止・軽減措置**　をいう
  【第2条第4項】

- **「技術基準」**とは、畜舎等の**敷地・構造・建築設備**について**省令**で定める、
  ① 継続的に畜産経営を行う上で、**利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準**
  ② 都市計画区域等の畜舎等にあっては、建蔽率等について支障がない基準　等をいう【第2条第3項】

- 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならず、用途を変更してはならない【第7条第2項・第3項】

● 畜舎は、住宅や事務所等と比べて**滞在時間が短いため**、これを踏まえた利用基準を定めることにより、技術基準（**構造等の基準**）を**緩和**しても畜舎としての**安全性を確保可能**。

● 利用基準と技術基準の**組み合わせ**は、省令で規定。
Ａ構造：［簡易な利用基準（宿泊しない等）］＋［建築基準法と同等の技術基準］
Ｂ構造：［標準的な利用基準］＋［**建築基準法より緩和された技術基準**］

1

1．法律の概要（計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ）

畜舎建築利用計画の作成・申請【第3条第1項・第2項】

○計画記載事項
【第3条第2項：丸数字は号番号】

① 氏名
② 畜舎等の種類（畜舎、搾乳舎等の別）、所在地、規模（高さ、面積）及び間取り
③ 設計者
④ 畜舎等の敷地、構造及び建築設備（図面等）
（※ 一定面積以下の畜舎等では不要）
⑤ 畜舎等の利用の方法
⑥ 畜産業の内容（家畜の頭数等）
⑦ 工事着手・完了予定日
⑧ その他の事項

※ 計画変更時にも計画の作成・認定が必要。【第4条】

都道府県知事の認定【第3条第3項・第4項】

○ 認定基準
【第3条第3項：丸数字は号番号】

① 敷地が市街化区域・用途地域外
② 高さが一定以下、平屋で、居住のための居室を有しない
③ 建築士が設計
④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準（省令）に適合
（※ 一定面積以下の畜舎等は審査しない）
⑤ 利用の方法が利用基準（省令）に適合
⑥ 必要な事項が記載されている

※ 家畜の飼養管理、家畜排せつ物の管理等を適切に行うことができない者に対しては、認定できない。【第3条第4項】

※一定面積： 3,000㎡以下は不要とする方向で検討（省令で規定）
（建築基準法の建築確認は、都市計画区域外で、木造500㎡、その他（鉄骨等）200㎡以下は不要）

認定の通知【第3条第6項】

・ 都道府県知事は、認定した旨を申請者に通知し、公表

消防同意【第3条第5項】

・ 防火関係の規定を消防署長等が確認し、同意
（※ 一定面積以下の畜舎等は対象外）

工事完了の届出【第6条】

・ 計画認定を受けた者（「**認定計画実施者**」）は、工事完了後、都道府県知事に**届出**【第1項】
※ 一定面積超の畜舎等は、届出をするまで使用禁止【第2項】

完了検査は行わない

建築基準法令の適用除外【第12条】

都道府県知事の認定を受けた畜舎等（**認定畜舎等**）については、**建築基準法令**（建築基準法及び政省令等）**は適用しない。**

建築基準法と新制度のいずれかを選択可能

2

2. 畜舎及び堆肥舎の定義

（１）畜舎の定義

- 家畜を飼養する施設（乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等）
- 搾乳施設
- 集乳施設（飼養施設に付随するもの）
- 飼養施設、搾乳施設又は集乳施設の内部にある、①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは畜舎の一部として扱う

（２）堆肥舎の定義

- 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（袋詰めされた堆肥等の製品化したもののみを保管する倉庫は家畜排せつ物の保管行為に当たらないため該当しない。また、発酵槽、縦型コンポスト等の工作物は屋根及び柱若しくは壁がないため該当しない）
- 上記の堆肥舎の内部にある、 ①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用する室に該当するものは堆肥舎の一部として扱う

3

3. 対象となる畜舎等の高さ

現状

建築基準法の告示（特定畜舎）の畜舎の高さ

高さ：　13m以下
軒高：　９m以下

畜舎の特性

・採卵鶏経営では、規模拡大により飼養ケージが直段式に高くなる傾向にあり、高さ基準の緩和を求める声

・規模拡大の進展により、畜舎内でダンプカーにより荷下ろしすることも想定されるが、メーカーによるとダンプ時の高さは9.6mに到達

新法の基準

新法の対象となる畜舎の高さ

高さ：16m以下
（軒高は設定しない）

※　改正された建築基準法第21条の考え方と同様の高さとし、軒高の制限を行わない。

4. 技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

現状

建築基準法における建築確認不要な面積

（都市計画区域等外）
木造　　：　500㎡以下
木造以外　：　200㎡以下

畜舎の特性

・平屋でシンプルな構造であるため、建築士が設計すれば基本的に安全性は確保されると考えられる。

・機械化等により規模拡大が進んでいる酪農畜舎の大宗（８割）が含まれる面積が約3,000㎡。

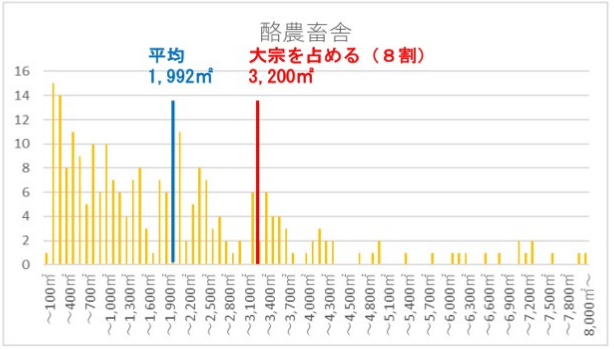
・畜種により畜舎の構造に大きな違いはない。

新法の基準

畜舎建築利用計画における技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

（市街化区域・用途地域外）
木造、その他の区別なく
3,000㎡以下

※　3,000㎡を超える木造建築物は耐火構造にしなければならない等の防火上の措置を講ずる必要があり、これを超える面積の畜舎等は審査が必要



5. 基礎に係る基準緩和

現状

建築基準法における基礎に係る告示において、基礎の根入れの深さは、基礎の底部を密実で良好な地盤に達したものにしない場合は、12センチメートル以上とし、かつ、凍結深度よりも深いものとすること等とされているところ。

畜舎の特性

・畜産主産地である北海道など冷涼な地域では、凍結深度が１ｍになるなどにより、基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。

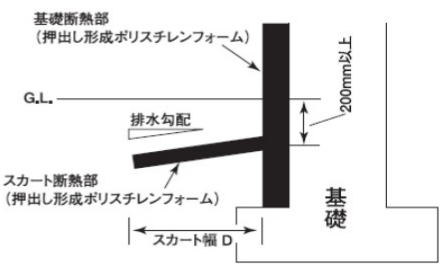
・畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、凍上による床や柱への一定の損傷は許容できるとの意見

新法の基準

新法において、畜舎等の基礎に係る深さの規定は設けない。

※　なお、一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



凍上現象のひどい地域の畜舎や堆肥舎でも、数カ所の実験・検証の結果より、断熱材の地中埋め込み深さ 200 ㎜以上、スカート幅 600 ㎜程度のスカート断熱工法を採用することで、凍結深度の緩和が可能で、安価となります。

ただし、土間部分から冷気が土中に進入しないよう、敷きわらや家畜の十分な飼養密度を保つなどの必要があります。

6. B構造畜舎

現状

建築基準法では、構造計算に用いる材料（木材、鋼材等）の短期許容応力度には、安全係数が組み入れられている。

例えば、木材の強度がＦであるのに対し、短期許容応力度は２／３Ｆという数値を使うよう規定。（つまり、１／３が安全係数。）

また、建築基準法では、幅厚比及び径厚比を規定しており、告示で定められた特定畜舎にも適用。

畜舎の特性

・新法は、技術基準と利用基準が相まって畜舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。

・幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に適用するのは過剰との意見。

新法の基準

新法におけるＢ構造畜舎については、短期許容応力度に材料強度等の数値を用いる。

（木材、鋼材、コンクリートの許容応力度の規定内容については次ページ）

幅厚比及び径厚比の規定は畜舎には適用しない。

なお、Ｂ構造畜舎は、畜舎内安全確保のため、畜舎の屋根にはプラスチック板、金属板、木板その他これらに類する軽い材料でなければならない。

（参考1）B構造畜舎の各部材の短期許容応力度

建築基準法施行令による規定

木材（繊維方向）

圧縮	引張り	曲げ	せん断
Ｆｃ／３	Ｆｔ／３	Ｆｂ／３	Ｆｓ／３

鋼材

種類			圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五倍とする。			
	ボルト	黒皮				
		仕上げ				
	構造用ケーブル					
	リベット鋼					
	鋳鋼					
ステンレス鋼	構造用鋼材					
	ボルト					
	構造用ケーブル					
	鋳鋼					
鋳鉄						

種類		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		Ｆ	Ｆ	Ｆ（当該数値が二九五を超える場合には、二九五）
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	Ｆ	Ｆ	Ｆ（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
	径二十八ミリメートルを超えるもの	Ｆ	Ｆ	Ｆ（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		―	Ｆ（ただし、床版に用いる場合に限る。）	Ｆ

コンクリート

圧縮	引張り	せん断	付着
長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍（Ｆが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			

畜舎建築特例法の省令による規定（案）

木材（繊維方向）

圧縮	引張り	曲げ	せん断
Ｆｃ	Ｆｔ	Ｆｂ	Ｆｓ

鋼材

種類			圧縮	引張り	曲げ	せん断
炭素鋼	構造用鋼材		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又はせん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・六五倍とする。			
	ボルト	黒皮				
		仕上げ				
	構造用ケーブル					
	リベット鋼					
	鋳鋼					
ステンレス鋼	構造用鋼材					
	ボルト					
	構造用ケーブル					
	鋳鋼					
鋳鉄						

種類		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		１．１Ｆ	１．１Ｆ	１．１Ｆ
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	１．１Ｆ	１．１Ｆ	１．１Ｆ
	径二十八ミリメートルを超えるもの	１．１Ｆ	１．１Ｆ	１．１Ｆ
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網		―	１．１Ｆ（ただし、床版に用いる場合に限る。）	１．１Ｆ

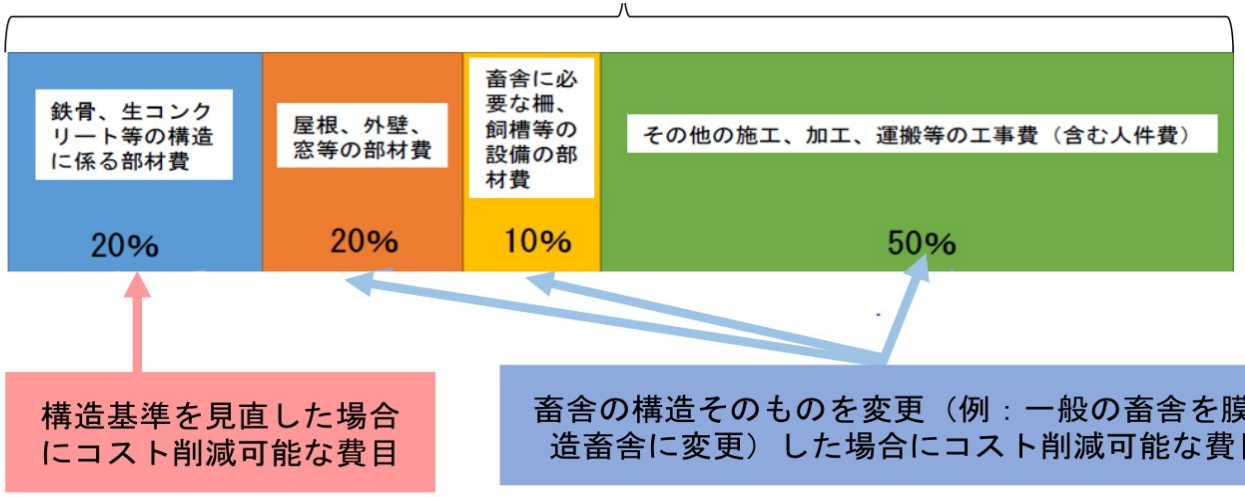
コンクリート

圧縮	引張り	せん断	付着
長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の三倍（Ｆが二一を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、建築基準法施行令第九十一条の規定により国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			

（参考2）コスト削減

建築された畜舎の事例を基にした建築工事費内訳イメージ

畜舎建築工事費　約１億３千万円（畜舎面積　約1,800㎡）



コスト削減試算

【部材の強度】
部材の強度に設けられている安全係数等を新法では設定せず、部材の強度を満度に活用。

【基礎の根入れ深さ】
土地が凍結する地域において、基礎を凍結深度以深にすること等を新法では求めない。

【木材】使用量３割削減可能
→建築工事費の３～６％削減可能
【鉄骨】使用量１割削減可能
→建築工事費の１～２％削減可能
【基礎】
→建築工事費の１～３％削減可能

⇒ **合計で建築工事費の２～９％削減可能**

膜構造畜舎等

○　畜舎の建築コストを大きく削減するためには、畜舎の構造そのものを見直し、部材が軽量な膜構造畜舎等を建築することが有効。

○　諸外国の部材で、ＪＩＳ規格に適合していないものは原則、国土交通大臣の認定を受ける必要。

○　新法では、ＪＩＳ規格でない部材等で、諸外国で安全性が証明されているものは、使用を認める方向。

○　海外部材による軽量の膜構造畜舎が可能となり、コストを大きく削減可能。



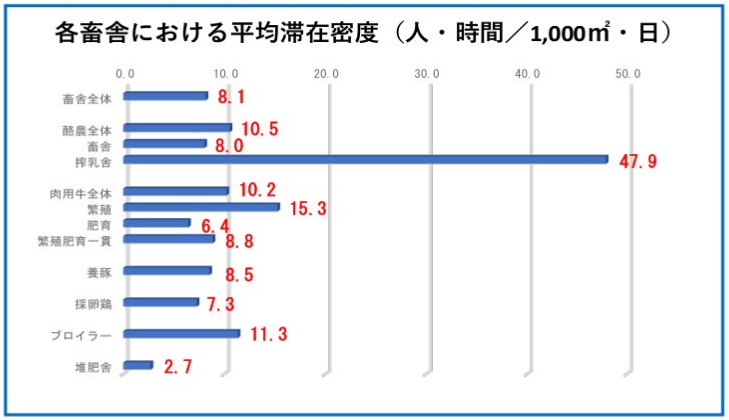

7. 利用基準

利用基準

一　通常時において、畜舎等に滞在する者の人数及び一日の延べ滞在時間が畜舎等の床面積に応じ次の表に掲げる数値以下であること。（Ａ構造畜舎を除く）

面積	延べ滞在時間	最大滞在人数
0㎡ ～1,000㎡	８時間・人	４人
1,001㎡ ～2,000㎡	１６時間・人	８人
2,001㎡～ 3,000㎡	２４時間・人	１２人
3,001㎡～	３２時間・人	１６人

（参考）滞在時間調査結果（Ｒ２年７月実施）



二　通常時において、午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、畜舎に宿泊して滞在する者の人数が０であること。

三　災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。

四　二以上の避難口が特定されていること。

五　【避難訓練関係の規定】

六　Ａ構造畜舎にあってはＡ構造畜舎であること（Ｂ構造畜舎も同様）を当該畜舎等の見やすい場所に標示すること。

　　Ｂ構造畜舎は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明すること。

8. 防火に係る通路の取扱

現状

木造で延べ面積が3,000㎡を超える建築物は、耐火構造等とするか、壁等※によって3,000㎡以内に区画しなければならない。

※壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備

畜舎の特性

・近年、豚熱等の家畜伝染病が蔓延し、疾病防止の観点から、畜舎間の移動は屋外から遮断された通路等が利用される。

・養豚経営は規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動して飼養するが、畜舎間を通路でつなぐと3,000㎡を超過し、耐火構造等とする必要。

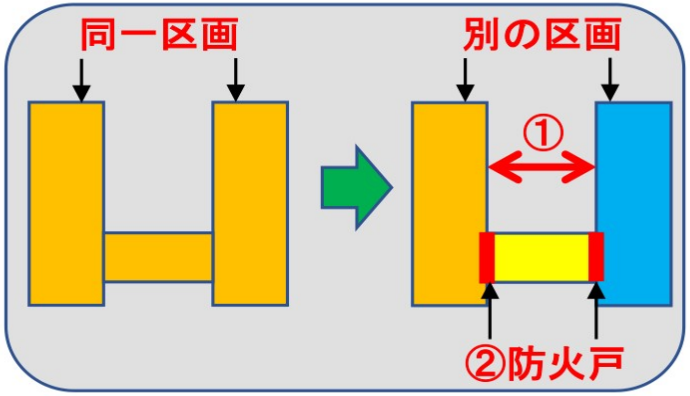
・養豚においては、ふん尿に含まれるアンモニアによる腐食のため、畜舎を鉄骨造とすることが難しく木造が一般的

新法の基準

① 畜舎等の間に延焼防止上有効な空地（畜舎等の高さだけの離隔距離）を確保し、

② 通路と畜舎との間に防火戸（シャッター）等を設置し、通路と畜舎とを区画する

等の場合には、防火上、畜舎と通路とを同一の建物として面積を計上しない。



9. 手続

申請者

畜舎建築利用計画の作成

○ 主にチェックボックス形式
○ オンライン申請可

【記載事項】
① 申請者の氏名
② 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
③ 設計者の氏名・建築士資格
④ 畜舎等の敷地・構造・建築設備
⑤ 利用の方法
⑥ 畜産業の内容
⑦ 工事の着手予定日・完了予定日
⑧ 関係法令の遵守状況　等

3000㎡以下は不要

畜舎建築利用計画
○○県知事
氏名○○

１申請者の氏名（　　）
２畜舎等の種類
☑飼養施設
☐搾乳舎
☐集乳施設
☐堆肥舎
…

５．畜舎等の利用の方法に関する事項

☑ ○時から○時まで宿泊による滞在をしない。

☑ 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

申請者

民間機関による事前審査可（都道府県の判断）

畜舎等の敷地・構造・建築設備が認定基準④の技術基準に適合していることについて、事前に民間機関に審査を申請可能（都道府県の判断による。）。

民間機関の事前審査を受けた場合、都道府県知事による④技術基準に適合していることの審査は省略可能。

都道府県

都道府県知事の認定

○ オンライン申請の場合はメールで申請の通知を受信

【認定基準】
① 敷地が市街化区域・用途地域外
② 高さが16m以下、平屋で、居住のための居室を有しない
③ 建築士が設計
④ 敷地、構造及び建築設備が技術基準（省令）に適合
⑤ 利用の方法が利用基準（省令）に適合
⑥ 関係法令を遵守しているか　等

3000㎡以下は不要

○ 認定しない場合の例
・ 居住のための居室（寝室等）がある
・ 利用の方法（チェックボックス）の記載が適切でない
・ 建築士の資格と畜舎等の規模が一致しない
・ 家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法又は環境関係法令に違反し、是正の見込みがない
等

都道府県

認定の通知

○ 認定した旨の通知（オンライン申請の場合はオンラインでの通知）
○ 公表（都道府県のHP等）

申請者

工事着工

工事完了の届出

○ 3000㎡以下
・届出書

○ 3000㎡超
・届出書
・各工程の写真

を都道府県知事に提出

（参考3）その他の規定振り（単体、集団規定）

○単体規定　一部緩和

【緩和する規定】→ 書き下し

・許容応力度の規定例（案）

（木材）

第九条　木材の繊維方向の許容応力度は、次の各号に掲げる畜舎等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一　Ａ構造畜舎等　建築基準法第八十九条第一項本文に定めるところによる。この場合において…（必要な読替規定）。

二　Ｂ構造畜舎等　次の表の数値による。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	曲げ	せん断	圧縮	引張り	曲げ	せん断
１．１Ｆｃ／３	１．１Ｆｔ／３	１．１Ｆｂ／３	１．１Ｆｓ／３	Ｆｃ	Ｆｔ	Ｆｂ	Ｆｓ
この表において、Ｆｃ、Ｆｔ、Ｆｂ及びＦｓは、建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する基準強度又は木材の種類及び品質に応じて主務大臣が定める圧縮、引張り、曲げ及びせん断に対する基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。							

【緩和しない規定】→ 建築基準法を引用

・建築設備の規定例（案）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第三十二条　畜舎等に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第一項各号に定めるところによらなければならない。

○集団規定（都市計画区域等内の畜舎等に関する制限）　緩和しない

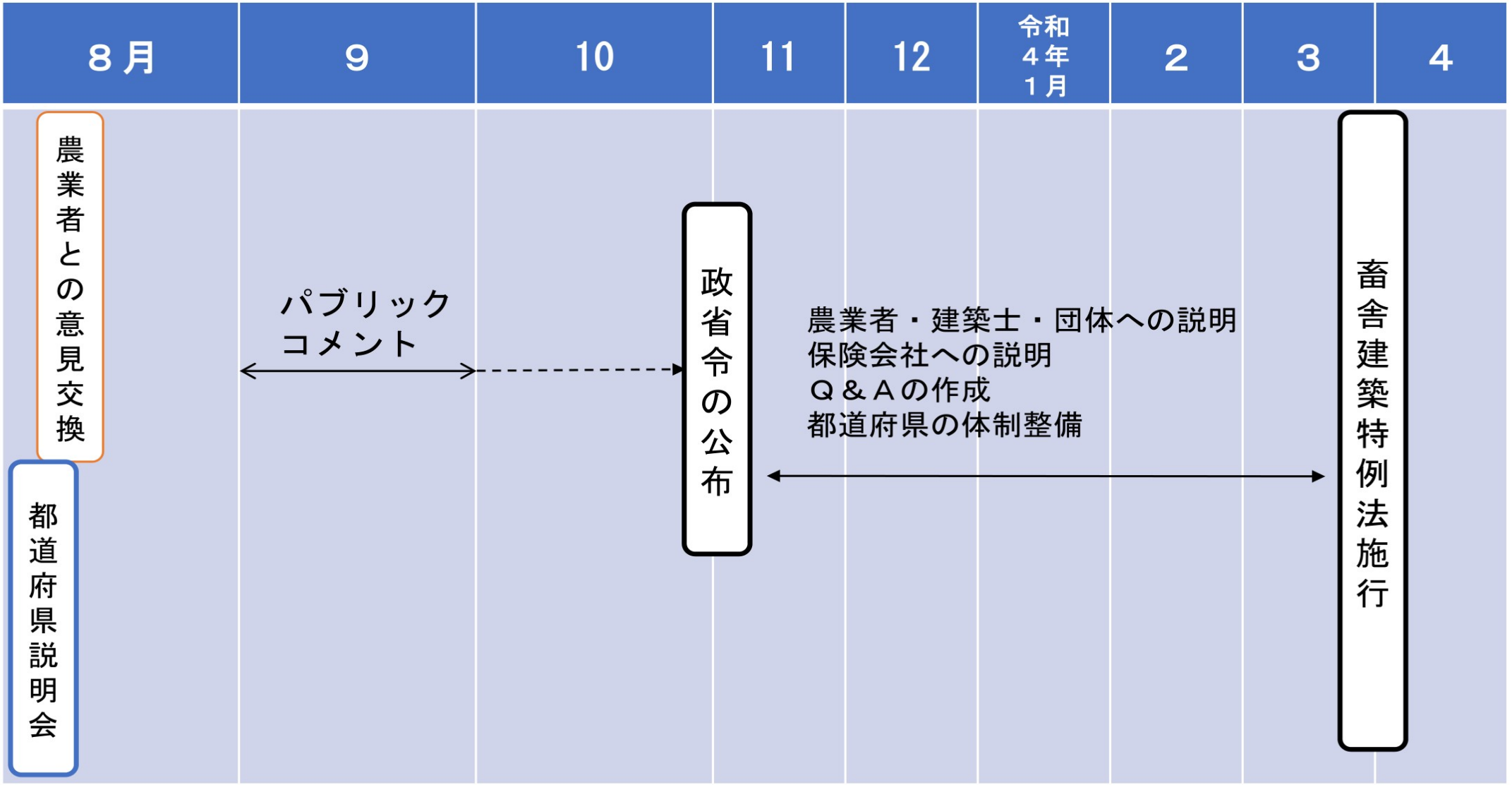
・建蔽率、高さ制限、接道等の規定 → 建築基準法を引用

・建蔽率の規定例（案）

（畜舎等の建蔽率）

第四十六条　畜舎等の建蔽率は、建築基準法第五十三条第一項第六号に定めるところによらなければならない。

10. 今後のスケジュール



資料３

規制改革実施計画

令和３年６月18日
閣　議　決　定

目　次

Ⅰ 共通的事項 1

１．　本計画の目的 1

２．　本計画の基本的性格 1

３．　規制改革の推進に当たっての基本的考え方 1

４．　改革の重点分野 2

５．　規制改革・行政改革ホットライン 2

６．　計画のフォローアップ 2

Ⅱ 分野別実施事項 3

１．　デジタルガバメントの推進 3

(1) 規制改革の観点 3

(2) 書面・押印・対面の見直し 3

(3) オンライン利用の促進 5

(4) デジタル化に向けた基盤の整備等 8

(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組 10

(6) その他の行政手続の見直し等 10

２．　デジタル時代に向けた規制の見直し 12

(1) 規制改革の観点 12

(2) 民間における書面・押印・対面規制等の見直し 12

(3) デジタル社会の基盤整備 13

(4) デジタル時代における刑事法の在り方 13

(5) 刑事手続等のデジタル化 14

(6) 船荷証券の電子化 15

(7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し 15

(8) 専任・常駐義務等の見直し 15

(9) 自動運転の実装に向けた環境整備 15

(10) 次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立 16

(11) 宿泊施設の非対面手続の促進 16

(12) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方 17

(13) 公証制度における書面、対面規制の見直し 18

(14) 医療分野におけるＤＸ化の促進 19

(15) 医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化 20

(16) 最先端の医療機器の開発・導入の促進 21

(17) 医療・介護分野における生産性向上 22

(18) オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化 24

(19) 健康保険証の直接交付……25

3． 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革……26
(1) 規制改革の観点……26
(2) 飲食店等の道路占用許可基準の緩和等……26
(3) 生産性向上に向けた物流改革……27
(4) タクシーの利便性向上……28
(5) 民泊サービスの推進に向けた取組……29
(6) 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ……29
(7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組……30
(8) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題……33
(9) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化……34
(10) 農協改革の着実な推進……34
(11) 農地利用の最適化の推進……36
(12) 農地の違反転用の課題……36
(13) 農業用施設の建設に係る規制の見直し……37
(14) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化……37
(15) 農産物検査規格の見直し……38
(16) 畜産業に関する規制改革……39
(17) 畜舎に関する規制の見直し……40
(18) 改正漁業法の制度運用……40
(19) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化……43
(20) 水産流通適正化法の制度運用……44
(21) 魚病対策の迅速化に向けた取組……45
(22) ドローンに関する規制改革……45
(23) 「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備……45

4． グリーン（再生可能エネルギー等）……46
(1) 規制改革の観点……46
(2) ３Ｅ＋Ｓの大前提の下での、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた３つの原則……46
(3) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用……47
(4) 風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用……48
(5) 地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方……49
(6) 風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し……50
(7) 所有者不明土地や生産緑地等の有効活用……51
(8) 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消……51
(9) 再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大……53
(10) 公正で競争的な電力市場に向けた制度改革……55
(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し……55

(12) バイオマスに係る安全規制等の見直し……58
(13) 洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方……58
(14) 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方……59
(15) 固定価格買取制度関連の見直し……60
(16) 住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方……60
(17) 海底下ＣＣＳに関する規制の見直し……62

５． 雇用・教育等……63
(1) 規制改革の観点……63
(2) テレワークの普及・促進に資する取組……63
(3) 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃……64
(4) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備……66
(5) デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備……68
(6) オンライン教育等に係る規制・制度の見直し……72
(7) 居住地以外のハローワークでの失業中の手続……74

６． その他横断的課題……75
(1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合……75
(2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合……75

規制改革実施計画

（令和３年６月18日
閣　議　決　定）

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置した。

規制改革推進会議においては、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、「規制改革推進に関する答申（令和２年７月２日）」が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申（令和３年６月１日）」が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

Ⅰ 共通的事項

１．本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

２．本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申（令和３年６月１日）」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

３．規制改革の推進に当たっての基本的考え方

経済のグローバル化が急速に進展し、経済・システムのデジタル化は、その流れを更に加速するとともに、社会の分散化、個の中心化をも推し進めている。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあってはならない。規制改革では、経済成長を阻害する規制・制度を見直すだけでなく、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。また、コロナ禍によって、新たなリスクが顕在化し、行政や事業活動、教育、医療など様々な場面でのデジ

タル化の遅れが明らかになった。他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても、迅速な対応が求められている。これまでの規制の在り方についても大きく変革が求められている。

こうした経済環境の変化の中で、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には真正面から挑戦して風穴を開け、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピード感を持って改革を進めていくことが必要である。また、個別の規制・制度の見直しの議論の積み上げとともに、今後のデジタル時代の規制・制度の在り方について、どのような時代認識の下でどういった方向性を目指した議論を行っていくべきか、包括的かつ原則論としての考え方の整理が必要である。

規制改革を行うに当たっては、デジタル化を前提として考えることは当然となってきており、また、デジタル技術の活用は幅広く多くの領域で可能であることから、医療・介護、教育、雇用、行政手続といった、既に議論が進められている分野を始め、あらゆる分野の議論が求められる。今後も、将来のあるべき姿も念頭に置きながら、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを進め、経済成長、国民の生産性・効率性の向上、個のエンパワーの実現につなげていく必要がある。秋に発足するデジタル庁とも連携して、デジタル規制改革を更に加速させていくことが重要である。

４．改革の重点分野

本計画においては、「規制改革推進に関する答申（令和３年６月１日）」等に掲げられた規制改革事項を踏まえ、「デジタルガバメントの推進」、「デジタル時代に向けた規制の見直し」、「成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革」、「グリーン（再生可能エネルギー等）」、「雇用・教育等」及び「その他横断的課題」を改革の重点分野とする。

５．規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる提案（各種手続の簡素化等を含む。）について「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」[1]により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの提案を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

６．計画のフォローアップ

内閣府及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和３年度末時点で整理し、公表する。

---

[1] 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」は、過去の年間受付数を大幅に上回る提案を受け付ける状況となったことを受け、受付を停止しているが、提案の確認等の対応の迅速化を図った上で、早期に受付を再開することとしている。

(17) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	畜舎に関する規制の見直し	a　畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）に基づく制度（以下、本項において「新制度」という。）における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。 b　新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず 3,000 ㎡に引き上げる方向で緩和を行う。 c　各国法制で安全性が証明されている部材については、ＪＩＳ規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。 d　新制度における具体的なハード基準については、a の建築コストの試算や、c における外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。 e　新制度において事業者が選択することができるＡ基準又はＢ基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。 f　新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。 g　総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。	a: 措置済み b～g: 令和４年措置	a～f: 農林水産省 国土交通省 g: 総務省 農林水産省

(18) 改正漁業法の制度運用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	改正漁業法の現場への浸透	令和５年度までに漁獲量ベースで８割をＴＡＣ（Total Allowable Catch）管理に移行することや、漁業権の免許のプロセス（手順・スケジュール）の透明化等、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に関する重要かつ基本的な事項について、現場に浸透させるための措置を講ずる。その措置は、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、例えば、水産庁公式 Facebook や農林水産省公式 Twitter 等を活用する等、現場の漁業者の具体的な行動につながる情報伝達の方法によって行う。	令和３年度上期措置	農林水産省

資料４

現地視察の畜舎概要

㈱Ｂ＆Ｍ（北海道帯広市）

㈱Ｂ＆Ｍ

１　敷地情報

敷地面積　30,369㎡、敷地内棟数４棟、収容人員４名

２　対象物情報

①ロボット搾乳牛舎Ａ棟
基本情報　平屋建、延べ床面積3,635㎡、鉄骨造
建物の使用方法：乳牛の飼育及び搾乳
設置されている消防用設備等：消火器

②ロボット搾乳牛舎Ｂ棟
基本情報　平屋建、延べ床面積3,635㎡、鉄骨造
建物の使用方法：乳牛の飼育及び搾乳
設置されている消防用設備等：消火器

③ポンプ・機械室棟
基本情報　平屋建、延べ床面積58㎡、鉄骨造
建物の使用方法：バイオガス発酵槽関連施設
設置されている消防用設備等：なし

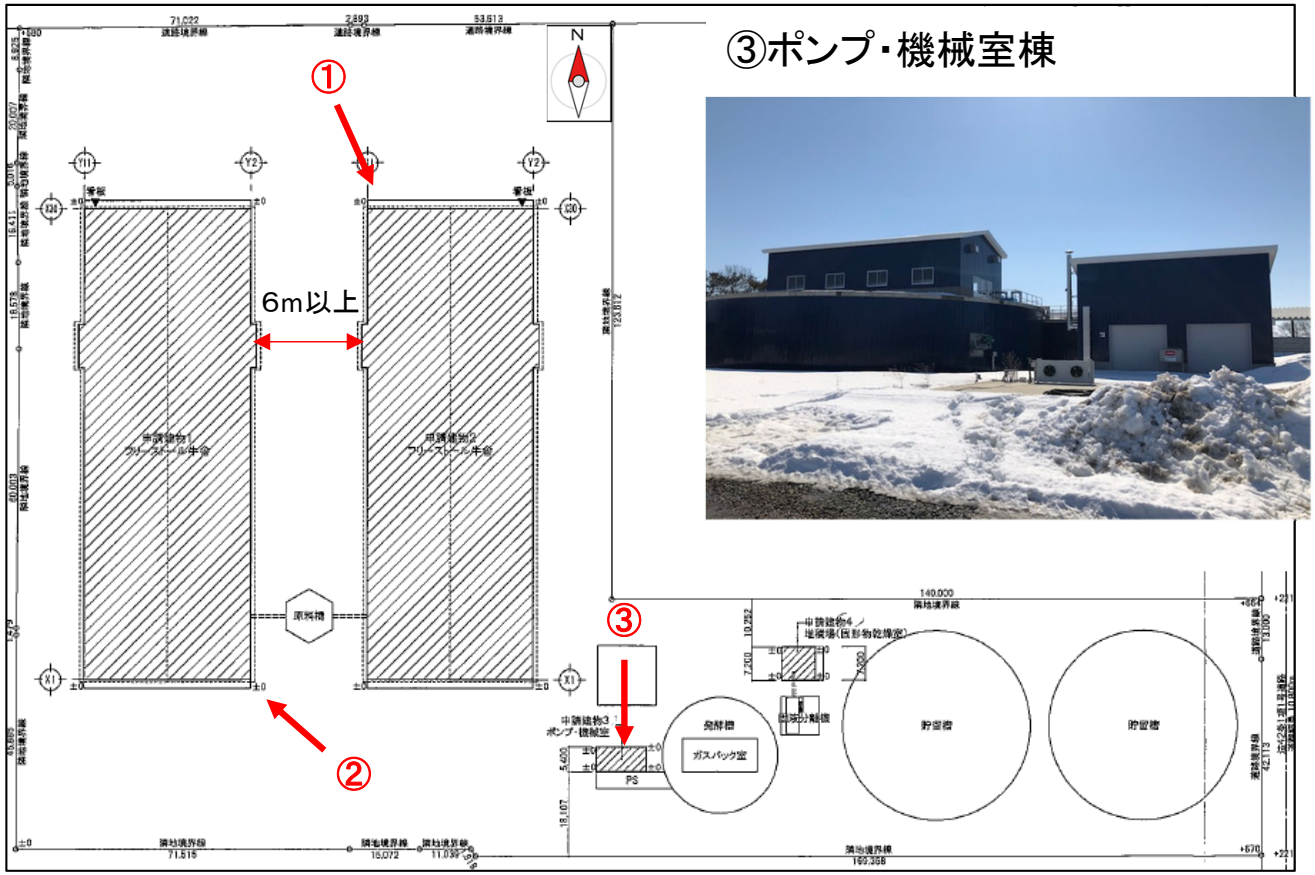
④堆積場棟
基本情報　平屋建、延べ床面積51㎡、鉄骨造
建物の使用方法：バイオガス発生に利用された後の堆肥の保管
設置されている消防用設備等：なし

①ロボット搾乳牛舎Ｂ棟



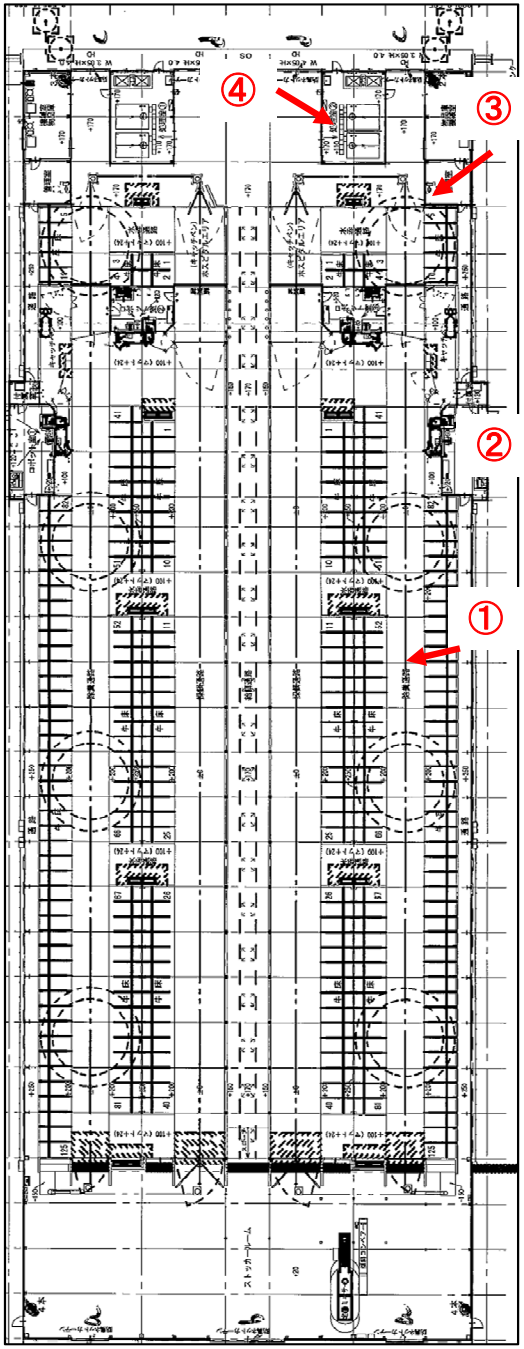
②ロボット搾乳牛舎Ａ棟





③ポンプ・機械室棟

㈱Ｂ＆Ｍロボット搾乳牛舎棟内部の状況①



①フリーストールの様子



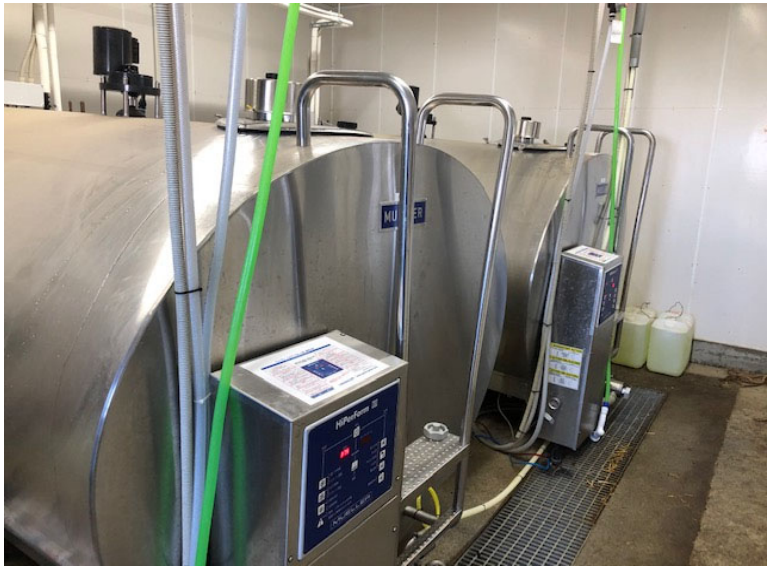
②搾乳ロボットの様子



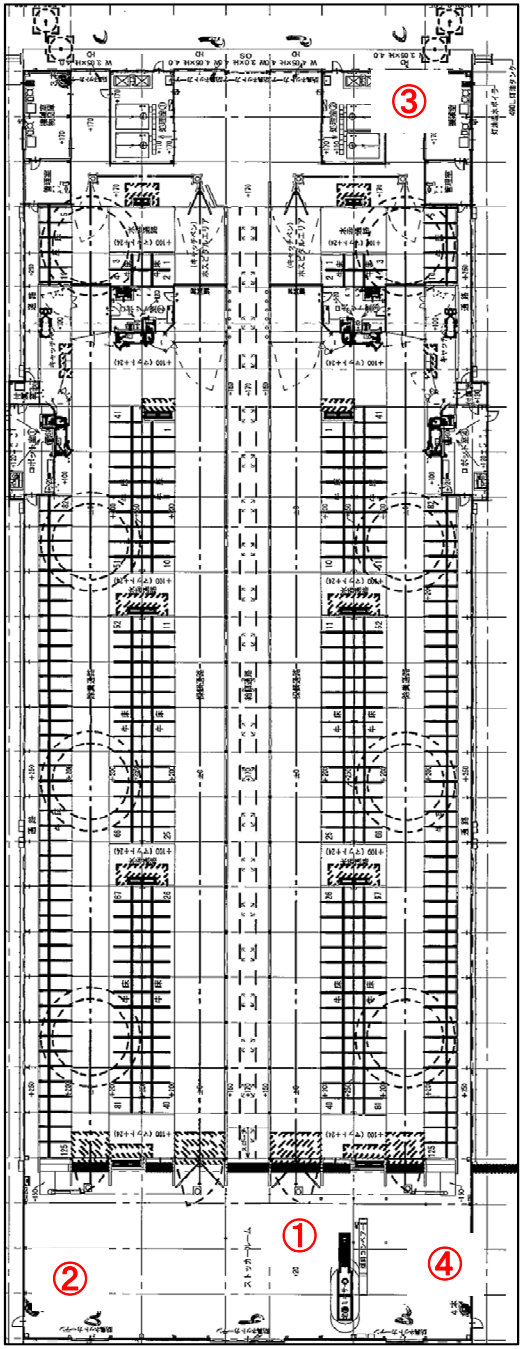
③管理室の様子



④生乳タンク室の様子



㈱Ｂ＆Ｍロボット搾乳牛舎棟内部の状況②



①自動給餌機の様子



②飼料保管の様子



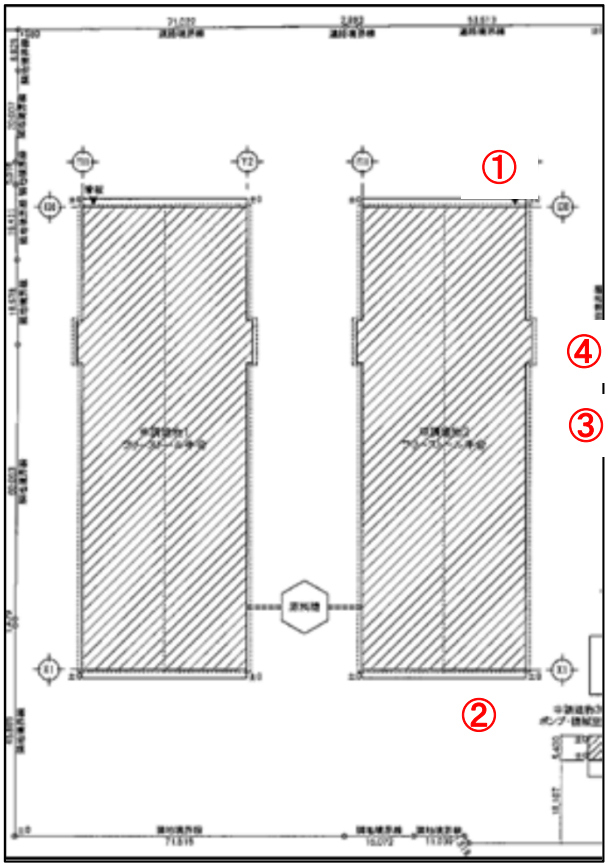
③ボイラーの設置状況



④消火器の設置状況



㈱Ｂ＆Ｍロボット搾乳牛舎棟外部の状況



①少量危険物保管の様子



②発電器の設置状況　240kw



③変電設備



④防火水槽の様子



牧原牧場（鹿児島県鹿屋市）

1　敷地情報
敷地面積　20,021㎡、敷地内棟数４棟、収容人員３名

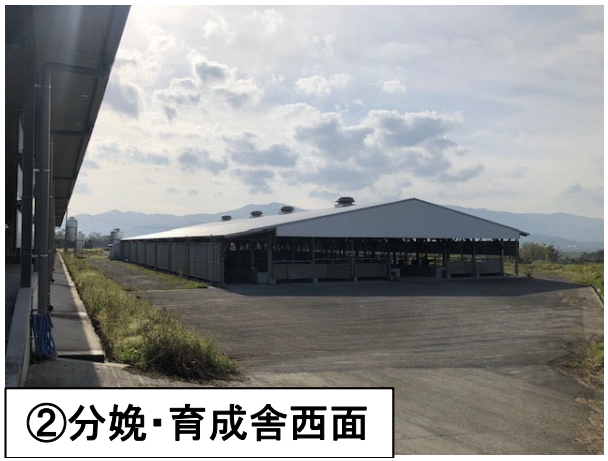
2　対象物情報
①ドーム舎
基本情報　平屋建、延べ床面積 1,111㎡、鉄骨造
建物の使用方法：食用牛の飼育
設置されている消防用設備等：消火器

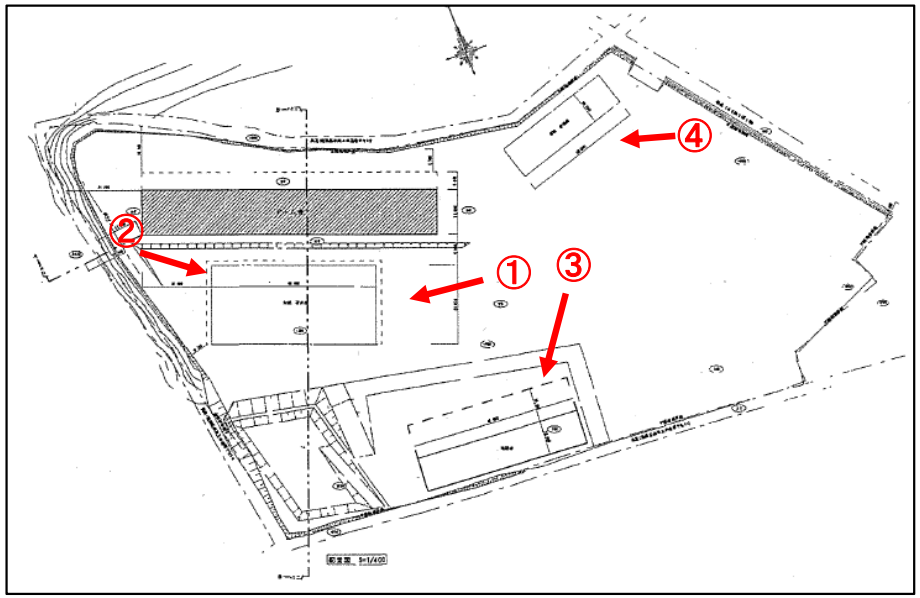
②分娩・育成舎
基本情報　平屋建、延べ床面積 1,106㎡、木造
建物の使用方法：食用牛の飼育
設置されている消防用設備等：消火器

③堆肥舎
基本情報　平屋建、延べ床面積 480㎡、鉄骨造
建物の使用方法：堆肥の保管
設置されている消防用設備等：なし

④倉庫棟
基本情報　平屋建、延べ床面積 300㎡、鉄骨造
建物の使用方法：飼料の保管、従業員の休憩
設置されている消防用設備等：消火器


①分娩･育成舎東面


②分娩･育成舎西面



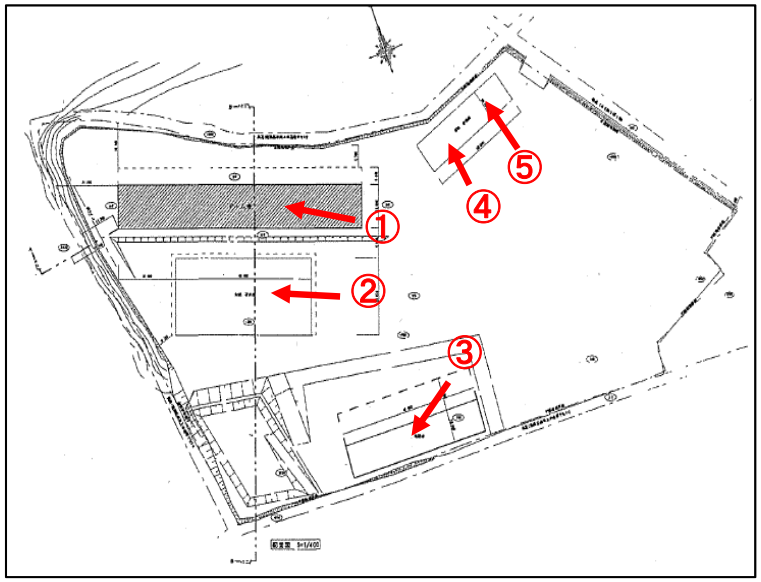

③堆肥舎


④倉庫棟

牧原牧場の状況①

①ドーム舎の様子





②分娩・育成舎の様子





③堆肥舎の様子



④倉庫内の様子

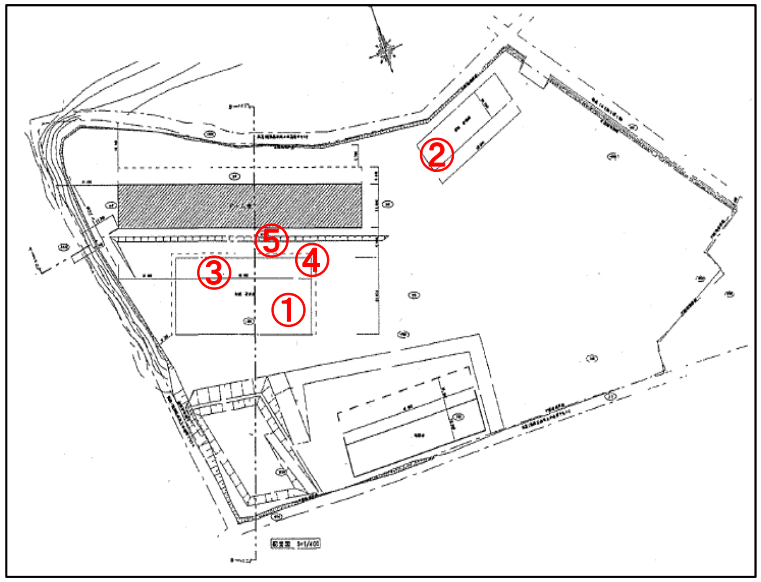


⑤従業員休憩室の様子

牧原牧場の状況②

①トラクター（モーター式）の状況





②機材用燃料の保管状況





③電気ヒーターの状況



④給湯器の状況

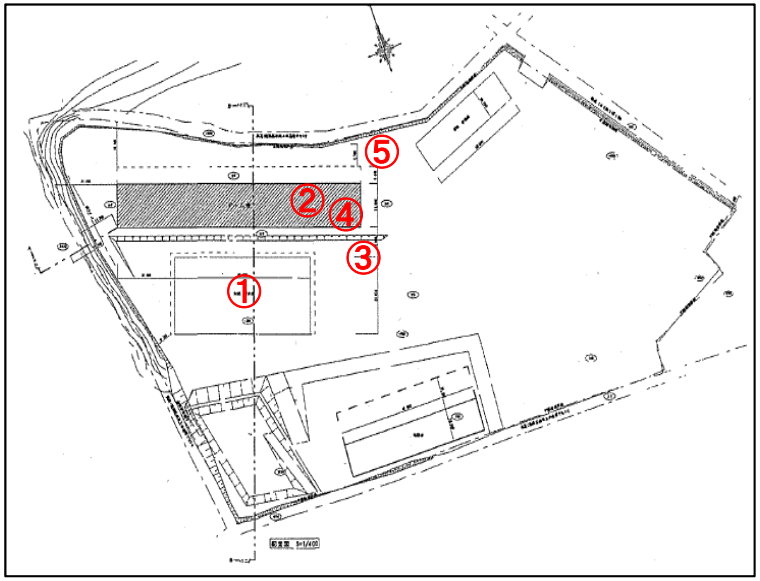


⑤LPG設置状況

牧原牧場の状況③

①電気配線の状況





②分電盤の状況





③飼料用サイロの状況



④消火器の設置状況



⑤地下水タンクの状況

石原畜産（鹿児島県鹿屋市）

1　敷地情報
敷地面積　21,193㎡、敷地内棟数10棟、収容人員２名

2　対象物情報
①牛舎１
基本情報　平屋建、延べ床面積 1,107㎡、鉄骨造（一部木造）
建物の使用方法：食用牛の飼育
設置されている消防用設備等：消火器

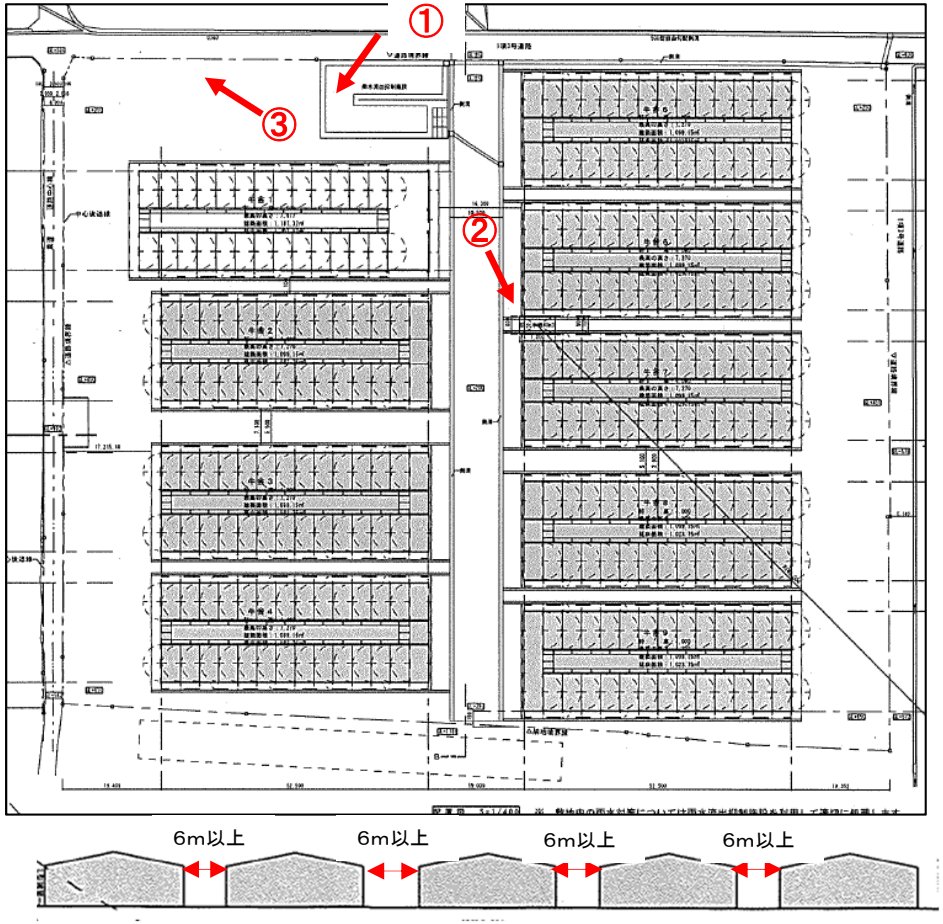
②牛舎２～９
基本情報　平屋建、延べ床面積 1,023㎡、鉄骨造（一部木造）
建物の使用方法：食用牛の飼育
設置されている消防用設備等：消火器

③管理事務所
基本情報　平屋建、延べ床面積 情報なし㎡
建物の使用方法：従業員の休憩等
設置されている消防用設備等：消火器（任意）

④堆肥舎（別敷地　※道路を隔てた北側）
基本情報　平谷建、延べ床面積 情報なし㎡
建物の使用方法：従業員の休憩等
設置されている消防用設備等：なし


①牛舎1

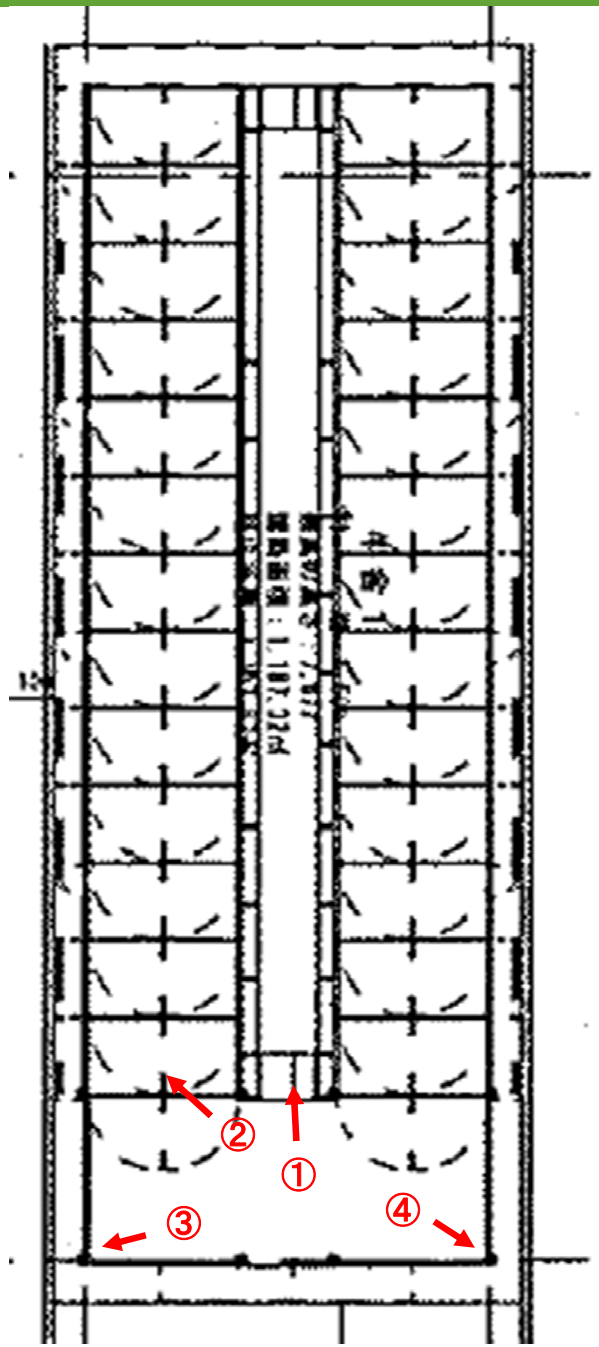

②牛舎6～9




③管理事務所


④堆肥舎（別敷地）

石原畜産牛舎内部の状況①



①牛舎内部の様子



②畜産牛の肥育の様子



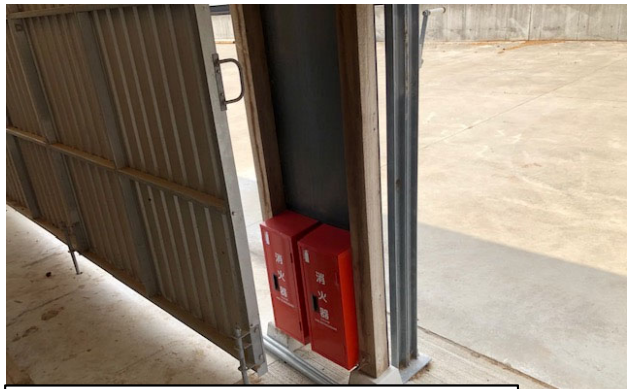
③飼料撹拌機



④資材置き場



石原畜産牛舎内部の状況②



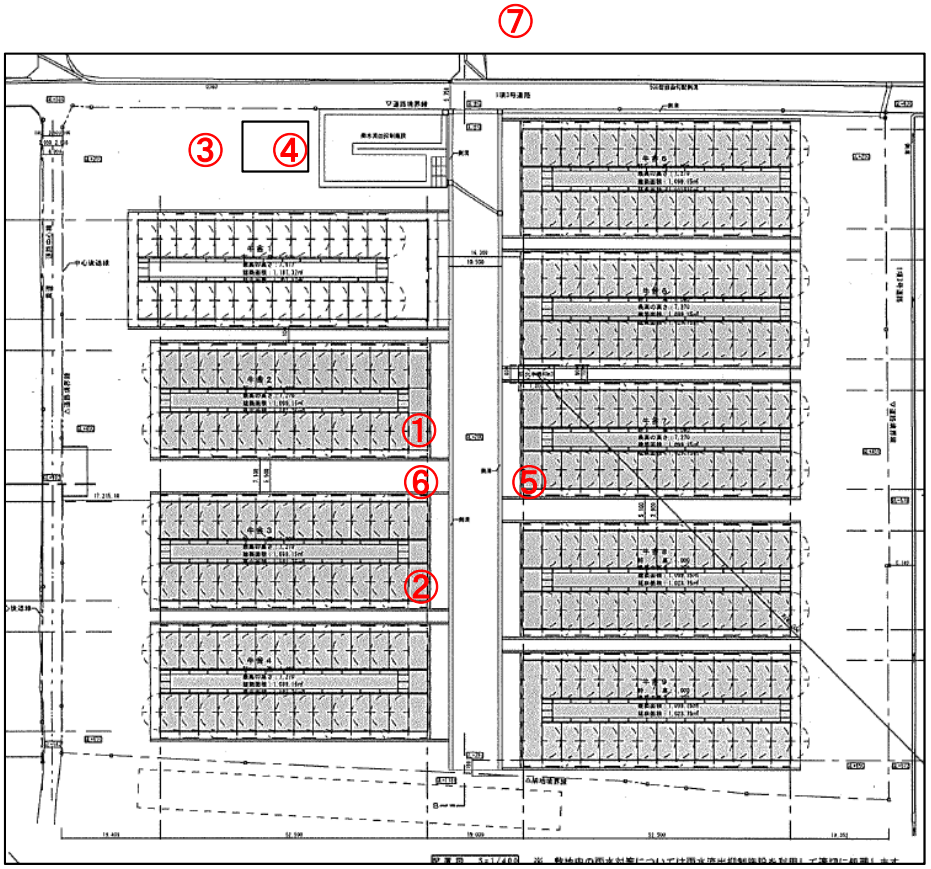
①消火器の設置状況



②動力用モーター



③喫煙所





④休憩所内部



⑤ディーゼルトラクター



⑥防火水槽40㎥



⑦畑灌用水（敷地外北側）

うしの中山（鹿児島県鹿屋市串良町）

1　敷地情報

敷地面積　A敷地 約17,000㎡、 B敷地 約17,000㎡、
C敷地 約17,000㎡、 D敷地 約8,000㎡、
E敷地 約6000㎡

敷地内棟数　A敷地 13棟、B敷地13棟、C敷地 13棟、
D敷地 8棟、E敷地 5棟

収容人員計30人

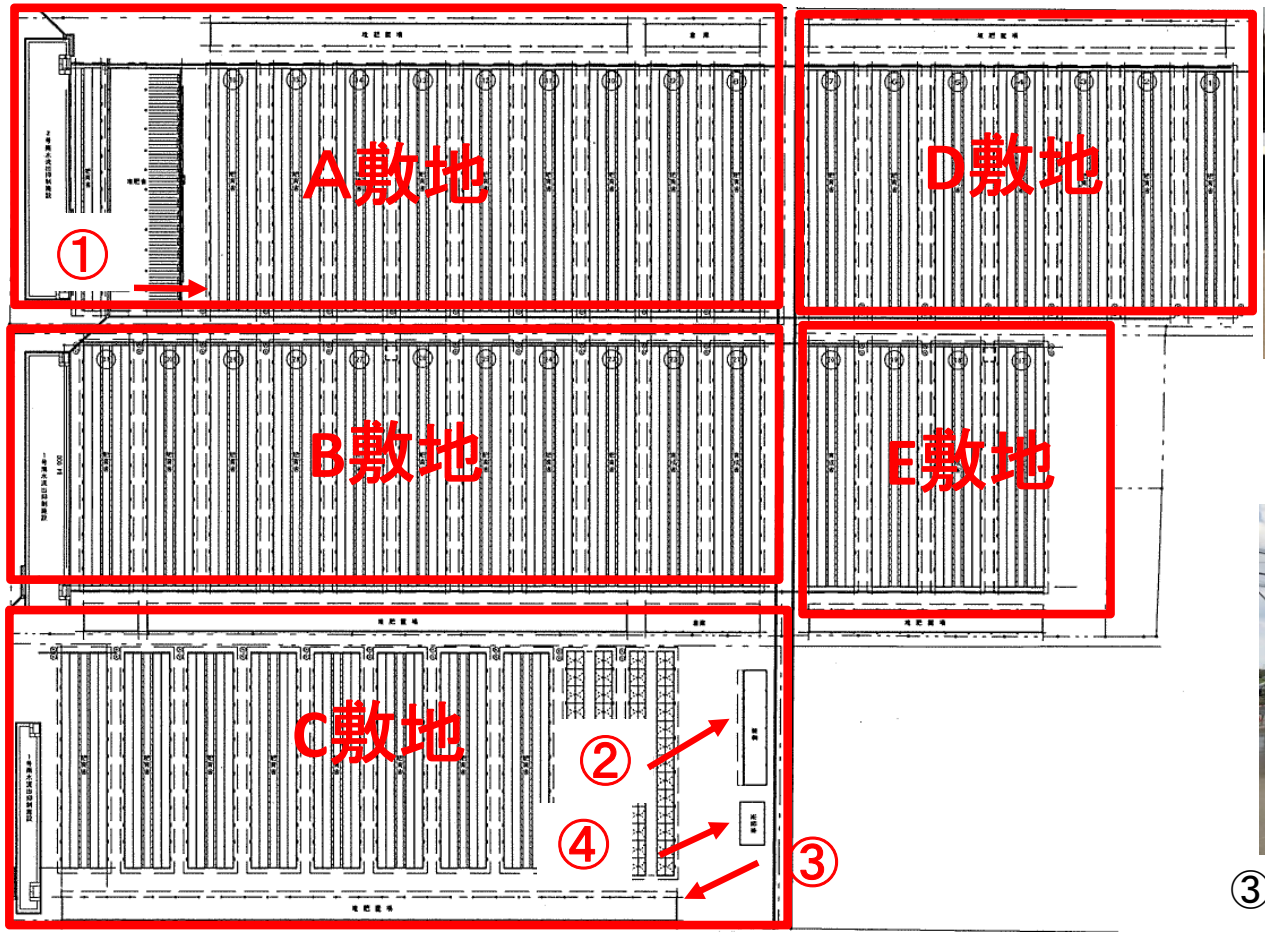
2　主な対象物情報

①肥育舎（計42棟）
1階建、延べ床面積 840～1,350㎡、
鉄骨造
建物の使用方法:食用牛の飼育
設置されている消防用設備等：消火器

②堆肥舎（計６棟）
1階建、延べ床面積 800～2,000㎡、
鉄骨造
建物の使用方法：堆肥の保管
設置されている消防用設備等：消火器

③倉庫（計３棟）
1階建、延べ床面積 320~350㎡、
鉄骨造
建物の使用方法:資材の保管
設置されている消防用設備等：消火器

④事務所
1階建、延べ床面積 160㎡、
鉄骨造
建物の使用方法:資材の保管
設置されている消防用設備等：消火器





①A敷地内肥育舎



②倉庫外観

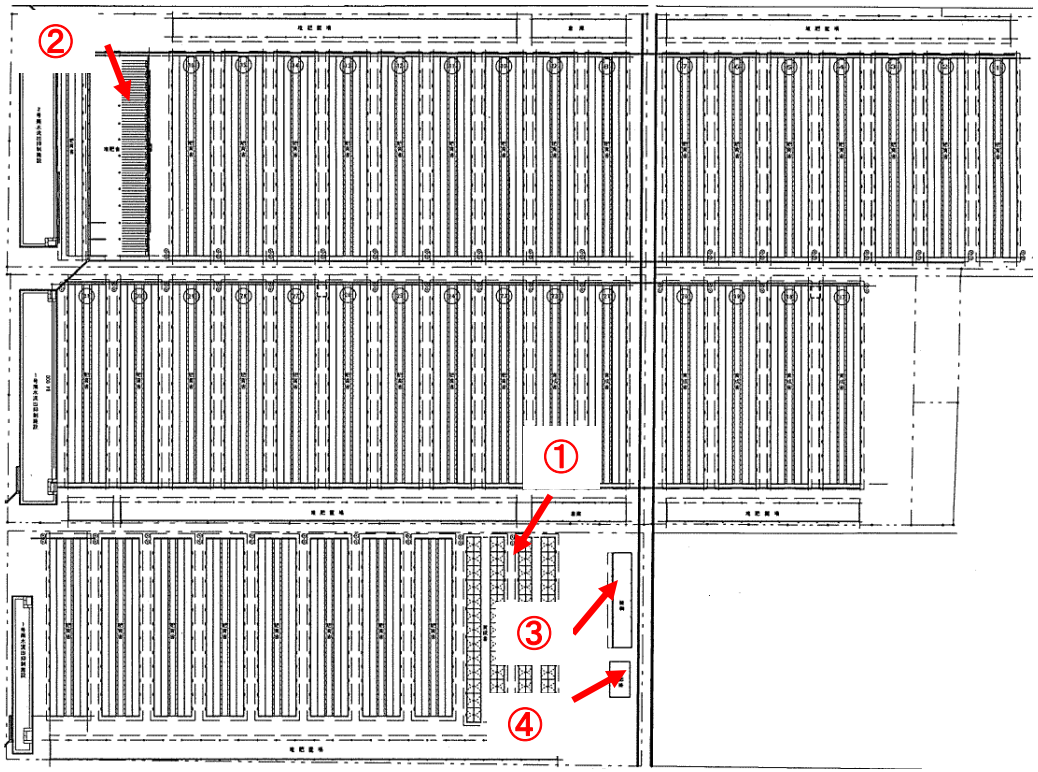


③C敷地内肥育舎と堆肥置場



④管理事務所

うしの中山の状況①





①肥育舎内の様子



②堆肥舎内における撹拌状況

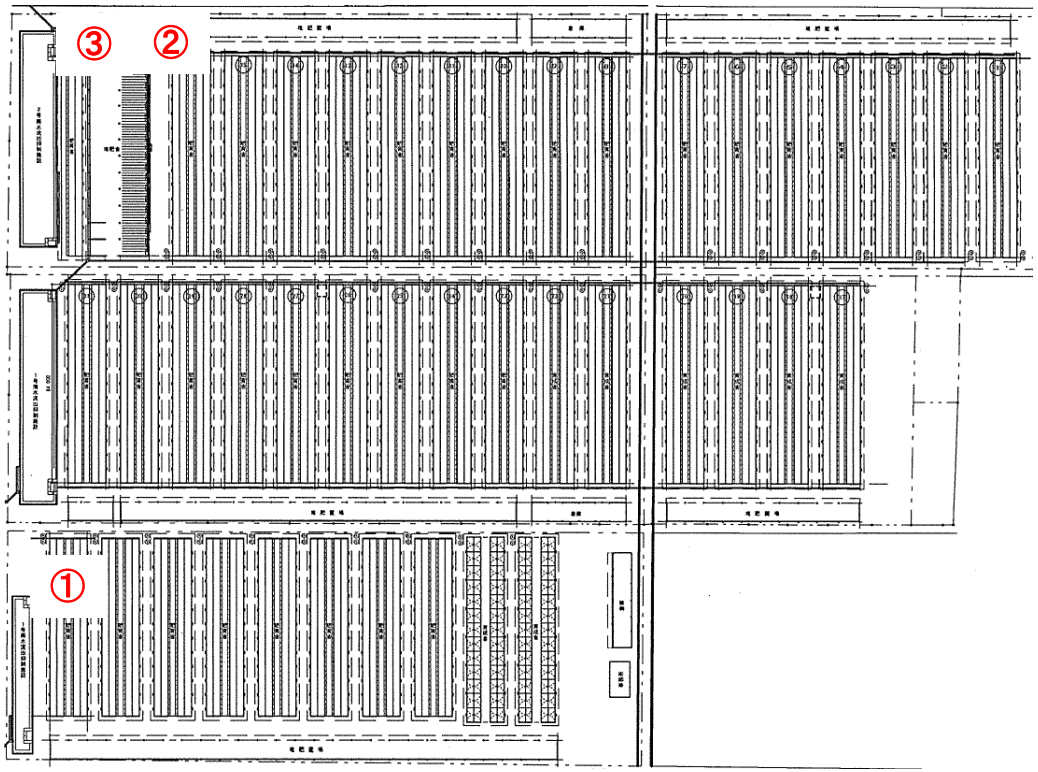


③倉庫内の様子



④事務所内の様子

うしの中山の状況②





①配電盤



②発電設備121.6kw

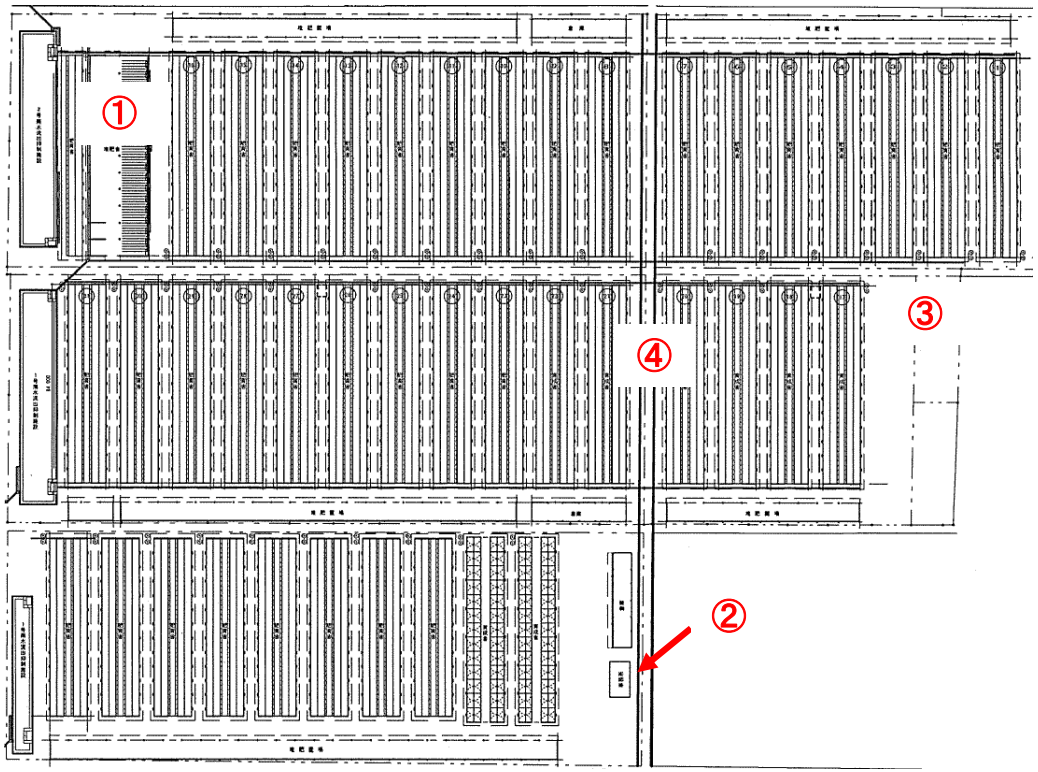


③変電設備550kw・480kw



④従業員用寄宿舎（別敷地）

うしの中山の状況③





①堆肥舎内のトラクター



②事務所のLPG

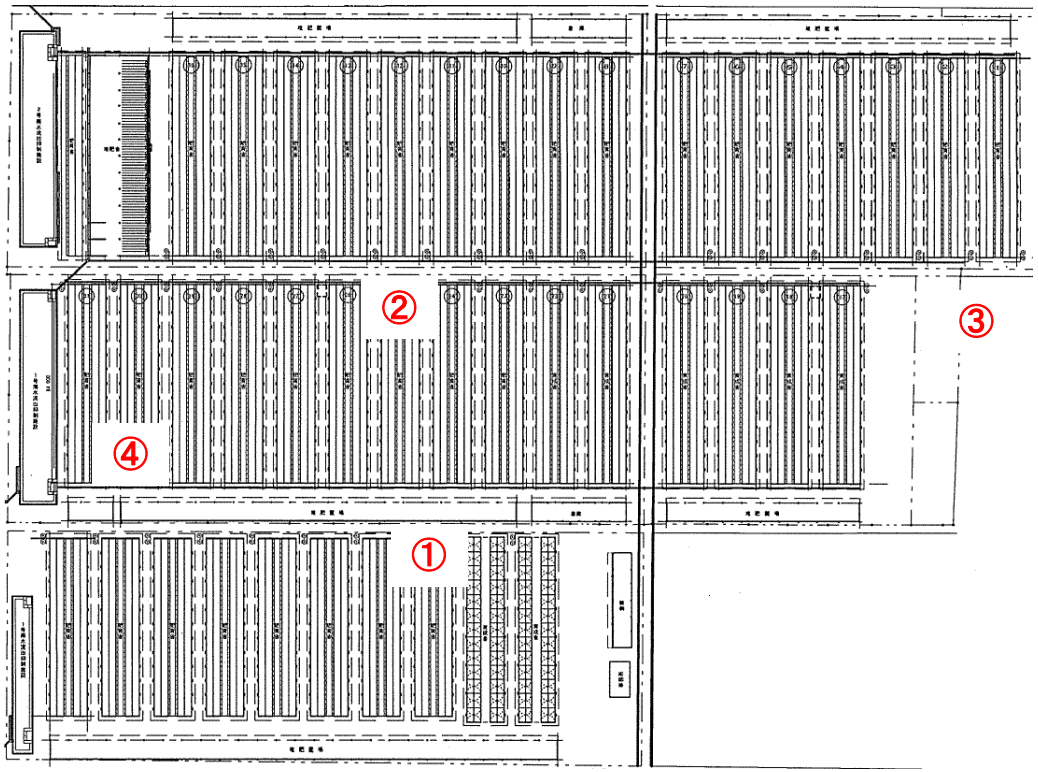


③焼却炉



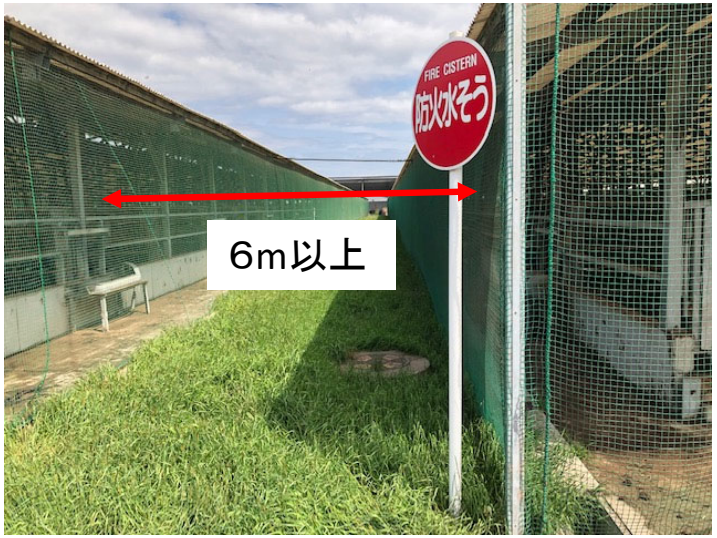
④少量危険物貯蔵タンク

うしの中山の状況④





①消火器の設置状況



②防火水槽の設置状況



③井戸水貯蔵タンク10㎥



④堆肥置場に置かれた建築資材

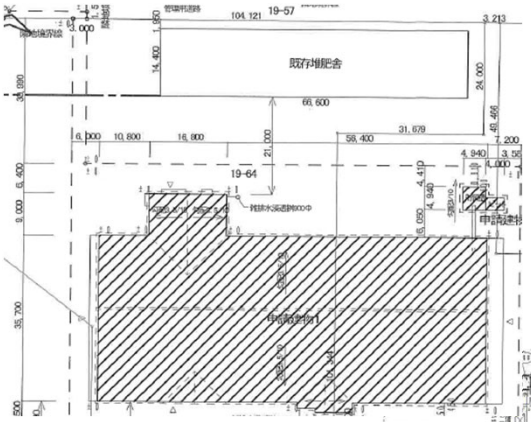
デイリーファーム武者（北海道河東郡鹿追町）



ロボット牛舎棟　外観

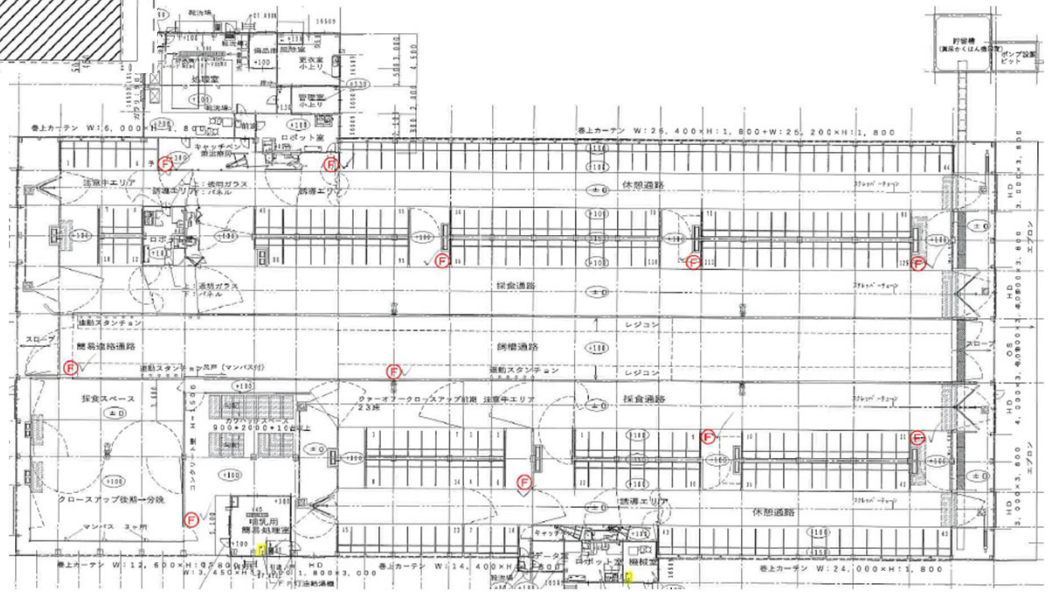


ロボット牛舎棟　内部





搾乳ロボット



1　敷地情報
敷地面積　5717.80㎡　収容人員３名

2　対象物情報
・ロボット牛舎、鉄骨造
平屋建、延べ床面積 3206.60㎡
設置されている消防用設備等：消火器
・他、倉庫棟①・倉庫棟②・堆肥舎棟



ロボット牛舎棟　内部（孔子育成部分）



ロボット牛舎　内部（貯水槽（牛飲み水））



ロボット牛舎棟　消火器

中島生産組合（北海道河東郡中札内村）



搾乳施設　外観



搾乳施設　内部



集乳施設

1　敷地情報

敷地面積　6617.04㎡　収容人員16名

2　対象物情報

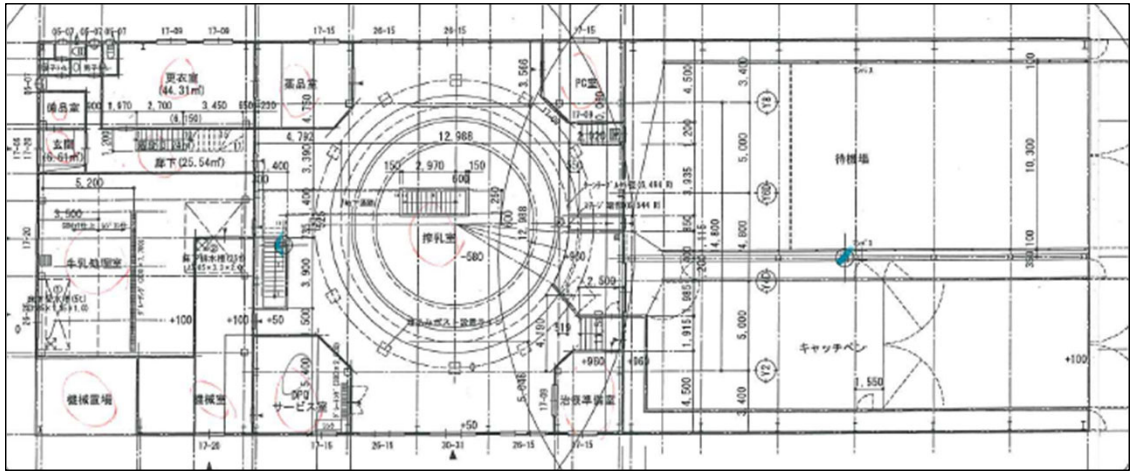
・搾乳施設棟、鉄骨造

地上２階、延べ床面積 1428.03㎡

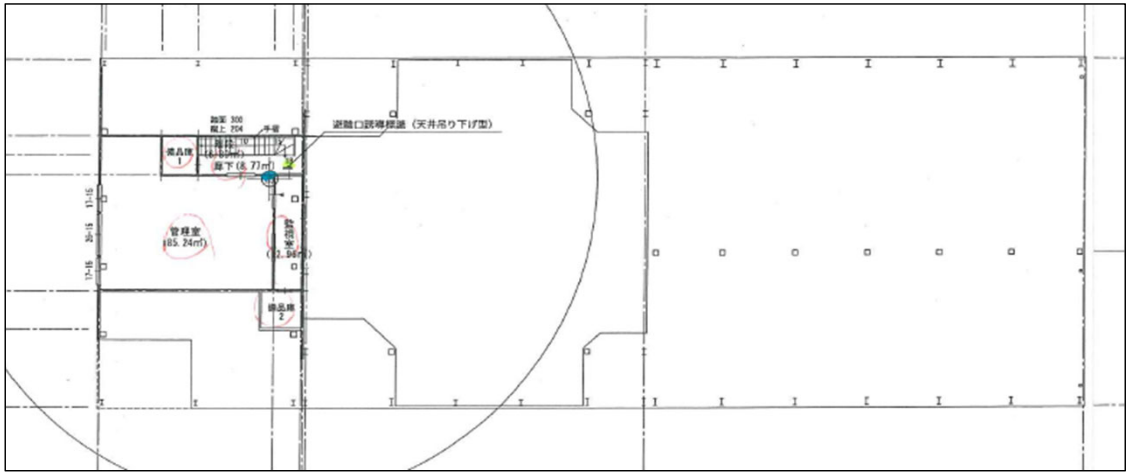
１階　1302.03㎡（搾乳施設）

２階　125.55㎡（管理室）

設置されている消防用設備等：消火器、誘導標識、自動火災報知設備



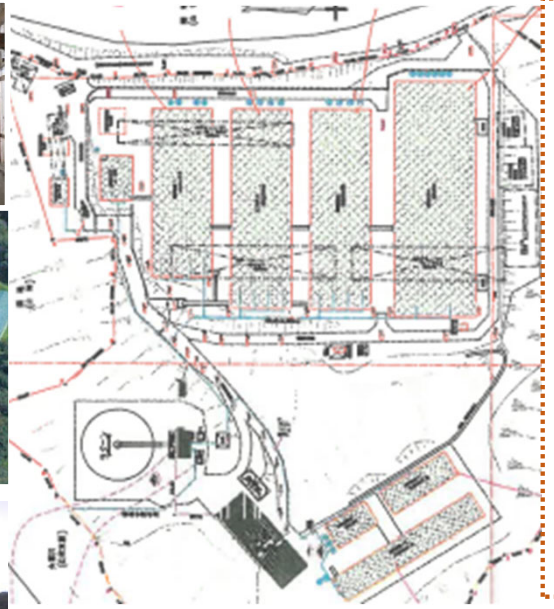
１階　平面図



２階　平面図

ファロスファーム北広島農場（広島県山県郡北広島町）





1　敷地情報
敷地面積　47498.29㎡　収容人員　10名

2　対象物情報

・妊娠豚舎（３棟）、木造
平屋建、延べ床面積 1543.44㎡、1,840.80㎡(２棟)
設置されている消防用設備等：消火器、誘導標識

・分娩豚舎、木造
平屋建、延べ床面積2937.48㎡

・育成豚舎（３棟）、木造
平屋建、延べ床面積186.46㎡、310.96㎡、661.44㎡

・堆肥舎、木造
平屋建、延べ床面積619.95㎡

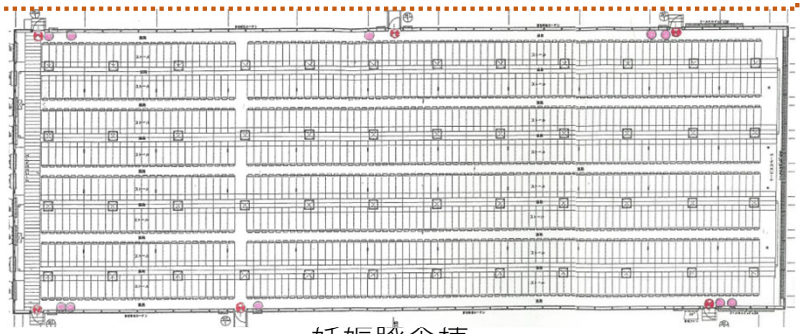
・雄豚舎、木造
延べ床面積220.58㎡



妊娠豚舎棟　外観



育成豚舎棟



妊娠豚舎棟



妊娠豚舎　内部



育成豚舎　内部



豚舎間　渡り廊下

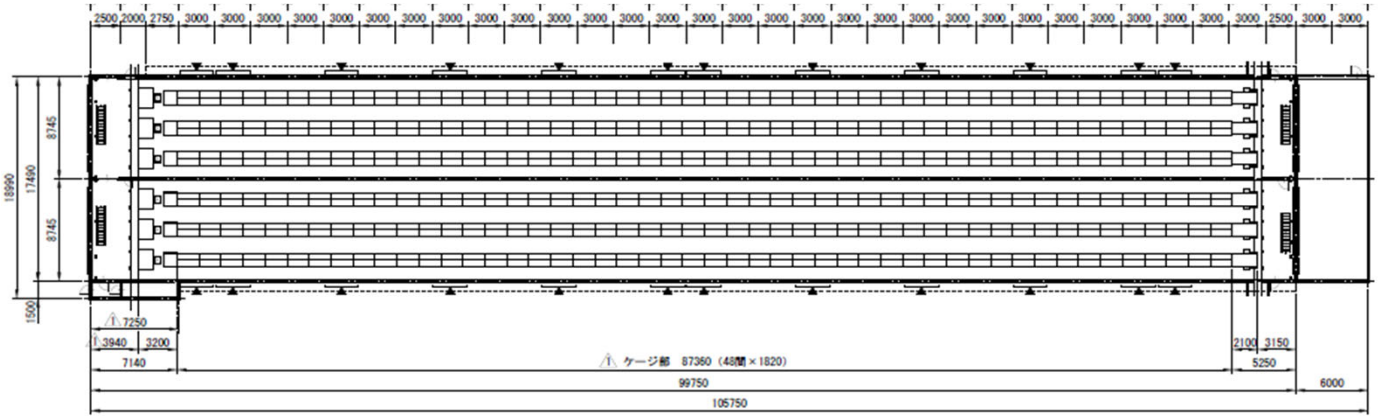
松田養鶏場畜舎（兵庫県三木市）



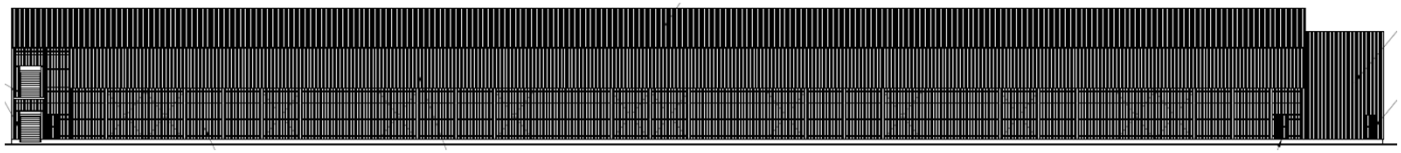
鶏舎　外観

1　敷地情報
敷地面積　60805.70㎡

2　対象物情報
平屋建、延べ床面積 1755.5㎡（５棟）・1898.5㎡（５棟）鉄骨造
建物の使用方法:採卵用畜舎
設置されている消防用設備等：消火器、動力消防ポンプ、誘導標識









鶏舎　防火水槽



鶏舎　内部

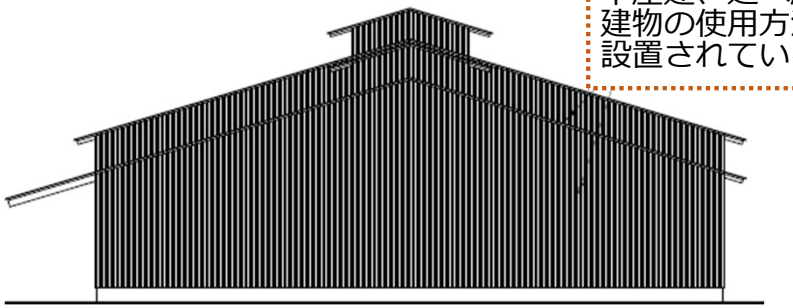


鶏舎　内部

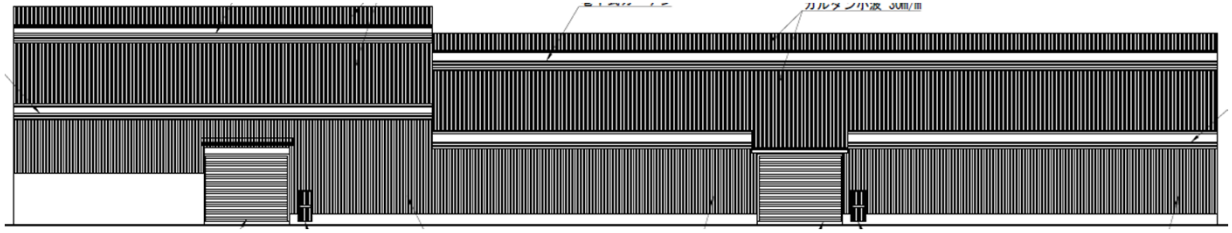
松田養鶏場畜舎（兵庫県三木市）

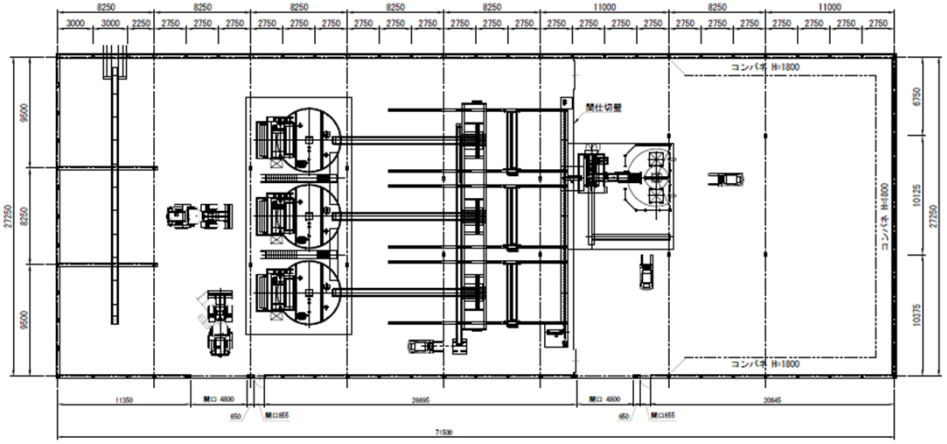


堆肥舎　外観



平屋建、延べ床面積1948.38㎡、2523.5㎡、鉄骨造
建物の使用方法：堆肥舎
設置されている消防用設備等：消火器、動力消防ポンプ、誘導標識







堆肥舎　内部



堆肥舎　内部



堆肥舎　内部　袋詰め機

資料５

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

砂金甚太郎	全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
河野　守	東京理科大学工学部第二部建築学科教授
齋藤　一志	（株）庄内こめ工房代表取締役、（有）いずみ農産取締役
坂本　修三	坂本産業（株）代表取締役社長
清家　剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻教授
高橋　利己	北海道建築士会遠軽支部長、高橋建築コンシール
田畑　佑介	（株）タバタ代表取締役
中野　隆二	（有）フォルムデザイン代表取締役
林　いづみ	桜坂法律事務所弁護士
藤田　毅	（有）フジタファーム代表取締役
本川　和幸	（有）本川牧場代表取締役社長
三浦　啓	北海道建築士事務所協会副会長、三浦建築設計事務所
森　暢郎	（公社）日本建築家協会副会長
森田　茂	酪農学園大学農食環境学群循環農学類教授
山氏　徹	全国肉牛事業協同組合理事長

（五十音順、敬称略）

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会開催要領（案）

１　趣旨

令和元年６月 21 日に閣議決定された規制改革実施計画において「農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。」とされたところである。

これを踏まえ、新たな畜舎建築基準等のあり方について検討を行う。

２ 検討内容

（１）畜舎等に関する規制の見直しについて
（２）新たな畜舎建築基準等のあり方について
（３）その他

３ 検討委員会の構成

（１）検討委員会は別紙に掲げる委員により構成する。
（２）検討委員会には座長を置く。
（３）座長は互選により選任する。
（４）座長は検討委員会の議事を運営する。
（５）座長は必要に応じて、委員の追加をすることができる。

４ 検討委員会の運営

（１）検討委員会は公開とする。
（２）会議の資料は、終了後ホームページにより公表する。
（３）会議の議事概要については、会議終了後、委員の了解を得た上で、ホームページで公表する。
（４）検討委員会の運営に著しい支障があると認められる場合等検討委員会において必要と判断したきは、会議や資料を非公開とすることができる。
（５）委員は、当該委員による説明の補助を行う者を検討委員会に参加させることができる。
（６）座長は、必要に応じ、委員以外の者に発言を求めることができる。
（７）この検討委員会の庶務は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課及び公益社団法人中央畜産会が行う。
（８）この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、令和２年〇月〇日から施行する。

資料６

消防予第41号
消防安第41号
昭和50年４月15日

各都道府県消防主管部長　殿

消防庁予防課長
消防庁安全救急課長

令別表第１に掲げる防火対象物の取り扱いについて

改正　昭和59年３月消防予第54号、平成15年２月消防予第54号・消防安第７号、
27年２月消防予第81号

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第１条の２第２項後段の規定の解釈及び運用に関し、令別表第１(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲については、下記の基準により運用されることが適当ですので、その運用に遺憾のないよう配慮をされるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を周知されますようお願いします。

なお、この通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

１　消防法施行令（以下「令」という。）第１条の２第２項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1)　令別表第１(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表対象物」という。）の区分に応じ、別表(イ)欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）に機能的従属していると認められる同表(ロ)欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。）で、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア)　当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。

（イ）　当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

（ウ）　当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

(2)　主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第１(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）

２　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記１によるほか、次により取り扱うものであること。

(1)　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

(2)　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

(3)　令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

別　表

区分	（イ）	（ロ）
(一)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室
(一)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場	

		食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室
(二)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(二)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場
(二)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(三)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(三)項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(四)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(五)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(五)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(六)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(六)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店
(六)項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館	食堂

(七)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店
(八)項	閲覧室、展示室、書庫、ロツカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店
(九)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マツサージ室、ロツカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(九)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(十)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロツカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(十一)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(十二)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(十二)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十三)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(十三)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(十四)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十五)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

資料７

消防安第26号
昭和50年３月５日

各都道府県消防主管部長　殿

消防庁安全救急課長

消防用設備等の設置単位について

標記のことについて、昭和38年９月21日付自消丙予発第57号をもつて通達したところであるが、防火対象物相互の接続方法について種々の態様が出現してきたこと等にかんがみ、今後この取扱いを下記のとおりにしたので、この旨管下市町村に通知の上、よろしくご指導願いたい。

記

第１　消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（例消防法施行令第８条、第９条、第９条の２、第19条第２項、第27条第２項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第２　建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合は別棟として取扱つてさしつかえないものであること。

１　建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1)　渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2)　渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は３メートル未満、その他の場合は６メートル未満であること。

(3)　接続される建築物相互間の距離は、１階にあつては６メートル、２階以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア　接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ３メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア)　耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ)　(ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘツドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチヤー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ　アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積４平方メートル以内の開口部で甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ウ　渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア)　吹き抜け等の開放式であること。

(イ)　(ア)以外のものについては次のAからCまでに適合するものであること。

A　建築基準法施行令第１条第３号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたものであること。

B　建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも４平方メートル以下であり、当該部分には甲種防火戸又は乙種防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けられていること。

C　次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘツドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a　自然排煙用開口部については、その面積の合計が１平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の３分の１以上の幅で長さ１メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の３分の１以上の長さで高さ１メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

b　機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

2　建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合で、次の(1)から(8)までに適合する場合

(1)　接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分をいう。）の主要構造部は、耐火構造であること。

(2)　地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。

(3)　地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(4)　地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は６メートル以上であり、その幅員は６メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘツドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチヤー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

(5)　建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(6)　(5)の出入口の開口部の面積は４平方メートル以下であること。

(7)　(5)の出入口には、甲種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

(8)　地下連絡路には、１、(3)、ウ、(イ)、C、bにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘツドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

3　建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合

(1)　建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので２平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

(2)　洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

(3)　洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあつては、この限りでない。

(4)　(1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、甲種防火戸又は乙種防火戸（開口部の面積が２平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。

(5)　(1)の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

第３　その他

１　この基準は昭和50年４月１日から運用されたいこと。

なお、既存の防火対象物でこの基準に適合しないものについては、昭和52年３月31日を目途に、当該基準に適合するよう指導されたいこと。

２　昭和38年９月21日付自消丙予発第57号「消防用設備等の設置単位について」の通達は廃止するものであること。

○消防法（抜粋）

第四章　消防の設備等

第十七条　学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

②　市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

③　第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従つて設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

第六章　消火の活動

第三十条　火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

②　消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

○消防法施行令（抜粋）

（防火対象物の指定）

第六条　法第十七条第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物とする。

（消火器具に関する基準）

第十条　消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一　次に掲げる防火対象物

イ　別表第一（一）項イ、（二）項、（六）項イ（１）から（３）まで及びロ、（十六の二）項から（十七）項まで並びに（二十）項に掲げる防火対象物

ロ　別表第一（三）項に掲げる防火対象物で、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの

二　次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

イ　別表第一（一）項ロ、（四）項、（五）項、（六）項イ（４）、ハ及びニ、（九）項並びに（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物

ロ　別表第一（三）項に掲げる防火対象物（前号ロに掲げるものを除く。）

三　別表第一（七）項、（八）項、（十）項、（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

四　前三号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、少量危険物（法第二条第七項に規定する危険物（別表第二において「危険物」という。）のうち、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のものをいう。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うもの

五　前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物の地階（地下建築物にあつては、その各階をいう。以下同じ。）、無窓階（建築物の地上階のうち、総務省令で定める避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいう。以下同じ。）又は三階以上の階で、床面積が五十平方メートル以上のもの

２　前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　前項各号に掲げる防火対象物又はその部分には、防火対象物の用途、構造若しくは規模又は消火器具の種類若しくは性能に応じ、総務省令で定めるところにより、別表第二においてその消火に適応するものとされる消火器具を設置すること。ただし、二酸化炭素又はハロゲン化物（総務省令で定めるものを除く。）を放射する消火器は、別表第一（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物並びに総務省令で定める地階、無窓階その他の場所に設置してはならない。

二　消火器具は、通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。

3　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を次条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、消火器具の設置個数を減少することができる。

（屋内消火栓設備に関する基準）

第十一条　屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一　別表第一（一）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

二　別表第一（二）項から（十）項まで、（十二）項及び（十四）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの

三　別表第一（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

四　別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

五　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

六　前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一（一）項から（十二）項まで、（十四）項及び（十五）項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上の階で、床面積が、同表（一）項に掲げる防火対象物にあつては百平方メートル以上、同表（二）項から（十）項まで、（十二）項及び（十四）項に掲げる防火対象物にあつては百五十平方メートル以上、同表（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物にあつては二百平方メートル以上のもの

2　前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）でした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

3　前二項に規定するもののほか、屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第一項第二号及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（十二）項イ又は（十四）項に掲げる防火対象物に係るものに限る。）並びに第一項第五号に掲げる防火対象物又はその部分　次に掲げる基準

イ　屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ロ　屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

ハ　水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に二・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

ニ　屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が百三十リットル毎分以上の性能のものとすること。

ホ　水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

ヘ　屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

二　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分で、前号に掲げる防火対象物又はその部分以外のもの　同号又は次のイ若しくはロに掲げる基準

イ　次に掲げる基準

（1）屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

（2）屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

（3）屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとすること。

（4）水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

（5）屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

（６）水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

（７）屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ　次に掲げる基準

（１）屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口　までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

（２）屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

（３）屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとすること。

（４）水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

（５）屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものとすること。

（６）水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

（７）屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

４　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備を次条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条若しくは第二十条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分（屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備にあつては、一階及び二階の部分に限る。）について屋内消火栓設備を設置しないことができる。

（屋外消火栓設備に関する基準）

第十九条　屋外消火栓設備は、別表第一（一）項から（十五）項まで、（十七）項及び（十八）項に掲げる建築物で、床面積（地階を除く階数が一であるものにあつては一階の床面積を、地階を除く階数が二以上であるものにあつては一階及び二階の部分の床面積の合計をいう。第二十七条において同じ。）が、耐火建築物にあつては九千平方メートル以上、準耐火建築物（建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）にあつては六千平方メートル以上、その他の建築物にあつては三千平方メートル以上のものについて設置するものとする。

２　同一敷地内にある二以上の別表第一（一）項から（十五）項まで、（十七）項及び（十八）項に掲げる建築物（耐火建築物及び準耐火建築物を除く。）で、当該建築物相互の一階の外壁間の

中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものは、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

3　前二項に規定するもののほか、屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　屋外消火栓は、建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が四十メートル以下となるように設けること。

二　屋外消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋外消火栓設備のホース接続口からの水平距離が四十メートルの範囲内の当該建築物の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

三　水源は、その水量が屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に七立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

四　屋外消火栓設備は、すべての屋外消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋外消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が三百五十リツトル毎分以上の性能のものとすること。

五　屋外消火栓及び屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱は、避難の際通路となる場所等屋外消火栓設備の操作が著しく阻害されるおそれのある箇所に設けないこと。

六　屋外消火栓設備には、非常電源を附置すること。

4　第一項の建築物にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備又は動力消防ポンプ設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、前条若しくは次条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について屋外消火栓設備を設置しないことができる。

（動力消防ポンプ設備に関する基準）

第二十条　動力消防ポンプ設備は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分について設置するものとする。

一　第十一条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分

二　前条第一項の建築物

2　第十一条第二項の規定は前項第一号に掲げる防火対象物又はその部分について、前条第二項の規定は前項第二号に掲げる建築物について準用する。

3　動力消防ポンプ設備は、法第二十一条の十六の三第一項の技術上の規格として定められた放水量（次項において「規格放水量」という。）が第一項第一号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものにあつては〇・二立方メートル毎分以上、同項第二号に掲げる建築物に設置するものにあつては〇・四立方メートル毎分以上であるものとする。

4　前三項に規定するもののほか、動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離が、当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル以下、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未満のものにあつては四十メートル以下、〇・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートル以下となるように設けること。

二　動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が当該動力消防ポンプの規格放水量が〇・五立方メートル毎分以上のものにあつては百メートル、〇・四立方メートル毎分以上〇・五立方メートル毎分未満のものにあつては四十メートル、〇・四立方メートル毎分未満のものにあつては二十五メートルの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

三　水源は、その水量が当該動力消防ポンプを使用した場合に規格放水量で二十分間放水することができる量（その量が二十立方メートル以上となることとなる場合にあつては、二十立方メートル）以上の量となるように設けること。

四　動力消防ポンプは、消防ポンプ自動車又は自動車によつて牽引されるものにあつては水源からの歩行距離が千メートル以内の場所に、その他のものにあつては水源の直近の場所に常置すること。

5　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に次の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に定めるところにより設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。

一　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分に屋外消火栓設備を前条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

二　第一項第一号に掲げる防火対象物の一階又は二階に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

三　第一項第二号に掲げる建築物の一階又は二階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を第十二条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条若しくは第十八条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（自動火災報知設備に関する基準）

第二十一条　自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一　次に掲げる防火対象物

イ　別表第一（二）項ニ、（五）項イ、（六）項イ（１）から（３）まで及びロ、（十三）項ロ並びに（十七）項に掲げる防火対象物

ロ　別表第一（六）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二　別表第一（九）項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が二百平方メートル以上のもの

三　次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ　別表第一（一）項、（二）項イからハまで、（三）項、（四）項、（六）項イ（４）及びニ、（十六）項イ並びに（十六の二）項に掲げる防火対象物

ロ　別表第一（六）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）

四　別表第一（五）項ロ、（七）項、（八）項、（九）項ロ、（十）項、（十二）項、（十三）項イ及び（十四）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

五　別表第一（十六の三）項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が五百平方メートル以上で、かつ、同表（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が三百平方メートル以上のもの

六　別表第一（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

七　前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる防火対象物のうち、同表（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの

八　前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の五百倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

九　別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ　別表第一（二）項ニ、（五）項イ並びに（六）項イ（１）から（３）まで及びロに掲げる防火対象物

ロ　別表第一（六）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

十　別表第一（二）項イからハまで、（三）項及び（十六）項イに掲げる防火対象物（第三号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）の地階又は無窓階（同表（十六）項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、同表（二）項又は（三）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、床面積が百平方メートル（同表（十六）項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、当該用途に供される部分の床面積の合計が百平方メートル）以上のもの

十一　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物の地階、無窓階又は三階以上の階で、床面積が三百平方メートル以上のもの

十二　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、床面積が、屋上部分にあつては六百平方メートル以上、それ以外の部分にあつては四百平方メートル以上のもの

十三　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物の地階又は二階以上の階のうち、駐車の用に供する部分の存する階（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。）で、当該部分の床面積が二百平方メートル以上のもの

十四　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物の十一階以上の階

十五　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる防火対象物の通信機器室で床面積が五百平方メートル以上のもの

2　前項に規定するもののほか、自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　自動火災報知設備の警戒区域（火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。次号において同じ。）は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとすること。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

二　一の警戒区域の面積は、六百平方メートル以下とし、その一辺の長さは、五十メートル以下（別表第三に定める光電式分離型感知器を設置する場合にあつては、百メートル以下）とすること。ただし、当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合にあつては、その面積を千平方メートル以下とすることができる。

三　自動火災報知設備の感知器は、総務省令で定めるところにより、天井又は壁の屋内に面する部分及び天井裏の部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。ただし、主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては、天井裏の部分に設けないことができる。

四　自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。

3　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分（総務省令で定めるものを除く。）にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備（いずれも総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘツドを備えているものに限る。）を第十二条、第十三条、第十四条若しくは第十五条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分について自動火災報知設備を設置しないことができる。

（誘導灯及び誘導標識に関する基準）

第二十六条　誘導灯及び誘導標識は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置するものとする。ただし、避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるものについては、この限りでない。

一　避難口誘導灯　別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物並びに同表（五）項ロ、（七）項、（八）項、（十）項から（十五）項まで及び（十六）項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分

二　通路誘導灯　別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物並びに同表（五）項ロ、（七）項、（八）項、（十）項から（十五）項まで及び（十六）項ロに掲げる防火対象物の地階、無窓階及び十一階以上の部分

三　客席誘導灯　別表第一（一）項に掲げる防火対象物並びに同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物の部分で、同表（一）項に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

四　誘導標識　別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物

2　前項に規定するもののほか、誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。

二　通路誘導灯は、避難の方向を明示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に、避難上有効なものとなるように設けること。ただし、階段に設けるものにあつては、避難の方向を明示したものとすることを要しない。

三　客席誘導灯は、客席に、総務省令で定めるところにより計つた客席の照度が〇・二ルクス以上となるように設けること。

四　誘導灯には、非常電源を附置すること。

五　誘導標識は、避難口である旨又は避難の方向を明示した緑色の標識とし、多数の者の目に触れやすい箇所に、避難上有効なものとなるように設けること。

3　第一項第四号に掲げる防火対象物又はその部分に避難口誘導灯又は通路誘導灯を前項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、第一項の規定にかかわらず、これらの誘導灯の有効範囲内の部分について誘導標識を設置しないことができる。

（消防用水に関する基準）

第二十七条　消防用水は、次に掲げる建築物について設置するものとする。

一　別表第一（一）項から（十五）項まで、（十七）項及び（十八）項に掲げる建築物で、その敷地の面積が二万平方メートル以上あり、かつ、その床面積が、耐火建築物にあつては一万五千平方メートル以上、準耐火建築物にあつては一万平方メートル以上、その他の建築物にあつては五千平方メートル以上のもの（次号に掲げる建築物を除く。）

二　別表第一に掲げる建築物で、その高さが三十一メートルを超え、かつ、その延べ面積（地階に係るものを除く。以下この条において同じ。）が二万五千平方メートル以上のもの

2　同一敷地内に別表第一（一）項から（十五）項まで、（十七）項及び（十八）項に掲げる建築物（高さが三十一メートルを超え、かつ、延べ面積が二万五千平方メートル以上の建築物を除く。以下この項において同じ。）が二以上ある場合において、これらの建築物が、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものであり、かつ、これらの建築物の床面積を、耐火建築物にあつては一万五千平方メートル、準耐火建築物にあつては一万平方メートル、その他の建築物にあつては五千平方メートルでそれぞれ除した商の和が一以上となるものであるときは、これらの建築物は、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。

3　前二項に規定するもののほか、消防用水の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一　消防用水は、その有効水量（地盤面下に設けられている消防用水にあつては、その設けられている地盤面の高さから四・五メートル以内の部分の水量をいう。以下この条において同じ。）の合計が、第一項第一号に掲げる建築物にあつてはその床面積を、同項第二号に掲げる建築物にあつてはその延べ面積を建築物の区分に従い次の表に定める面積で除した商（一未満のはしたの数は切り上げるものとする。）を二十立方メートルに乗じた量以上の量となるように設けること。この場合において、当該消防用水が流水を利用するものであるときは、〇・八立方メートル毎分の流量を二十立方メートルの水量に換算するものとする。

建築物の区分		面積
第一項第一号に掲げる建築物	耐火建築物	七千五百平方メートル
	準耐火建築物	五千平方メートル
	その他の建築物	二千五百平方メートル
第一項第二号に掲げる建築物		一万二千五百平方メートル

二　消防用水は、建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が百メートル以下となるように設けるとともに、一個の消防用水の有効水量は、二十立方メートル未満（流水の場合は、〇・八立方メートル毎分未満）のものであつてはならないものとすること。

三　消防用水の吸管を投入する部分の水深は、当該消防用水について、所要水量のすべてを有効に吸い上げることができる深さであるものとすること。

四　消防用水は、消防ポンプ自動車が二メートル以内に接近することができるように設けること。

五　防火水槽には、適当の大きさの吸管投入孔を設けること。

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一)	イ　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ　公会堂又は集会場
(二)	イ　キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ　遊技場又はダンスホール ハ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ　カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ　待合、料理店その他これらに類するもの ロ　飲食店
(四)	百貨店、マーケツトその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ　旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ　寄宿舎、下宿又は共同住宅
(六)	イ　次に掲げる防火対象物 （１）　次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） （ｉ）　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（２）（ｉ）において同じ。）を有すること。 （ｉｉ）　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 （２）　次のいずれにも該当する診療所 （ｉ）　診療科名中に特定診療科名を有すること。 （ｉｉ）　四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 （３）　病院（（１）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（２）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所

	（４）　患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 ロ　次に掲げる防火対象物 （１）　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （２）　救護施設 （３）　乳児院 （４）　障害児入所施設 （５）　障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（５）において「短期入所等施設」という。） ハ　次に掲げる防火対象物 （１）　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（１）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（１）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの （２）　更生施設 （３）　助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定める

	もの （４）　児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） （５）　身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（５）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。） ニ　幼稚園又は特別支援学校
(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ　公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ　イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ　工場又は作業場 ロ　映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ　自動車車庫又は駐車場 ロ　飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ　複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ　イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街

（十六の三）	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
（十七）	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建造物
（十八）	延長五十メートル以上のアーケード
（十九）	市町村長の指定する山林
（二十）	総務省令で定める舟車

備考

一　二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が（一）項から（十五）項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

二　（一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物が（十六の二）項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

三　（一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が（十六の三）項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、（一）項から（十六）項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

四　（一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が（十七）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

○消防法施行規則（抜粋）

（大型消火器以外の消火器具の設置）

第六条　令第十条第一項各号に掲げる防火対象物（第五条第十項第二号に掲げる車両を除く。以下この条から第八条までにおいて同じ。）又はその部分には、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具（大型消火器及び住宅用消火器を除く。以下大型消火器にあつてはこの条から第八条までに、住宅用消火器にあつてはこの条から第十条までにおいて同じ。）を、その能力単位の数値（消火器にあつては消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）第三条又は第四条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあつては容量八リットル以上のもの三個を一単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあつては容量八リットル以上の消火専用バケツ三個以上を有する容量八十リットル以上のもの一個を一・五単位又は容量八リットル以上の消火専用バケツ六個以上を有する容量百九十リットル以上のもの一個を二・五単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあつてはスコップを有する五十リットル以上のもの一塊を〇・五単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつてはスコップを有する百六十リットル以上のもの一塊を一単位として算定した消火能力を示す数値をいう。以下同じ。）の合計数が、当該防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積を次の表に定める面積で除して得た数（第五条第十項第一号に掲げる舟にあつては、一）以上の数値となるように設けなければならない。

防火対象物の区分	面積
令別表第一（一）項イ、（二）項、（十六の二）項、（十六の三）項及び（十七）項に掲げる防火対象物	五十平方メートル
令別表第一（一）項ロ、（三）項から（六）項まで、（九）項及び（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物	百平方メートル
令別表第一（七）項、（八）項、（十）項、（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物	二百平方メートル

2　前項の規定の適用については、同項の表中の面積の数値は、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）でした防火対象物にあつては、当該数値の二倍の数値とする。

3　第一項の防火対象物又はその部分のうち、少量危険物（危険物のうち、危険物の規制に関する政令第一条の十一に規定する指定数量の五分の一以上で当該指定数量未満のものをいう。以下同じ。）又は指定可燃物（同令別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱うものにあっては、前二項の規定によるほか、令別表第二において危険物又は指定可燃物の種類ごとにその消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該防火対象物に貯蔵し、又は取り扱う少量危険物

又は指定可燃物の数量を次の表に定める数量で除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。

区分	数量
少量危険物	危険物の規制に関する政令第一条の十一に規定する指定数量
指定可燃物	危険物の規制に関する政令第一条の十二に規定する数量の五十倍

4　第一項の防火対象物又はその部分に変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、前三項の規定によるほか、令別表第二において電気設備の消火に適応するものとされる消火器を、当該電気設備がある場所の床面積百平方メートル以下ごとに一個設けなければならない。

5　第一項の防火対象物又はその部分に鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所があるときは、前各項の規定によるほか、令別表第二において建築物その他の工作物の消火に適応するものとされる消火器具を、その能力単位の数値の合計数が、当該場所の床面積を二十五平方メートルで除して得た数以上の数値となるように設けなければならない。ただし、令第十条第一項第一号ロに掲げる防火対象物であつて、延べ面積が百五十平方メートル未満のもの（以下次項第二号において「小規模特定飲食店等」という。）にあつては、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、この限りでない。

一　少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物

二　地階、無窓階又は三階以上の階であつて、床面積が五十平方メートル以上の階

6　前各項の規定により設ける消火器具は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が二十メートル以下となるように配置しなければならない。

一　第一項及び第五項に規定するもの（次号に掲げるものを除く。）　防火対象物の階ごとに、当該防火対象物の各部分

二　第一項に規定するもの（小規模特定飲食店等（前項第一号に掲げるものを除く。）に設置するものに限る。）　令第十条第一項第一号ロに掲げる火を使用する設備又は器具が設けられている階（小規模特定飲食店等に、前項第二号に掲げる階が存する場合は、当該階を含む。）ごとに、当該防火対象物の各部分

三　第三項に規定するもの　防火対象物の階ごとに、危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所の各部分

四　第四項に規定するもの　防火対象物の階ごとに、電気設備のある場所の各部分

7　前各項の規定により設ける消火器具の能力単位の数値の合計数が二以上となる防火対象物又はその部分にあつては、簡易消火用具の能力単位の数値の合計数は、消火器の能力単位の数値の合計数の二分の一を超えることとなつてはならない。ただし、アルカリ金属の過酸化物、鉄粉、金属粉、マグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの又は禁水性物品に対して乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩を設けるときは、この限りでない。

（消火器具に関する基準の細目）

第九条　消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　消火器具は、床面からの高さが一・五メートル以下の箇所に設けること。

二　消火器具は、水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

三　消火器には、地震による震動等による転倒を防止するための適当な措置を講じること。ただし、粉末消火器その他転倒により消火剤が漏出するおそれのない消火器にあつては、この限りでない。

四　消火器具を設置した箇所には、消火器にあつては「消火器」と、水バケツにあつては「消火バケツ」と、水槽にあつては「消火水槽」と、乾燥砂にあつては「消火砂」と、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては「消火ひる石」と表示した標識を見やすい位置に設けること。

（屋内消火栓設備に関する基準）

第十一条　屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一　別表第一（一）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル以上のもの

二　別表第一（二）項から（十）項まで、（十二）項及び（十四）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が七百平方メートル以上のもの

三　別表第一（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの

四　別表第一（十六の二）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

五　前各号に掲げるもののほか、別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

六　前各号に掲げる防火対象物以外の別表第一（一）項から（十二）項まで、（十四）項及び（十五）項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は四階以上の階で、床面積が、同表（一）項に掲げる防火対象物にあつては百平方メートル以上、同表（二）項から（十）項まで、（十二）項及び（十四）項に掲げる防火対象物にあつては百五十平方メートル以上、同表（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物にあつては二百平方メートル以上のもの

２　前項の規定の適用については、同項各号（第五号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。）の仕上げを難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。）でした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面

積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とし、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値（次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値）とする。

3　前二項に規定するもののほか、屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　第一項第二号及び第六号に掲げる防火対象物又はその部分（別表第一（十二）項イ又は（十四）項に掲げる防火対象物に係るものに限る。）並びに第一項第五号に掲げる防火対象物又はその部分　次に掲げる基準

イ　屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ロ　屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

ハ　水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に二・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

ニ　屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階のすべての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が百三十リットル毎分以上の性能のものとすること。

ホ　水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

ヘ　屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

二　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分で、前号に掲げる防火対象物又はその部分以外のもの　同号又は次のイ若しくはロに掲げる基準

イ　次に掲げる基準

（1）屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が十五メートル以下となるように設けること。

（2）屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続口からの水平距離が十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

（3）屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものとすること。

（４）水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個　数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・二立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

（５）屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・二五メガパスカル以上で、かつ、放水量が六十リットル毎分以上の性能のものとすること。

（６）水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

（７）屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

ロ　次に掲げる基準

（１）屋内消火栓は、防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

（２）屋内消火栓設備の消防用ホースの長さは、当該屋内消火栓設備のホース接続　口からの水平距離が二十五メートルの範囲内の当該階の各部分に有効に放水することができる長さとすること。

（３）屋内消火栓設備の消防用ホースの構造は、一人で操作することができるもの　として総務省令で定める基準に適合するものとすること。

（４）水源は、その水量が屋内消火栓の設置個数が最も多い階における当該設置個数（当該設置個数が二を超えるときは、二とする。）に一・六立方メートルを乗じて得た量以上の量となるように設けること。

（５）屋内消火栓設備は、いずれの階においても、当該階の全ての屋内消火栓（設　置個数が二を超えるときは、二個の屋内消火栓とする。）を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、放水圧力が〇・一七メガパスカル以上で、かつ、放水量が八十リットル毎分以上の性能のものとすること。

（６）水源に連結する加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による　被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

（７）屋内消火栓設備には、非常電源を附置すること。

４　第一項各号に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備を次条、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条若しくは第二十条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、同項の規定にかかわらず、当該設備の有効範囲内の部分（屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備にあつては、一階及び二階の部分に限る。）について屋内消火栓設備を設置しないことができる。

（屋外消火栓設備に関する基準の細目）

第二十二条　屋外消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが一・五メートル以下の位置又は地盤面からの深さが〇・六メートル以内の位置に設けること。なお、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが〇・三メートル以内の位置に設けること。

一の二　屋外消火栓設備の放水用器具は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

二　屋外消火栓設備の放水用器具を格納する箱（以下この条において「屋外消火栓箱」という。）は、屋外消火栓からの歩行距離が五メートル以内の箇所に設けること。ただし、屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。

三　加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けること。

四　屋外消火栓設備の設置の標示は、次のイ及びロに定めるところによること。

イ　屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示すること。

ロ　屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けること

五　水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置には、第十二条第一項第三号の二の規定の例により呼水装置を設けること。

六　非常電源は、第十二条第一項第四号の規定の例により設けること。

七　操作回路の配線は、第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。ただし、地中配線を行う場合にあつては、この限りでない。

八　配管は、第十二条第一項第六号の規定に準じて設けること。

九　加圧送水装置は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。

十　加圧送水装置は、第十二条第一項第七号イ（ロ）、ロ（ロ）及び（ハ）、ハ（ハ）から（チ）まで、ニ、ト並びにチの規定の例によるほか、次に定めるところによること。

イ　高架水槽を用いる加圧送水装置の落差（水槽の下端からホース接続口までの垂直距 離をいう。以下この号において同じ。）は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｈ＝ｈ１＋ｈ２＋２５ｍ

Ｈは、必要な落差（単位　メートル）

ｈ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ２は、配管の摩擦損失水頭（単位　メートル）

ロ　圧力水槽を用いる加圧送水装置の圧力水槽の圧力は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｐ＝ｐ１＋ｐ２＋ｐ３＋０．２５ＭＰａ

Ｐは、必要な圧力（単位　メガパスカル）

ｐ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭圧（単位　メガパスカル）

ｐ２は、配管の摩擦損失水頭圧（単位　メガパスカル）

ｐ３は、落差の換算水頭圧（単位　メガパスカル）

ハ　ポンプを用いる加圧送水装置は、次に定めるところによること。

（イ）ポンプの吐出量は、屋外消火栓の設置個数（当該設置個数が二を超えるとき は、二とする。）に四百リットル毎分を乗じて得た量以上の量とすること。

（ロ）ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

Ｈ＝ｈ１＋ｈ２＋ｈ３＋２５ｍ

Ｈは、ポンプの全揚程（単位　メートル）

ｈ１は、消防用ホースの摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ２は、配管の摩擦損失水頭（単位　メートル）

ｈ３は、落差（単位　メートル）

ニ　加圧送水装置には、当該屋外消火栓設備のノズルの先端における放水圧力が〇・六メガパスカルを超えないための措置を講じること。

ホ　起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のＰ型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。

十一　第十二条第一項第八号の規定は、屋外消火栓設備について準用する。

十二　貯水槽等には第十二条第一項第九号に規定する措置を講じること。

（自動火災報知設備の感知器等）

第二十三条　令第二十一条第二項第一号ただし書の総務省令で定める場合は、自動火災報知設備の一の警戒区域の面積が五百平方メートル以下であり、かつ、当該警戒区域が防火対象物の二の階にわたる場合又は第五項（第一号及び第三号に限る。）の規定により煙感知器を設ける場合とする。

２　令第二十一条第三項の総務省令で定めるものは、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物又はその部分並びに第五項各号及び第六項第二号に掲げる場所とする。

３　令第二十一条第三項の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で種別が一種のものとする。

４　自動火災報知設備の感知器の設置は、次に定めるところによらなければならない。

一　感知器は、次に掲げる部分以外の部分で、点検その他の維持管理ができる場所に設けること。

イ　感知器（炎感知器（火災により生ずる炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この号（ホを除く。）において同じ。）の取付け面（感知器を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この条において同じ。）の高さが二十メートル以上である場所

ロ　上屋その他外部の気流が流通する場所で、感知器によつては当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもの

ハ　天井裏で天井と上階の床との間の距離が〇・五メートル未満の場所

ニ　煙感知器及び熱煙複合式スポット型感知器にあつては、イからハまでに掲げる場所のほか、次に掲げる場所

（イ）じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所

（ロ）腐食性ガスが発生するおそれのある場所

（ハ）厨房その他正常時において煙が滞留する場所

（ニ）著しく高温となる場所

（ホ）排気ガスが多量に滞留する場所

（ヘ）煙が多量に流入するおそれのある場所

（ト）結露が発生する場所

（チ）（イ）から（ト）までに掲げる場所のほか、感知器の機能に支障を及ぼすおそれのある場所

ホ　炎感知器にあつては、ハに掲げる場所のほか、次に掲げる場所

（イ）ニ（ロ）から（ニ）まで、（ヘ）及び（ト）に掲げる場所

（ロ）水蒸気が多量に滞留する場所

（ハ）火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所

（ニ）（イ）から（ハ）までに掲げる場所のほか、感知器の機能に支障を及ぼすおそれのある場所

ヘ　小規模特定用途複合防火対象物（令第二十一条第一項第八号に掲げる防火対象物を 除く。）の部分（同項第五号及び第十一号から第十五号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）のうち、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分以外の部分で、令別表第一各項の防火対象物の用途以外の用途に供される部分及び同表各項（（十三）項ロ及び（十六）項から（二十）項までを除く。）の防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供される部分であつて当該用途に供される部分の床面積（その用途に供される部分の床面積が当該小規模特定用途複合防火対象物において最も大きいものである場合にあつては、当該用途に供される部分及び次に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計）が五百平方メートル未満（同表（十一）項及び（十五）項に掲げる防火対象物の用途に供される部分にあつては、千平方メートル未満）であるもの

（イ）令別表第一（二）項ニ、（五）項イ並びに（六）項イ（１）から（３）まで及びロに掲げる防火対象物

（ロ）令別表第一（六）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二　取付け面の高さに応じ、次の表で定める種別の感知器を設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別
四メートル未満	差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型、定温式、イオン化式スポット型又は光電式スポット型

四メートル以上八メートル未満	差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型、定温式特種若しくは一種、イオン化式スポット型一種若しくは二種又は光電式スポット型一種若しくは二種
八メートル以上十五メートル未満	差動式分布型、イオン化式スポット型一種若しくは二種又は光電式スポット型一種若しくは二種
十五メートル以上二十メートル未満	イオン化式スポット型一種又は光電式スポット型一種

三　差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型の感知器は、次に定めるところによること。

イ　感知器の下端は、取付け面の下方〇・三メートル以内の位置に設けること。

ロ　感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から〇・四メートル（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては〇・六メートル）以上突出したはり等によつて区画された部分をいう。以下同じ。）ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積（多信号感知器にあつては、その有する種別に応じて定める床面積のうち最も大きい床面積。第四号の三及び第七号において同じ。）につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ		感知器の種別						
		差動式スポット型		補償式スポット型		定温式スポット型		
		一種	二種	一種	二種	特種	一種	二種
四メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	平方メートル九十	平方メートル七十	平方メートル九十	平方メートル七十	平方メートル七十	平方メートル六十	平方メートル二十
	その他の構造の防火対象物又はその部分	五十	四十	五十	四十	四十	三十	十五
四メートル以上八メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	四十五	三十五	四十五	三十五	三十五	三十	

	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	二十五	三十	二十五	二十五	十五	

四　差動式分布型感知器（空気管式のもの）は、次に定めるところによること。

イ　感知器の露出部分は、感知区域ごとに二十メートル以上とすること。

ロ　感知器は、取付け面の下方〇・三メートル以内の位置に設けること。

ハ　感知器は、感知区域の取付け面の各辺から一・五メートル以内の位置に設け、かつ、相対する感知器の相互間隔が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては九メートル以下、その他の構造の防火対象物又はその部分にあつては六メートル以下となるように設けること。ただし、感知区域の規模又は形状により有効に火災の発生を感知することができるときは、この限りでない。

ニ　一の検出部に接続する空気管の長さは、百メートル以下とすること。

ホ　感知器の検出部は、五度以上傾斜させないように設けること。

四の二　差動式分布型感知器（熱電対式のもの）は、次に定めるところによること。

イ　感知器は、取付け面の下方〇・三メートル以内の位置に設けること。

ロ　感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）以下の場合にあつては四個以上、七十二平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、八十八平方メートル）を超える場合にあつては四個に十八平方メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物にあつては、二十二平方メートル）までを増すごとに一個を加えた個数以上の熱電対部を火災を有効に感知するように設けること。

ハ　一の検出部に接続する熱電対部の数は、二十以下とすること。

ニ　感知器の検出部は、五度以上傾斜させないように設けること。

四の三　差動式分布型感知器（熱半導体式のもの）は、次に定めるところによること。

イ　感知器の下端は、取付け面の下方〇・三メートル以内の位置に設けること。

ロ　感知器は、感知区域ごとに、その床面積が、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の二倍の床面積以下の場合にあつては二個（取付け面の高さが八メートル未満で、当該表で定める床面積以下の場合にあつては、一個）以上、当該表で定める床面積の二倍の床面積を超える場合にあつては二個に当該表で定める床面積までを増すごとに一個を加えた個数以上の感熱部を火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ		感知器の種別	
		一種	二種
八メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	平方メートル 六十五	平方メートル 三十六

	その他の構造の防火対象物又はその部分	四十	二十三
八メートル以上十五メートル未満	主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分	五十	
	その他の構造の防火対象物又はその部分	三十	

ハ　一の検出器に接続する感熱部の数は、二以上十五以下とすること。

ニ　感知器の検出部は、五度以上傾斜させないように設けること。

五　定温式感知線型感知器は、次に定めるところによること。

イ　感知器は、取付け面の下方〇・三メートル以内の位置に設けること。

ロ　感知器は、感知区域ごとに取付け面の各部分から感知器のいずれかの部分までの水平距離が、特種又は一種の感知器にあつては三メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、四・五メートル）以下、二種の感知器にあつては一メートル（主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分にあつては、三メートル）以下となるように設けること。

六　定温式感知器の性能を有する感知器は、正常時における最高周囲温度が、補償式スポット型感知器にあつては公称定温点より、その他の定温式感知器の性能を有する感知器にあつては公称作動温度（二以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）より二十度以上低い場所に設けること。

七　煙感知器（光電式分離型感知器を除く。）は、次に定めるところによること。

イ　天井が低い居室又は狭い居室にあつては入口付近に設けること。

ロ　天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に設けること。

ハ　感知器の下端は、取付け面の下方〇・六メートル以内の位置に設けること。

ニ　感知器は、壁又ははりから〇・六メートル以上離れた位置に設けること。

ホ　感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

取付け面の高さ	感知器の種別	
	一種及び二種	三種
四メートル未満	平方メートル百五十	平方メートル五十
四メートル以上二十メートル未満	七十五	

ヘ　感知器は、廊下及び通路にあつては歩行距離三十メートル（三種の感知器にあつて は二十メートル）につき一個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離十五メートル（三種の感知器にあつては十メートル）につき一個以上（当該階段及び傾斜路のう

ち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が令第四条の二の二第二号に規定する避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が二（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は第四条の二の三に規定する避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下「特定一階段等防火対象物」という。）に存するものにあつては、一種又は二種の感知器を垂直距離七・五メートルにつき一個以上）の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

七の二　熱煙複合式スポット型感知器は、第三号イ並びに前号イ、ロ、ニ及びへの規定（同号への規定については、廊下及び通路に係る部分に限る。）に準ずるほか、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて第三号ロ及び前号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

七の三　光電式分離型感知器は、次に定めるところによること。

イ　感知器の受光面が日光を受けないように設けること。

ロ　感知器の光軸（感知器の送光面の中心と受光面の中心とを結ぶ線をいう。以下同じ。）が並行する壁から〇・六メートル以上離れた位置となるように設けること。

ハ　感知器の送光部及び受光部は、その背部の壁から一メートル以内の位置に設けること。

ニ　感知器を設置する区域の天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが二十メートル以上の場所以外の場所に設けること。この場合において、当該天井等の高さが十五メートル以上の場所に設ける感知器にあつては、一種のものとする。

ホ　感知器の光軸の高さが天井等の高さの八十パーセント以上となるように設けること。

ヘ　感知器の光軸の長さが当該感知器の公称監視距離の範囲内となるように設けること。

ト　感知器は、壁によつて区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように設けること。

七の四　炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。

イ　感知器は、天井等又は壁に設けること。

ロ　感知器は、壁によつて区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。

ハ　感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。

ニ　感知器は、日光を受けない位置に設けること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等を設けた場合にあつては、この限りでない。

七の五　道路の用に供される部分に設けられる炎感知器は、次に定めるところによること。

イ　感知器は、道路の側壁部又は路端の上方に設けること。

ロ　感知器は、道路面（監視員通路が設けられている場合にあつては、当該通路面）からの高さが一・〇メートル以上一・五メートル以下の部分に設けること。

ハ　感知器は、道路の各部分から当該感知器までの距離（以下「監視距離」という。）が公称監視距離の範囲内となるように設けること。ただし、設置個数が一となる場合にあつては、二個設けること。

ニ　感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。

ホ　感知器は、日光を受けない位置に設けること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等を設けた場合にあつては、この限りでない。

七の六　連動型警報機能付感知器で、次のいずれかに該当するものは、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備以外の自動火災報知設備に用いることができない。

イ　火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるもの（電源に電池を用いるもの を除く。）で、電力の供給が停止した場合、その旨の信号を発信することができないもの

ロ　電源に電池を用いるもので、電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限値となつたとき、その旨を受信機に自動的に発信することができないもの

ハ　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号。ニにおいて「感知器等規格省令」という。）第二十一条の二の試験を行わなかつたもの（防水型のものを除く。）

ニ　感知器等規格省令第二十二条第一項各号の試験を行わなかつたもの

八　感知器は、差動式分布型及び光電式分離型のもの並びに炎感知器を除き、換気口等の空気吹出し口から一・五メートル以上離れた位置に設けること。

九　スポット型の感知器（炎感知器を除く。）は、四十五度以上傾斜させないように設けること。

5　令第二十一条第一項（第十二号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、第一号及び第三号に掲げる場所にあつては煙感知器を、第二号及び第三号の二に掲げる場所にあつては煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を、第四号に掲げる場所にあつては煙感知器又は炎感知器を、第五号に掲げる場所にあつては炎感知器を、第六号に掲げる場所にあつては煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設けなければならない。

一　階段及び傾斜路

二　廊下及び通路（令別表第一（一）項から（六）項まで、（九）項、（十二）項、（十五）項、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物の部分に限る。）

三　エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類するもの

三の二　遊興のための設備又は物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。）（令別表第一（二）項ニ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火

対象物にあつては、同表（二）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）の部分に限る。）

四　感知器を設置する区域の天井等の高さが十五メートル以上二十メートル未満の場所

五　感知器を設置する区域の天井等の高さが二十メートル以上の場所

六　前各号に掲げる場所以外の地階、無窓階及び十一階以上の部分（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十五）項、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物又はその部分に限る。）

6　令第二十一条第一項（第十二号を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち次の各号に掲げる場所には、当該各号に定めるところにより感知器を設けなければならない。

一　前項第六号に規定する防火対象物又はその部分で第四項第一号ニ（（チ）を除く。）の規定により煙感知器又は熱煙複合式スポット型感知器を設置せず、かつ、同号ホ（（二）を除く。）の規定により炎感知器を設置しない場所　別表第一の二の三において、場所の区分に応じ、適応するものとされる種別を有する感知器

二　前項各号に掲げる場所以外の地階、無窓階又は十一階以上の階　差動式若しくは補償式の感知器のうち一種若しくは二種、定温式感知器のうち特種若しくは一種（公称作動温度七十五度以下のものに限る。）、イオン化式若しくは光電式の感知器のうち一種、二種若しくは三種若しくはこれらの種別を有する感知器又は炎感知器

三　前項又は前二号に掲げる場所以外の場所（廊下、便所その他これらに類する場所を除く。）　その使用場所に適応する感知器

7　この条（第四項第六号を除く。）において、次の表の上欄に掲げる種別のアナログ式感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）第二条第七号又は同条第十二号から第十四号までに規定するものをいう。以下同じ。）に関する基準については、それぞれ同表の中欄に掲げる設定表示温度等の範囲の区分に応じ、同表の下欄に掲げる種別の感知器の例によるものとする。

<table>
<tr><th>アナログ式感知器の種別</th><th colspan="2">設定表示温度等の範囲</th><th>感知器の種別</th></tr>
<tr><td rowspan="2">熱アナログ式スポット型感知器</td><td>注意表示に係る設定表示温度</td><td>（正常時における最高周囲温度＋２０）度以上（設定火災表示温度－１０）度以下</td><td rowspan="2">定温式スポット型特種</td></tr>
<tr><td>火災表示に係る設定表示温度</td><td>（正常時における最高周囲温度＋３０）度以上（正常時における最高周囲温度＋５０）度以下</td></tr>
<tr><td>イオン化アナログ式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器</td><td>注意表示に係る設定表示濃度</td><td>２．５パーセントを超え５．０パーセント以下</td><td>光電式スポット型一種</td></tr>
</table>

	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え１５パーセント以下	
	注意表示に係る設定表示濃度	５パーセントを超え１０パーセント以下	光電式スポット型二種
	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え２２．５パーセント以下	
	注意表示に係る設定表示濃度	１０パーセントを超え１５パーセント以下	光電式スポット型三種
	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え２２．５パーセント以下	
光電アナログ式分離型感知器（Ｌ１が四十五メートル未満のもの）	注意表示に係る設定表示濃度	０．３×Ｌ２パーセントを超え（２／３）（０．８×Ｌ１＋２９）パーセント以下	光電式分離型一種
	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え（Ｌ１＋４０）パーセント以下	
	注意表示に係る設定表示濃度	２／３（０．８×Ｌ１＋２９）パーセントを超え２／３（Ｌ１＋４０）パーセント以下	光電式分離型二種
	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え（Ｌ１＋４０）パーセント以下	
光電アナログ式分離型感知器（Ｌ１が四十五メートル以上のもの）	注意表示に係る設定表示濃度	０．３×Ｌ２パーセントを超え４３．３パーセント以下	光電式分離型一種

	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え８５パーセント以下	
	注意表示に係る設定表示濃度	４３．３パーセントを超え５６．７パーセント以下	光電式分離型二種
	火災表示に係る設定表示濃度	設定注意表示濃度を超え８５パーセント以下	

注　Ｌ１は公称監視距離の最小値であり、Ｌ２は公称監視距離の最大値である。

8　令第二十一条第一項第十二号に掲げる道路の用に供される部分には、その使用場所に適応する炎感知器を設けなければならない。

9　自動火災報知設備の中継器の設置は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　受信機において、受信機から感知器に至る配線の導通を確認することができないものにあつては、回線ごとに導通を確認することができるように受信機と感知器との間に中継器を設けること。

二　中継器は、点検に便利で、かつ、防火上有効な措置を講じた箇所に設けること。

（自動火災報知設備に関する基準の細目）

第二十四条　自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ　感知器の信号回路は、容易に導通試験をすることができるように、送り配線にするとともに回路の末端に発信機、押しボタン又は終端器を設けること。ただし、配線が感知器若しくは発信機からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

ロ　電源回路と大地との間及び電源回路の配線相互の間の絶縁抵抗は、直流二百五十ボルトの絶縁抵抗計で計つた値が、電源回路の対地電圧が百五十ボルト以下の場合は〇・一メガオーム以上、電源回路の対地電圧が百五十ボルトを超える場合は〇・二メガオーム以上であり、感知器回路（電源回路を除く。）及び附属装置回路（電源回路を除く。）と大地との間並びにそれぞれの回路の配線相互の間の絶縁抵抗は、一の警戒区域ごとに直流二百五十ボルトの絶縁抵抗計で計つた値が〇・一メガオーム以上であること。

ハ　次に掲げる回路方式を用いないこと。

（イ）　接地電極に常時直流電流を流す回路方式

（ロ）　感知器、発信機又は中継器の回路と自動火災報知設備以外の設備の回路とが同一の配線を共用する回路方式（火災が発生した旨の信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）

ニ　自動火災報知設備の配線に使用する電線とその他の電線とは同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切つた場合においては、その仕切られた部分は別個のダクトとみなす。）若しくは線ぴ又はプルボックス等の中に設けないこと。ただし、六十ボルト以下の弱電流回路に使用する電線にあつては、この限りでない。

ホ　Ｒ型受信機及びＧＲ型受信機に接続される固有の信号を有する感知器及び中継器から受信機までの配線については、第十二条第一項第五号の規定に準ずること。

ヘ　感知器回路の配線について共通線を設ける場合の共通線は、一本につき七警戒区域以下とすること。ただし、Ｒ型受信機及びＧＲ型受信機に接続される固有の信号を有する感知器又は中継器が接続される感知器回路にあつては、この限りでない。

ト　Ｐ型受信機及びＧＰ型受信機の感知器回路の電路の抵抗は、五十オーム以下となるように設けること。

チ　火災により一の階のスピーカー又はスピーカーの配線が短絡又は断線した場合にあつても、他の階への火災の報知に支障のないように設けること。

一の二　火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機を設ける場合は、次に定めるところによること。

イ　感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができる位置に設けること。

ロ　受信機において感知器、中継器、地区音響装置又は発信機（第三号イ及び第四号ニにおいて「感知器等」という。）から発信される信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

二　受信機は、次に定めるところにより設けること。

イ　受信機は、感知器、中継器又は発信機の作動と連動して、当該感知器、中継器又は発信機の作動した警戒区域を表示できるものであること。

ロ　受信機の操作スイッチは、床面からの高さが〇・八メートル（いすに座つて操作するものにあつては〇・六メートル）以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

ハ　特定一階段等防火対象物及びこれ以外の防火対象物で令別表第一（二）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに設ける受信機で、地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ（以下この号において「地区音響停止スイッチ」という。）を設けるものにあつては、当該地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態（以下この号において「停止状態」という。）にある間に、受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）地区音響装置を鳴動させる状態に移行するものであること。

ニ　受信機は、防災センター等に設けること。

ホ　主音響装置及び副音響装置の音圧及び音色は、次の（イ）及び（ロ）に定めるところによる。

（イ）他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

（ロ）主音響装置及び副音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

ヘ　Ｐ型一級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、Ｐ型二級受信機、Ｐ型三級受信機、ＧＰ型一級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、ＧＰ型二級受信機及びＧＰ型三級受信機は、一の防火対象物（令第二十一条第一項第十号、第十一号及び第十三号に係る階にあつては、当該階）につき三台以上設けないこと。

ト　一の防火対象物（令第二十一条第一項第十号、第十一号及び第十三号に係る階にあつては、当該階）に二以上の受信機が設けられているときは、これらの受信機のある場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。

チ　Ｐ型二級受信機及びＧＰ型二級受信機で接続することができる回線の数が一のものは、令別表第一に掲げる防火対象物で延べ面積（令第二十一条第一項第十号、第十一号及び第十三号に係る階に設ける場合にあつては、当該階の床面積）が三百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

リ　Ｐ型三級受信機及びＧＰ型三級受信機は、令別表第一に掲げる防火対象物で延べ面積（令第二十一条第一項第十号に係る階に設ける場合にあつては、当該階の床面積）が百五十平方メートルを超えるものに設けないこと。

三　電源は、次に定めるところにより設けること。

イ　電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、感知器等の電源に電池を用いる場合において、当該電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機において確認するための措置が講じられているときは、この限りでない。

ロ　電源の開閉器には、自動火災報知設備用のものである旨を表示すること。

四　非常電源は、次に定めるところにより設けること。

イ　延べ面積が千平方メートル以上の特定防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源にあつては蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。この号において同じ。）、その他の防火対象物に設ける自動火災報知設備の非常電源にあつては非常電源専用受電設備又は蓄電池設備によること。

ロ　蓄電池設備は、第十二条第一項第四号イ（イ）から（ニ）まで及び（ヘ）、ハ（イ）から（ニ）まで並びにホの規定の例によることとし、その容量は、自動火災報知設備を有効に十分間作動することができる容量以上であること。

ハ　非常電源専用受電設備は、第十二条第一項第四号イ及びホの規定の例によること。

ニ　前号イただし書の場合において、電池の電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨を受信機に百六十八時間以上発信した後、当該感知器等を十分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

五　地区音響装置（次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）は、Ｐ型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの、Ｐ型三級受信機、ＧＰ型二級受信機で接続することができる回線の数が一のもの若しくはＧＰ型三級受信機を当該受信機を用いる自動火災報知設備の警戒区域に設ける場合又は放送設備を第二十五条の二に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところにより設けること。

イ　音圧又は音色は、次の（イ）から（ハ）までに定めるところによること。

（イ）取り付けられた音響装置の中心から一メートル離れた位置で九十デシベル以上であること。

（ロ）地区音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

（ハ）令別表第一（二）項ニ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（二）項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号イ（ハ）並びに第二十五条の二第二項第一号イ（ハ）及び第三号イ（ハ）において同じ。）のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室（これに類する施設を含む。以下この号、次号イ（ハ）並びに第二十五条の二第二項第一号イ（ハ）及び第三号イ（ハ）において同じ。）があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

ロ　階段又は傾斜路に設ける場合を除き、感知器の作動と連動して作動するもので、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）の全区域に有効に報知できるように設けること。

ハ　地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

ニ　各階ごとに、その階（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）の各部分から一の地区音響装置までの水平距離が二十五メートル以下となるように設けること。

ホ　受信機から地区音響装置までの配線は、第十二条第一項第五号の規定に準じて設けること。ただし、ト及び次号ニの消防庁長官の定める基準により受信機と地区音響装置との間の信号を無線により発信し、又は受信する場合にあつては、この限りでない。

ヘ　地区音響装置は、一の防火対象物に二以上の受信機が設けられているときは、いずれの受信機からも鳴動させることができるものであること。

ト　地区音響装置は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

五の二　地区音響装置（音声により警報を発するものに限る。以下この号において同じ。）は、前号（イ、ハ及びトを除く。）の規定の例によるほか、次に定めるところにより設けること。

イ　音圧又は音色は、次の（イ）から（ハ）までに定めるところによること。

（イ）取り付けられた音響装置の中心から一メートル離れた位置で九十二デシベル以上であること。

（ロ）地区音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

（ハ）令別表第一（二）項ニ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物のうち、遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室があるものにあつては、当該役務を提供している間においても、当該個室において警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。

ロ　地階を除く階数が五以上で延べ面積が三千平方メートルを超える防火対象物又はその部分にあつては、次の（イ）又は（ロ）に該当すること。

（イ）出火階が、二階以上の階の場合にあつては出火階及びその直上階、一階の場合にあつては出火階、その直上階及び地階、地階の場合にあつては出火階、その直上階及びその他の地階に限つて警報を発することができるものであること。この場合において、一定の時間が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合には、当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）の全区域に自動的に警報を発するように措置されていること。

（ロ）当該設備を設置した防火対象物又はその部分（前条第四項第一号ヘに掲げる部分を除く。）の全区域に火災が発生した場所を報知することができるものであること。

ハ　スピーカーに至る回路は、自動火災報知設備の信号回路における信号の伝達に影響を及ぼさないように設けるとともに、他の電気回路によつて誘導障害が生じないように設けること。

ニ　地区音響装置は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

六　次に掲げる事態が生じたとき、受信機において、火災が発生した旨の表示をしないこと。

イ　配線の一線に地絡が生じたとき。

ロ　開閉器の開閉等により、回路の電圧又は電流に変化が生じたとき。

ハ　振動又は衝撃を受けたとき。

七　蓄積型の感知器又は蓄積式の中継器若しくは受信機を設ける場合は、一の警戒区域ごとに、次に定めるところによること。

イ　感知器の公称蓄積時間並びに中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計時間が六十秒を超えないこと。

ロ　蓄積式の中継器又は受信機を設ける場合で煙感知器以外の感知器を設けるときは、中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計時間が二十秒を超えないこと

八　一の警戒区域に蓄積型の感知器又は蓄積式中継器を設ける場合は、受信機は、当該警戒区域において二信号式の機能を有しないものであること。

八の二　発信機は、Ｐ型二級受信機で接続することができる回線が一のもの、Ｐ型三級受信機、ＧＰ型二級受信機で接続することができる回線が一のもの若しくはＧＰ型三級受信機に設ける場合又は非常警報設備を第二十五条の二第二項に定めるところにより設置した場合を除き、次に定めるところによること。

イ　各階ごとに、その階（前条第四項第一号へに掲げる部分を除く。）の各部分から一の発信機までの歩行距離が五十メートル以下となるように設けること。

ロ　床面からの高さが〇・八メートル以上一・五メートル以下の箇所に設けること。

ハ　発信機の直近の箇所に表示灯を設けること。

ニ　表示灯は、赤色の灯火で、取付け面と十五度以上の角度となる方向に沿つて十メートル離れたところから点灯していることが容易に識別できるものであること。

ホ　Ｐ型一級受信機、ＧＰ型一級受信機、Ｒ型受信機及びＧＲ型受信機に接続するものはＰ型一級発信機とし、Ｐ型二級受信機及びＧＰ型二級受信機に接続するものはＰ型二級発信機とすること。

九　第十二条第一項第八号の規定は、自動火災報知設備について準用する。

第二十四条の二　自動火災報知設備の維持に関する技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　受信機は、次のイからニまでに定めるところにより維持すること。

イ　受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと。

ロ　操作部の各スイツチが正常な位置にあること。

ハ　受信機の付近に警戒区域一覧図を備えておくこと。ただし、前条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

ニ　アナログ式中継器及びアナログ式受信機にあつては当該中継器及び受信機の付近に表示温度等設定一覧図を備えておくこと。

二　感知器は、次のイ及びロに定めるところにより維持すること。

イ　炎感知器以外の感知器にあつては感知区域、炎感知器にあつては監視空間又は監視距離が適正であること。

ロ　火災の感知を妨げるような措置がなされていないこと。

三　発信機及び中継器は、その附近に当該機器の操作上支障となる障害物がないように維持すること。

四　自動火災報知設備の常用電源、非常電源及び予備電源は、次に定めるところにより維持すること。

イ　常用電源が正常に供給されていること。

ロ　非常電源及び予備電源の電圧及び容量が適正であること。

五　アナログ式自動火災報知設備（感知器からの火災情報信号を中継器又は受信機により受信し、表示温度等を設定する機能を有する自動火災報知設備をいう。）にあつては、表示温度等を当該自動火災報知設備に係るアナログ式感知器の種別に応じ、第二十三条第七項の表の中欄に掲げる設定表示温度等の範囲内に維持すること。

六　火災が発生した旨の信号を無線により発信し、又は受信する感知器、中継器、受信機、地区音響装置又は発信機は、これらの間において確実に信号を発信し、又は受信することができるよう良好な状態に維持すること。

（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）

第二十八条の二　令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、避難口誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一　令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（避難階（無窓階を除く。以下この号及び次項第一号において同じ。）にあつては次条第三項第一号イに掲げる避難口、避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。以下この条において同じ。）にあつては同号ロに掲げる避難口をいう。以下この条において同じ。）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては二十メートル以下、避難階以外の階にあつては十メートル以下であるもの

二　前号に掲げるもののほか、令別表第一（一）項に掲げる防火対象物の避難階（床面積が五百平方メートル以下で、かつ、客席の床面積が百五十平方メートル以下のものに限る。第三項第二号において同じ。）で次のイからハまでに該当するもの

イ　客席避難口（客席に直接面する避難口をいう。以下この条において同じ。）を二以上有すること。

ロ　客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が二十メートル以下であること。

ハ　すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。以下この条において同じ。）が設けられていること。

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイからハまでに該当するもの

イ　次条第三項第一号イに掲げる避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。以下この号、次項第二号及び第三項第三号において同じ。）を有すること。

ロ　室内の各部分から、次条第三項第一号イに掲げる避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ　燐光等により光を発する誘導標識（以下この条及び次条において「蓄光式誘導標識」という。）が消防庁長官の定めるところにより設けられていること。

四　前三号に掲げるもののほか、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ　居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

（イ）随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること

（ロ）居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

四の二　前各号に掲げるもののほか、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項イ及びロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ　居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること

（イ）随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること

（ロ）居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

五　前各号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

2　令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。

一　令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあつては四十メートル以下、避難階以外の階にあつては三十メートル以下であるもの

二　前号に掲げるもののほか、令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ　次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ　室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項ロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に存する同表（六）

項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの同表（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ　居室を、準耐火構造の壁及び床（三階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、防火戸（三階以上の階に存する場合にあつては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

（イ）随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること

（ロ）居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

三の二　前各号に掲げるもののほか、令別表第一（十六）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（五）項イ及びロ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のイからホまでに定めるところにより、十階以下の階に設置される区画を有するものの同表（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び十一階以上の階を除く。）

イ　居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

ロ　壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては準不燃材料で、その他の部分にあつては難燃材料でしたものであること。

ハ　区画する壁及び床の開口部の面積の合計が八平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が四平方メートル以下であること。

ニ　ハの開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置

付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、二以上の異なつた経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が四平方メートル以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること

（イ）随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること

（ロ）居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。

ホ　令別表第一（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

四　前三号に掲げるもののほか、小規模特定用途複合防火対象物（令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項に掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の地階、無窓階及び十一階以上の部分以外の部分

五　令別表第一（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、建築基準法施行令第百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの

3　令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、誘導標識については、次の各号に定める部分とする。

一　令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であるもの

二　前号に掲げるもののほか、令別表第一（一）項に掲げる防火対象物の避難階で次のイからハまでに該当するもの

イ　客席避難口を二以上有すること。

ロ　客席の各部分から客席避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、客席の各部分から当該客席避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ハ　すべての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置が設けられていること。

三　前二号に掲げるもののほか、令別表第一（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で、次のイ及びロに該当するもの

イ　次条第三項第一号イに掲げる避難口を有すること。

ロ　室内の各部分から次条第三項第一号イに掲げる避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

（誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目）

第二十八条の三　避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の下欄に掲げる表示面の明るさ（常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。第四項第二号及び第三号において同じ。）を有するものとしなければならない。

区分		表示面の縦寸法（メートル）	表示面の明るさ（カンデラ）
避難口誘導灯	Ａ級	○・四以上	五十以上
	Ｂ級	○・二以上○・四未満	十以上
	Ｃ級	○・一以上○・二未満	一・五以上
通路誘導灯	Ａ級	○・四以上	六十以上
	Ｂ級	○・二以上○・四未満	十三以上
	Ｃ級	○・一以上○・二未満	五以上

２　避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の各号に定める距離のうちいずれかの距離以下となる範囲とする。ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が十メートル以下となる範囲とする。

一　次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる距離

区分			距離（メートル）
避難口誘導灯	Ａ級	避難の方向を示すシンボルのないもの	六十
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	四十
	Ｂ級	避難の方向を示すシンボルのないもの	三十
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	二十
	Ｃ級		十五

通路誘導灯	A級	二十
	B級	十五
	C級	十

二　次の式に定めるところにより算出した距離

D＝k h

Dは、歩行距離（単位　メートル）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位　メートル）

kは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

区分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	百五十
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	百
通路誘導灯		五十

3　避難口誘導灯及び通路誘導灯は、各階ごとに、次の各号に定めるところにより、設置しなければならない。

一　避難口誘導灯は、次のイからニまでに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

イ　屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ロ　直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ハ　イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）

ニ　イ又はロに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）

二　通路誘導灯は、廊下又は通路のうち次のイからハまでに掲げる箇所に設けること。

イ　曲り角

ロ　前号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

ハ　イ及びロのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

4　誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　避難口誘導灯及び通路誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。

二　避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）は、常時、第一項に掲げる明るさで点灯していること。ただし、当該防火対象物が無人である場合又は次のイからハまでに掲げる場所に設置する場合であつて、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、この限りでない。

イ　外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所

ロ　利用形態により特に暗さが必要である場所

ハ　主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所

三　避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次のイ又はロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分がＡ級又はＢ級のもの（避難口誘導灯にあつては表示面の明るさが二十以上のもの又は点滅機能を有するもの、通路誘導灯にあつては表示面の明るさが二十五以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。

イ　令別表第一（十）項、（十六の二）項又は（十六の三）項に掲げる防火対象物

ロ　令別表第一（一）項から（四）項まで若しくは（九）項イに掲げる防火対象物の階又は同表（十六）項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表（一）項から（四）項まで若しくは（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が千平方メートル以上のもの

三の二　令別表第一（二）項ニ、（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ、（十六の二）項及び（十六の三）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（二）項ニに掲げる防火対象物の用途に供する部分に限る。）に設ける通路誘導灯（階段及び傾斜路に設けるものを除く。）にあつては、床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合にあつては、この限りでない。

四　階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあつては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が一ルクス以上となるように設けること。

五　床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。

六　誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ　前項第一号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

ロ　自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。

ハ　避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること。

七　雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。

八　誘導灯の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。

九　電源は、第二十四条第三号の規定の例により設けること。

十　非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、その容量を誘導灯を有効に二十分間（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の前項第一号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分にあつては、通路誘導灯を除く。）にあつては、六十分間）作動できる容量（二十分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とするほか、第十二条第一項第四号イ（イ）から（ニ）まで及び（ヘ）、ロ（ロ）から（ニ）まで、ハ（イ）から（ニ）まで、ニ（イ）及び（ロ）並びにホの規定の例により設けること

十一　配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

十二　第十二条第一項第八号の規定は、誘導灯について準用する。

5　誘導標識（前条第一項第三号ハ並びに前項第三号の二及び第十号に基づき設置する蓄光式誘導標識を除く。）の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一　避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が七・五メートル以下となる箇所及び曲り角に設けること

二　多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けること。

三　誘導標識の周囲には、誘導標識とまぎらわしい又は誘導標識をさえぎる広告物、掲示物等を設けないこと。

6　誘導灯及び誘導標識は、消防庁長官が定める基準に適合するものでなければならない。

参考２

建築基準法、建築基準法施行令（一部抜粋）

＜建築基準法＞

○　建築基準法第２条（居室の定義）

「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

○　建築基準法第 26 条第１項（防火壁について）

１　延べ面積が千平方メートルを超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ千平方メートル以内としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

（１、２　略）

（３）畜舎その他の政令で定める用途に供する建築物で、その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの。

＜建築基準法施行令＞

○ 建築基準法施行令第 114 条第３項（建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁について）

３　建築面積が三百平方メートルを超える建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井とするか、又は桁行間隔十二メートル以内ごとに小屋裏（準耐火構造の隔壁で区画されている小屋裏の部分で、当該部分の直下の天井が強化天井であるものを除く。）に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

（１、２　略）

（３）その周辺地域が農業上の利用に供され、又はこれと同様の状況にあって、その構造及び用途並びに周囲の状況に関し避難上及び延焼防止上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上屋

平成６年７月建設省告示第1716号

建築基準法第二十六条第三号の規定に基づく国土交通大臣が定める基準

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十六条第三号の規定に基づき、国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

第１　構造

畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場の上家の用途に供する建築物（以下「畜舎等」という。）は、次に掲げる構造のものであること。

１　畜舎等の外壁に避難上有効な開口部が二以上設けられており、畜舎等の各部分から当該各開口部に至る歩行経路が確保されているものであること。

２　畜舎等を間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設ける等により畜舎等において作業に従事する者が火災の発生を容易に覚知できるものであること。

第２　用途

畜舎等の各部分が、次に掲げる用途に供されるものでないこと。

売場、集会室その他の不特定又は多数の者の利用に供する用途

寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供する用途

調理室、浴室その他の火を使用する設備又は器具を設けて利用する用途

第３　周囲の状況

畜舎等の周囲の状況が、次のいずれかに適合するものであること。

１　次のイ及びロに適合する畜舎等にあっては、六メートル以内に建築物又は工作物（当該畜舎等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。次号において同じ。）が存しないこと。

イ　階数が１であるもの

ロ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域以外の区域内にあるもの

２　前号に掲げるもの以外の畜舎等にあっては、二十メートル以内に建築物又は工作物が存しないこと。

○特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

（平成十四年五月二十九日）

（国土交通省告示第四百七十四号）

改正　平成一九年　五月一八日国土交通省告示第六一一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二第一号の規定に基づき、木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物のうち畜舎又は堆肥舎の用途に供する建築物（以下「特定畜舎等建築物」という。）の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第一に、同令第三十八条第四項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の基礎の構造計算を第二に定め、及び同令第八十一条第三項の規定に基づき、特定畜舎等建築物の構造計算が第三に適合する場合においては、当該構造計算は、同令第八十二条各号及び同令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に安全性を確かめることができるものと認める。

特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件

第一　適用の範囲

特定畜舎等建築物の構造方法は、建築基準法施行令（以下「令」という。）第三章第三節、第四節の二、第五節及び第六節に定めるところによるほか、次に定めるところによらなければならない。この場合において、木造の建築物について第三第一項第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合には、令第四十三条第一項及び第四十六条の規定によらないことができる。

一　木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造若しくは鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造のうち二以上の構造を併用する建築物であること。

二　階数が一であること。

三　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であること。

四　架構を構成する柱の相互の間隔が十五メートル以下であること。

五　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に定める市街化区域以外の区域に建設し、かつ、居室を設けないこと。

第二　特定畜舎等建築物の基礎について定める構造計算

令第三十八条第四項に規定する特定畜舎等建築物の基礎の構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一　特定畜舎等建築物、敷地、地盤その他の基礎に影響を与えるものの実況に応じて、土圧、水圧その他の荷重及び外力を採用し、第三第一項第一号から第三号までに定める構造計算を行うこと。

二　前号の構造計算を行うに当たり、自重による沈下その他の地盤の変形等を考慮して

特定畜舎等建築物に有害な損傷、変形及び沈下が生じないことを確かめること。

第三　特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第三項に規定する令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等以上に特定畜舎等建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一　令第三章第八節第二款並びに次項及び第三項に規定する荷重及び外力によって特定畜舎等建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二　前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によって計算すること。

<table>
<tr><td rowspan="2">力の種類</td><td rowspan="2">荷重及び外力について想定する状態</td><td rowspan="2">一般の場合</td><td colspan="2">令第八十六条第二項ただし書の規定によって特定行政庁が指定する多雪区域（以下単に「多雪区域」という。）における場合</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>次項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合以外の場合</td><td>次項第二号に規定する積雪荷重の低減を行う場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">長期に生ずる力</td><td>常時</td><td rowspan="2">G＋P</td><td>G＋P</td><td>G＋P</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>積雪時</td><td>G＋P＋0.7S</td><td>G＋P＋S</td></tr>
<tr><td rowspan="4">短期に生ずる力</td><td>積雪時</td><td>G＋P＋S</td><td>G＋P＋S</td><td>G＋P＋S</td></tr>
<tr><td>暴風時</td><td>G＋P＋W</td><td>G＋P＋W</td><td>G＋P＋W</td><td rowspan="2">特定畜舎等建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、特定畜舎等建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>G＋P＋0.35S＋W</td><td>G＋P＋S＋W</td></tr>
<tr><td>地震時</td><td>G＋P＋K</td><td>G＋P＋0.35S＋K</td><td>G＋P＋S＋K</td><td></td></tr>
</table>

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G　令第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力

P　令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力

S　次項に規定する積雪荷重によって生ずる力

W　第三項に規定する風圧力によって生ずる力

K　令第八十八条に規定する地震力によって生ずる力

三　第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四　平成十二年建設省告示第千四百五十九号第一に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって特定畜舎等建築物の使用上の支障が起こらないことを同告示第二に定める方法によって確かめること。

五　鉄骨造の特定畜舎等建築物にあっては、前各号の規定によるほか、昭和五十五年建設省告示第千七百九十一号第二に定める構造計算を行うこと。

2　積雪荷重は、令第八十六条の規定によること。この場合において、屋根ふき材に日本工業規格A五七〇一（ガラス繊維強化ポリエステル波板）―一九九五に定める波板を使用する等屋根面の断熱性が低く、滑雪の妨げのない構造とし、かつ、屋根の勾配が十一度以上ある場合にあっては、次に定めるところによることができる。

一　次に掲げる式によって屋根の積雪荷重を計算すること。

$S = \gamma \cdot d \cdot R_s \cdot \mu_b$

（この式において、S、γ、d、R_s及びμ_bはそれぞれ次の数値を表すものとする。

S　屋根の積雪荷重（単位　一平方メートルにつきニュートン）

γ　積雪の単位荷重（多雪区域にあっては二十三、多雪区域以外の区域にあっては二十とする。）（単位　積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつきニュートン）

d　垂直積雪量として市町村の区域に応じた別表に掲げる数値以上の数値（単位センチメートル）

R_s　特定畜舎等建築物の種類及び前項第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態に応じた次の表に掲げる数値以上の数値

特定畜舎等建築物の種類	前項第二号に規定する荷重及び外力について想定する状態	数値	
		d≧70の場合	d＜70の場合
堆肥舎	常時又は積雪時	○・八四	○・七八
	暴風時又は地震時	一・○○	一・○○
豚舎、鶏舎その他これらに類する家畜の飼養施設（以下「飼養施設」という。）	常時又は積雪時	○・八七	○・八二
	暴風時又は地震時	一・○○	一・○○

搾乳施設、集乳施設その他これらに類する生乳の生産のための施設（以下「搾乳施設等」という。）	常時又は積雪時	○・九三	○・九○
	暴風時又は地震時	一・○○	一・○○

μ_b　特定畜舎等建築物が建築される区域における一月と二月の二ヶ月間の平均風速に応じた次の表に掲げる数値

当該区域における一月と二月の二ヶ月間の平均風速V（単位　メートル毎秒）	μ_b
二・○以下	○・九
三・○	○・八
四・○	○・七
四・五以上	○・六
この表に掲げるVの数値以外のVに応じたμ_bは、表に掲げる数値をそれぞれ直線的に補間した数値とする。	

）

二　堆肥舎の屋根勾配が十一度以上ある場合は、屋根の積雪荷重を一平方メートルにつき六百ニュートンまで減らして計算することができる。

三　前二号の規定により屋根の積雪荷重を減らして計算した特定畜舎等建築物については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

3　風圧力は、次の各号に定めるところによること。

一　令第八十七条の規定によること。この場合において、同条第二項に規定するV_0は、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第二に規定する数値に特定畜舎等建築物の種類に応じて次の表に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とすることができる。

特定畜舎等建築物の種類	数値
堆肥舎	○・八五
飼養施設	○・九○
搾乳施設等	○・九五

二　令第八十七条第二項に規定するEを算出する場合においては、平成十二年建設省告示第千四百五十四号第一第二項に規定するZ_bを三メートルとすることができる。

三　前二号の規定により風圧力を減らして計算した特定畜舎等建築物については、その出入口又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

附　則　（平成一九年五月一八日国土交通省告示第六一一号）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

別表(略)